

文 教 委 員 会 会 議 録

1 開会年月日

令和8年2月25日（水）

2 開会場所

第一委員会室

3 出席委員（8名）

委員長	上 田	ゆきこ
副委員長	ほかり	吉 紀
理 事	高 山	かずひろ
理 事	石 沢	のりゆき
理 事	山 田	ひろこ
理 事	小 林	れい子
理 事	岡 崎	義 顕
委 員	関 川	けさ子

4 欠席議員

な し

5 委員外議員

議 長	市 村	やすとし
副 議 長	高 山	泰 三
議 員	千 田	恵美子
議 員	金 子	てるよし

6 出席説明員

成 澤 廣 修	区長
佐 藤 正 子	副区長
加 藤 裕 一	副区長
丹 羽 恵玲奈	教育長
新 名 幸 男	企画政策部長
竹 田 弘 一	総務部長
多 田 栄一郎	子ども家庭部長

吉田雄大	教育推進部長
川崎慎一郎	企画課長
岡村健介	用地・施設マネジメント担当課長
進憲司	財政課長
横山尚人	広報戦略課長
畑中貴史	総務課長
木口正和	契約管財課長
鈴木大助	子育て支援課長
富沢勇治	子ども施策推進担当課長
奥田光広	幼児保育課長
足立和也	子ども施設担当課長
大戸靖彦	子ども家庭支援センター所長
佐藤武大	児童相談所副所長
熱田直道	教育総務課長
宮原直務	学務課長
内山真宏	教育推進部副参事
山岸健	教育指導課長
藤咲秀修	教育施策推進担当課長
日比谷光輝	児童青少年課長
木内恵美	教育センター所長
猪岡君彦	真砂中央図書館長

7 事務局職員

事務局長	佐久間 康 一
議事調査主査	糸日谷 友
議事調査担当	眞 鍋 由起子

8 本日の付議事件

(1) 付託議案審査

- 1) 議案第82号 ぶんきょうく文京区こどものけんり権利に関するかん条例じょうれい
- 2) 議案第83号 文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 3) 議案第84号 文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部

を改正する条例

- 4) 議案第85号 文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例
 - 5) 議案第86号 文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
 - 6) 議案第87号 文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例
 - 7) 議案第88号 文京区立学校設置条例の一部を改正する条例
 - 8) 議案第89号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - 9) 議案第95号 文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約
 - 10) 議員提出議案第5号 文京区立学校等学用品費無償化条例
- (2) 付託請願審査
- 1) 請願受理第70号 オーガニック給食の実現を求める請願
- (3) 理事者報告
- 1) 文京区こどもの権利に関する条例の制定等について
 - 2) こどもの入院時食事療養標準負担額の助成の実施について
 - 3) 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について
 - 4) 学校選択制度の実施に伴う令和8年度進路意向確認票の回答状況について
 - 5) 大塚四丁目仮校舎整備方針（案）について
 - 6) 文京区立後楽幼稚園の小石川地方合同庁舎（仮称）への移転について
 - 7) 文京区立中学校部活動地域展開実施計画2026（案）について
 - 8) 文京区子ども読書活動推進計画（案）について
- (4) 一般質問
- (5) その他

午前 10時00分 開会

○上田委員長 それでは、文教委員会を開会いたします。

委員等の出席状況ですが、委員は全員御出席です。

理事者につきましては、関係理事者の出席をお願いしています。

なお、議案第88号、報告事項5及び報告事項6に関連する理事者として、岡村用地・施設マネジメント担当課長、議案第95号に関連する理事者として、木口契約管財課長に御出席いただいております。

成澤区長は、「ジャマイカ大使館臨時代理大使による文京梅まつり視察対応」のため、午後2時から午後4時まで欠席です。

菊池政策研究担当課長は、病気療養のため、終日欠席です。

○上田委員長 理事会についてですが、必要に応じて、協議して開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 また、委員会終了後、視察について協議を行うため、理事会を開催したいと思います、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 それでは、委員会終了後、第一委員会室にて理事会を開催します。

なお、理事者の出席は必要ありません。

○上田委員長 本日の委員会運営について。

付託議案審査10件、区長提出議案9件と議員提出議案1件です。

議案第82号は報告事項1が、議案第83号は報告事項2が、議案第88号は報告事項6が関連するため、それぞれ報告を受け一括して質疑を行うことといたします。

また、議案第85号及び第86号の2件は、こども誰でも通園制度に係る条例改正として、一括して審議することとし、態度表明は議案ごとに行うことといたします。

議員提出議案の審査は、区長提出議案9件の審査が終了した後に行います。

議員提出議案第5号の審査の際は、説明者として、千田議員、金子議員が出席し、提案説明は千田議員が行います。

なお、説明者の座席は、委員長席正面の教育長席の隣の理事者席といたします。

付託請願審査1件、理事者報告8件、課ごとに報告を受け、質疑を行うことといたします。一般質問、その他、本会議での委員会報告について、委員会記録について、閉会、以上の運びにより本日の委員会を運営したいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 本日は、議案が10件、請願が1件、報告8件と一般質問が予定されております。

各委員及び理事者の皆様には、質問・答弁など簡潔明瞭に行い、一般質問も含めて午後5時

までに終了できるよう、本委員会の円滑な運営に御協力をお願いいたします。

○上田委員長 それでは、付託議案審査10件に入ります。

まず、議案第82号、文京区こどもの権利に関する条例、こちらは、報告事項1「文京区こどもの権利に関する条例の制定等について」が関連するため、先にその報告を受けた後、議案の提案説明を受け、一括して審議することといたします。

それでは、報告事項1の説明をお願いいたします。

富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 文京区こどもの権利に関する条例の制定等についてでございます。

条例につきましては、10月、11月にパブリックコメントを行いまして、条例の最終案を作成いたしました。

資料第4号の3ページを御覧ください。

こちらが条例最終案でございます。主な修正箇所については、データでは黄色で網掛けをしております。前文については、8月に行ったこどもの権利推進リーダーと区議会議員との意見交換会を踏まえて、その後、リーダー会議で子どもたちが自主的に修正を加えたものです。こちらの内容を条文案として整えたものが議案第82号となります。

次に、1ページにお戻りください。

2番のパブリックコメント等の結果報告についてですが、こちらは、(1)のとおり、10月20日から11月20日まで行い、30人の方から205件の御意見をいただきました。

(2)のこどもからの意見聴取、それから(3)のパネル展示型説明会も含めまして、具体的な意見につきましては、15ページ以降の別紙3で、区の見解とともに掲載しております。

1ページの3のこどもの権利に関する意見聴取及び啓発については、「文の京」こども月間を中心に実施した取組を紹介しております。(1)から、次のページ(5)までは、b-lab、児童館、保育園、区立小・中学校の特別支援学級等でこどもたちから直接意見をお聞きしてまいりました。

(6)の各イベントでは、シールアンケート、インタビューを行いました。それぞれの具体的な結果につきましては、63ページから資料をおつけしております。

(7)のこどもの権利推進リーダーにつきましては、今年も第2期として継続しまして、こどもの権利や条例についての啓発手法をこどもたちと一緒に検討していく予定です。今現在

33人から申込みがあるところでございます。

条例案につきましては、4月から施行し、こどもの権利擁護委員については、10月に相談業務を開始する予定でございます。

説明は以上でございます。

○上田委員長 続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 ただいま議題とされました、議案第82号、文京区こどもの権利に関する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ87ページを御覧ください。

本案は、文京区におけるこどもの権利に関する基本理念、その他基本的事項について定めるものでございます。

まず、前文では、条例を制定する背景や目的を示しています。

こどもからの声の部分は、区内の中学生及び高校生が作成したものでございます。

次に、91ページを御覧ください。

第1章、総則では、本条例の目的、言葉の意味、基本理念について規定しております。

続いて、93ページを御覧ください。

第2章、こどもの権利では、安心して生きる、過ごすための権利、成長と可能性に関する権利、必要な支援を受け、守られる権利、意見等の表明と仲間づくりに関する権利の4に分け、特に保障される16の権利を規定しております。

続いて、96ページを御覧ください。

第3章、こどもの権利を保障するための責務及び役割では、区の責務、保護者の役割、区民等の役割、育ち学ぶ施設の役割を規定しております。

続いて、98ページを御覧ください。

第4章、こどもの権利を保障するための取組では、こどもの意見等の表明と参加や、安全・安心に過ごすことができる環境づくりなどのこどもの権利を保障するための取組や、こどもの権利に関する普及啓発や施策の推進について規定しております。

続いて、102ページを御覧ください。

第5章、こどもの権利擁護委員では、こどもの権利の侵害からの適切かつ迅速な救済を図るため、区長の附属機関として、こどもの権利擁護委員を設置することや、その職務の進め方等について規定しております。

最後に、施行期日について、本条例は、令和8年4月1日から施行し、第5章については、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

岡崎委員。

○岡崎委員 おはようございます。

文京区こどもの権利に関する条例、新規制定になりますけれども、これまで約2年間ですかね、2年間にわたって、議会としても様々議論を重ねてきて、昨年の夏には、子どもたちとの意見交換会も行わせていただいて、経過を踏んでいきましたけれども、いよいよ条例の新規制定に至ったわけですけど、これまで本当にいろんなところに出向いて意見聴取をしていただいたり、また、啓発をしていただいたりということで、担当課長さんをはじめ所管課の皆様には、本当に敬意を表したいと思っております。お疲れさまでした。

で、今回、パブリックコメントを実施して、先ほど課長さんのほうからも報告がありましたけれども、その中で、僕も一通り目を通させていただきましたけど、主立った意見とか代表的な意見とかが、どのような声が多かったのかということをお聞きしたいと思います。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 パブリックコメントにつきましては、205件の御意見をいただきました。また、併せて行いました子どもたちからの御意見、こちら小・中学校で貸与していますタブレットからも入れるものなので、168件の御意見をいただいております。

それからあと、パネル展示型説明会を11月6日と9日に行いまして、こちらも2日間で257人の方にお越しいただいて、全部で92件の御意見をいただいたところでございます。

御意見、様々ございましたが、他区の事例の中から、こういう言葉を使わないかというような御意見もございました。こちらの見解としては、区としては、こう考えて、こうつくったんですというようなところで見解のほうを示しているところでございます。その中でも、2件ほど、条例案のほうに反映したところがございまして、パブリックコメントでいきますと、33ページでしたっけね、109番のところ、条例の本文でいきますと、7ページの区の責務というところなんですけど、もともとこちら、責務という言葉が、一般的には条例で使われるんですけど、ちょっと難しい言葉だったので、6番の保護者の役割とか区民等の役割と同じように「役割」という言葉を使っていたんですけど、パブリックコメント109番のほうで、もっ

と責任のある責務という言葉を使うべきじゃないかというような御意見をいただきました。他の自治体でもそういった事例も今年度出てきたところがありましたので、より区としてしっかりと責任を果たすという意味で、「責務」という言葉に置き替えたところがございます。

それから、8ページの9番のこどもの意見等の表明と参加のところの(2)番のところですかね、こちらのところも御意見をいただきまして、各施設でも子どもたちの意見表明の参加の機会確保に努めるべきじゃないかというようなお言葉がございました。こちら、パブコメでいくと33ページの110番なんですけれども、こちらを受けまして、2番のところ、主語です、区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設というところを足しまして、この条例、区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設と、4つの主体を主に規定して、書いているんですが、そちら4つの主体全部がこちらのこどもの意見の参加の確保というんですか、機会の確保というのに努めるというような形にしたところがございます。これによって、区全体として、こどもの意見の表明、参加というのを尊重していこうというようなところを明確に示したものでございます。

その他たくさん意見をいただきまして、特に、子どもからの意見とか、あと説明会の意見からにつきましては、個別に回答を得たところもありますが、感想のようなところでいただいたところもございますので、そちらについては、一括して区の見解を示しているところがございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。パブリックコメントの意見も取り入れて、本当に様々な御意見があるなというふうにも思いました。

で、小学校低学年の子からは、なかなか難しいとか分からないとかいう意見も多かったと思うんですけど、今回の条例制定に期待しているという声もかなりあったのかなというふうに思っております。そういった意味では、今日、審議を経て、採決になるわけですが、そういった意味では、やはりこれから条例が制定されて、これからは大事になっていくのかなというふうに思います。

1つには、前回もちょっとありました、権利擁護委員の設置ということについて、今回、3人の方に移植するわけですが、具体的に今後4月以降、どのように進めていくのか。10月ぐらいにはスタートしたいという話でしたけれども、子どもからの意見を聞くことが当然大前提になってきますけれども、どのように権利擁護委員の方が子どもたちからの意見を聴

取し、また情報を収集するのか、お伺いしたいと思います。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 権利擁護委員は、こどもやこどもと関係のある人から相談を受けて、必要な支援や助言を行っていくものになってございます。具体的な体制といたしましては、権利擁護委員の方にスマホを貸与いたしまして、ホットラインを開設したいと考えてございます。電話やメール、入力フォームですけれども、等で相談を受けていくものになります。

また、2回目、ウェブアンケートのほうで、中高生から特に要望が多かったのが、チャットで相談したいというのもありましたので、今回、そのチャットでの相談もできるように準備を進めたいと考えてございます。

今後、権利擁護委員の人選を進めるとともに、チャット相談の準備、設定等を行っていきます。

また、どのように相談を受けて、どう支援していくか、3人お願いしますので、どんな体制でいくのかにつきましても、権利擁護委員になっていただいた方も含めて、共に検討していきたいなと考えているところでございます。

また、文京区では既に、子ども家庭支援センターが運営する子ども応援サポート室もございますので、そちらは専門職が常駐して相談を受ける体制がありますので、子ども応援サポート室との連携についても準備を進めてまいりたいと思っております。

また、権利擁護委員、ホットラインにつきましても、広く知っていただく必要がございますので、チラシ等を準備して、こどもたちを中心に周知を進めていきたいなと思っております。他区の事例ですと、相談員の顔写真とかイラストも入ったようなポスターやパンフレットを作ることで、この人が相談に乗ってくれるんだというような親近感を持ってもらえるような取組をしております。

また、権利擁護委員が児童館とか学校に出向いて行って、権利学習などの周知活動を行っているような事例もございますので、そういった先行事例を参考にしながら、権利擁護委員とも相談しながら、より多くの方に使っていただけるように準備を進めてまいりたいと考えてございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。ホットライン、チャットなどを使って進めていくという、具体的にはそうなっていくんだろうなと思うんですけれども、さっき課長も言った、やっぱり知っ

てもらおうということが非常に大事なのかなと。そのためにはどうしたらいいのかというようなことも、ぜひ取り組んでいただければと思いますし。

もう一つ、やっぱり相談を待っているだけではなくて、やっぱり積極的に権利擁護、まあ大変かもしれないんですけども、権利擁護委員の方からも発信をしていただいて、やっぱり信頼関係をつくるのが大事なのかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、子家センとの連携も大事だと思うんですけど、その辺はどのようにお考えになっているんでしょう。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今、子ども家庭支援センターでは、子ども応援サポート室という形で、こどもたちからいろんな相談を受けているところで、タブレットからも入れるようなところを工夫されているところでございます。

看板としては、同じような看板になるんですね。何でも相談してねというようなものになるんですが、ただ、相談を受けた後の動きというのが、それぞれ持ち味といいますか、そういった分野がございまして、まずは相談をとにかくどちらでもいいから、どこでもいいから、声を上げていただいた上で、必要に応じてつなぎ合うことで、より適切な解決に結びつくようなところにつないでいくというようなところで、子ども家庭支援センターとも綿密に連携していきたいと考えているところでございます。

○上田委員長 岡崎委員、よろしいですか。

○岡崎委員 はい、分かりました。そういった形で、新たな取組といえば新たな取組にもなっていますし、この条例がより実効性のあるものにしていく、なっていくということがやっぱり大事だと思いますので、よろしく願いいたします。

それともう一つ、こどもの権利推進リーダー、先ほど第1期というか、昨年、我々も意見交換会もさせていただきましたけれども、今度、第2期を、33の方がさっき申込みがあったというふうに御報告をいただきましたけれども、今後、こういった形に進めていくのか。特に、1期の方には、条例の前文をつくっていただいていたけれども、今後、2期生というか、来年度の方たちには、どのようなことを想定されているのか、また、どのようなことを期待されているのか、お伺いしたいと思います。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 リーダー会議は、今年度に関しては、こどもの皆さんに条例

の作成に参加していただく取組であったと同時に、こどもの権利の理解者を増やしていくような、人材育成のような場面もあったかなと考えているところでございます。

2期は、こちら資料2ページにございます、3月13日から2期を開始したいと思っております。そちら、区内の高校25校と中学18校全校に訪問とかお声がけをしまして、何とか33人の方、申込みをいただいたところでございます。

1期から引き続き御参加いただける方も7人ほどいらっしゃいますので、そういった1期の部分と、それから新しく入ってくる皆さんの中で、また新しい取組ができるのかなと期待しているところでございます。

2期では、こどもの権利や条例の周知方法、恐らく動画とかパンフレットとかそういったものを作っていくことになろうかと思うんですが、そういったところをテーマにはしていくのですが、区のほうから最初からゴールを決めるのではなくて、今年度やったのと同じように、こどもたちの意見を踏まえて、よりよい周知につながるように、こどもたちの意見の中からたどり着いていきたいと考えているところでございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。最後、いみじくもというか、こどもたちの意見を踏まえて、意見をしっかり聞きながら、周知啓発も含めて進めていくというお話でしたけれども、本当にそういう形で、また来年度というか、令和8年も条例が制定された折には、しっかり引き続き取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

私からは、まず、先ほども岡崎委員からも話されたように、この2年間、非常にいい手法をもって、この条例の制定まで、すばらしい条例ができたということで、区の子ども施策推進担当課の職員の皆様には、本当に敬意を表したいと思っております。ありがとうございます。

それで、私のほうからの質問は、この制定に当たり、これまでにも何回もウェブアンケートとかパブコメとか、それからイベントでの啓発をやられてきました。で、最後の最後で、またここでやって、そのときに、たしかここに書いてあったのは、ウェブアンケート、パブコメなどで最善の利益が浸透していなかったというところがありました。それをどうやってこの啓発というのに力を入れてきて、今度、最後、ここに反映ができたのかなというところ

を1点お聞きしたいと思います。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 2回目のウェブアンケートのところで、こどもの権利、具体的な内容で、差別の禁止とか意見の尊重など選択肢を並べまして、それぞれ知っているかとか聞いたんですけれども、結果としては、こどもの最善の利益についての認知が4割未満ということで、ちょっと群を抜いて一番低い状態でした。

そこで、今年度やったのは、90ページのところでございますが、これは本郷百貨店祭りのアンケート結果のところなんですけど、こういうクイズのパネルを作りまして、こどもに関することを決めるときは、そのこどもで最も〇〇ことは何かを第一に考えます。〇〇を教えてくださいみたいなのを、写真にあるような形で、こどもや参加した方に問かけるような形で、クイズのほうを出すような形でやり取りをいたしました。

隣ももう一問、休む権利についてのクイズがあるんですけども、こういったイベントに参加する場合、我々はなるべく参加者個々と向き合って対話することに力を入れました。で、このクイズを通して、自分で考えていただくことで、印象深く意識してもらえたのかなと思っているところでございます。

今年度は、2か所でこのクイズをやりまして、全体366の方に、コミュニケーションをしながら、御説明をできたかなと考えているところでございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。これまでは、こどもの権利という言葉すら分からなかった方の多い中で、その意味を浸透していくこと、それからあと、内容を分かってもらおうということに重きを置いて進めてきたと思うんですね。

で、今回このようなすばらしいものができて、これが今度は条例として実効性のあるものにしていかなければいけないということでは、これそのものがあるんだということ、区民、住民には知ってもらう必要がありますよね。今までには、イベントとかでこういった啓発をやられてきて、それに出席していた人たちは分かるわけです。だけれど、そうじゃなくて、全くこどもとももう距離ができちゃっている方たちというのは、分からない方、本当に大勢いる。

というのは、ちょっと一例を挙げますと、実はつい先日、私の関わる青少年の育成団体において、ちょっとした問題があって、その問題からこどもたちにまで影響を及ぼしてしまい、そんな事案があったわけですね。そのときに、実はとって、こどもの権利というものがあ

って、今回、文京区では4月にちょうどそれが新しい条例として制定されて、こどもの権利を守ろうと、こどもにも人権があるんだよというところで、そこにいられる方にも話をさせていただいたら、皆さん、やっぱりそれを知らなかったもので、それについて、「えっ」という感じで、本当にその後から話を切り離して考えることができた。もう早速その事例があったんですね、実はね。

ということは、ほかにもいろいろこどもたちと関わる団体さん、文京区内に多くあると思います。まず、そういった方たちにも、これから周知していく必要は絶対あるなというふうに私は感じたんですが、その辺を施策推進のほうだけではやれないと思うので、例えば企画課だったりとか広報だったりとかそういうところと、これからはそういった意味での周知啓発に力を入れてほしい。その辺のあたりはどういうふうにお考えになっていくか、教えていただきたいと思います。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 こどもの権利についての啓発は、やっぱり根気強く、長く続けていく必要があると思ってございます。やっとなら我々も出発点にこれから立つのかというようになところかと考えてございます。まずは、知ってもらう段階というのと、それから次に理解を深めてもらう段階というのがあって、その段階、段階に応じて、それぞれ効果的な周知方法があるんじゃないかなと考えるところでございます。

今、団体さんの話もありましたし、様々な方法というのがあると思いますので、今後、息長く、ちょっと言葉はあれですけど、手を替え品を替え、様々な方法で啓発を考えていきたいと思います。

まずは、4月頭には、4月の区報で、条例できましたと、1面でお知らせするのは今、準備をしているところなんですけれども、今、先生のお話のあった各団体というのに関しては、こどもが関わる区内の団体さん、様々ありますが、条例で言うところでいいますと、区民等ということに当たりまして、条例の中でも、こどもの健やかな成長に重要な役割を持っているというふうなところ置いてございますので、条例制定後に周知のチラシ等を作りますので、そういったものを各団体さんに送るなど、そういった形での周知も検討してまいりたいと考えました。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。まとめますね。

そのとおりなんです。本当に今、この条例ができて実効性を持たせるためには、住民、区

民が当事者としてこれを意識してほしい。こどもの権利条例と聞くと、こどものことねって、ちょっと片隅に置いてしまわれがちで、内容まで入っていかうとはしないですよ、大体が。なので、ぜひ、社会教育団体だったりとか、こどもと関わっているような地域の団体さんには、例えばリーフレットなどを作成して、この機会だからこそ、こういうのができましたというのを、ぜひ、その代表とかにはお配りしたほうがいいのではないのかなというふうには思いますので、そのあたりもぜひよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 今まで2年間という期間をかけて、こどもリーダーの方々と力を合わせて、区がこの条例をつく上げたことに対して感謝したいというふうに思います。

それで、ページ4の目的のところなんですけど、世界中の全てのこどもが幸せに生きることができるようという、1989年に国際連合で子どもの権利条約が採択をされて、1994年に日本も批准をしました。ですので、文京区では、この条約に基づいて、文京区こどもの権利に関する条例をつくるようになったというふうに背景を記載したらいかがでしょうか。

また、あちこちにちりばめられている国連の4つの原則、差別の禁止、最善の利益、生命・生存・発達の利益、意見を聞かれる権利の4点をこの目的のところに分かりやすく入れたらどうなのかなというふうに思いますが、それはいかがでしょうか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今、いただきました、子どもの権利条約につきましては、お話のあった4ページの目的のところに、まさに、「児童の権利に関する条約の考えをもとに」というところで、背景としてはお書きしているところでございます。

また、これ三十五、六年前の話でございまして、今日では令和5年にこども家庭庁だとかできたりとか、こども基本法ができたりとか、また、今年度、区で児童相談所ができたり、そういった動きも受けてのところになりますので、そういったことが背景になっているところでございます。

あと、4つの原則に関しては、5ページの3の基本理念のところ、一つ一つ、実は挙げているところでして、差別の禁止とか、最善の利益から、意見の尊重、そういったものは4ページの基本理念のところ、明記しているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 分かりましたけれども、国連に関することをやっぱり目的のところできちっと最初書いて、背景をきちっと書いておくことがやっぱり大事かなというふうに思うんですが、

あちこちにちりばめられているからということなんですか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今回の基本理念、4つの原則等に関しては、やはりしっかりと条立てて明記するべきものというふうにございますので、目的の中で、普通の文書の中で書くよりは、5ページにある3、基本理念ということで明記するほうがよいのかな。また、同じ内容を2か所に書くというのは、文書例が増えてしまうようなところもございますので、あともう一つは、この条例をつくった背景としては、前文のこどもからの声にあるように、文京区のリアルなこどもたちの現状というのを踏まえてつくってあるところがありますので、我々としては、そういった条約とか法律とか、そういう経緯もあるんですが、このタイミングにおいては、今、リアルなこどもたちの声、背景の中から、この条例が必要なんだというのが読めるように、条例の前文もつくっているところもございますので、目的規定としては、今の形のままでいきたいと考えてございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。分かりましたけれども、国連の権利条約について、やっぱり頭の隅にちょっと置いておいていただいて、このできた背景が、このことが大きな要因だったということをお忘れしないようお願いしたいと思います。

それから、ページ7のところでしたけど、先ほども区の責務について出されてはいたけれども、最初は「区の役割」だったのが「区の責務」になったりということで、ほかには、「保護者の役割」とかという易しい言葉になっているんですけども、この立てつけについては、自治基本条例が基本になっているかなというふうに思うんですが、そうじゃないんですか。区の責任をはっきりしたということで、「区の責務」というふうに変えていったということなんですか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 これ条例全体を通じては、なるべく難しい言葉を使わないような形で、通常の条例とは違う立てつけになってございます。見るからにも、振り仮名が振ってあったりとか、言葉のチョイスもなるべく易しいものというところで、基本としては考えてございます。

その中で、この理念条例の中では、それぞれの主体の責務を書く部分が出てきますが、5番とか6番、7番、8番というのが、区とか保護者、区民等、それから育ち学ぶ施設についての、いわゆる責務を書いているところもございますが、当初は、より易しい言葉で、役割

と表現をしていたところでございます。ただ、今回、パブコメでも御意見いただきましたが、区に関しては、しっかりと責任を果たすんだという姿勢を強調すべきだというようなところで、我々もそう考えまして、あえて「責務」という言葉を使ったところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 区の責任については、きちっと責務という形にして、あとは易しい言葉にしたということは、それはこどもたちの意見も取り入れてやられたことだと思いますので、それはそれでいいというふうに思います。

で、やっぱり区の責任はきちっと、責任を持ってこの条例を広げていくというようなことも大事だというふうに思いますので、区の「責務」としたことはよかったというふうに思います。

それから、先ほど自治基本条例とは関係ないということでありましたけれども、企業の責任とか会社の責任とか、そういうことについては、この条例の中には入れていかないんでしょうか。こどもの権利条例について、やっぱり企業なんかに理解してもらわないといけないというふうに私は思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 条例の5ページの言葉の意味、いわゆる定義のところの2の(3)をちょっと御覧いただきたいのですが、この条例において「区民等」とはということで、区内在住、在学、在勤、並びに区内で活動する事業者及び団体ということで、事業者も実はこの区民等の中で捉えてございます。

その制度の中で、7ページのところでは、区民等の役割、これ事業者も含む区民等の役割ということで書いてございまして、(1)、(2)があって、さらに(3)のところでは、8ページの一番上ですね、1行目の(3)のところは、事業者は、働く人が仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めるものとしますということで、さらに事業者に関しては、この要素も入れたような形で、事業者も含めて、文京区全体でこのこどもの権利を大切にしていこうというのが条例では書いてあるところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。事業者についても、やっぱりこういうふうに抽出して書いておくとはっきり分かるかなというふうに思いますけど、中にちりばめられているので、ちょっと分かりづらかなというふうに思いました。

それから、最後ですけど、今度の条例は、先ほど権利擁護委員を設置して、こどもたちの

悩み事を受け付けていくということでありましたけれども、書き方として、こどもの権利の侵害から適切かつ迅速な救済を図るため、区長の附属機関として、こどもの権利擁護委員を置くとなっていますが、区長の附属機関と記載すると、行政から独立した機関というふうには取れませんけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 権利擁護委員に関しましては、職務の進め方、11ページの19番のところに、職務の進め方が書いてございまして、例えば(2)のところは、公平公正に職務を行うとか、(3)で、それぞれ独立して職務を行うとか、また、国関しては、(6)のところ、11ページ、一番下のところですが、区は、権利擁護委員の独立性と公正かつ公平に職務を行うことができる環境を確保するために必要な協力及び支援を行うということで、あくまでも権利擁護委員は、権利擁護の立場として、独立して、相談であったり、その他必要な支援等を行っていただく形で運営していくものでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 分かりましたけれども、やっぱり区長の附属機関という言葉がこう入っていると、やっぱり独立した機関じゃないんだなというふうには取れなくはないというふうに思うので、今現在、こどもの権利を守るためには、国際的に、こどもコミッショナーやこどもオンブズパーソンなどといわれる行政から独立した立場で、こどもの権利状況をモニターして、調査や勧告をする権限を持つ公正な第三者機関として、こどもの人権機関の設立が推奨されているという、こういう流れの中で、行政から独立しているとはっきりと分かる書き方にしたほうがいいというふうに私は思いますけど、その辺いかがでしょうか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 こどもコミッショナーのほうは、先日の子ども・子育ての委員会のほうの研究会のほうでも御講義があったと思いますが、こちらは、どちらかというと国連のほう为国に設置を求めている機関というふうに私は認識しているところでございます。現在、権利条約を持つ自治体は、NPOの子どもの権利条約総合研究所というところの調べだと、権利条約を持つ自治体は93ありまして、そのうち60が権利擁護委員を設置しているところでございます。各自治体とも、我々が今、目指しているものと同じスキームで実際に置いておりまして、権利擁護のための動きをしているところでございます。

私も先日、こちらの権利擁護委員を置いている団体が集まるような全国自治体シンポジウムのほうに参加しまして、お話を聞いてきたところですけども、やはり各区とも、権利擁

護委員の独立性というのを尊重しながら、こどもの権利を守っていく取組にしっかり取り組まれているなというところがありましたので、我々もそういった取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 分かりましたけれども、やっぱりこの書き方だと誤解を招きかねないなというふうに思うので、行政とは独立している機関だということが分かるような、書き方にしていけばいいというふうに思いますので、その辺をお願いしておきたいと思います。

それから、啓発の仕方ですが、さっきホットラインとかチャットとかやったり、あと児童館に行政の方が出向いていたりするというようなことで、啓発していくということでしたけれども、この権利条例を普及していくには、期間をかけないとなかなかみんなに行き届かないなというふうに思いますので、学校などでは、先日来、何か道徳の時間に教えていくというようなことも出ておりましたけれども、あらゆる手段を使って、このこどもの権利条例、他区ではもう世田谷区、杉並区などでもできていますが、ほかの区の広め方も参考にさせていただいて、きちっとこの条例について普及啓発していくということが大事だというふうに思いますので、その辺お願いをしておきたいと思います。

以上です。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 私のほうからも、幾つか確認させてください。

まず、区民の御意見の中に、文京区では、「（仮称）こどもの権利に関する条例」という名前だが、他自治体には、こどもの笑顔まんなか条例とか、こども未来応援条例などのように、工夫されているところもある。文京区でも工夫したらどうかというような御意見がありました。条例名については、いつどのように決まったのか。もしこだわりがあれば、お伺いしたいと思います。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 今回から「仮称」が取れているところでございます。前回まで仮称ということで、「（仮称）こどもの権利に関する条例」という名前でした。この条例の検討に関しましては、子ども・子育て会議のほうで御審議いただいているところでございます。子ども・子育て会議のほうで、タイトルも含めて御審議いただく中で、委員の皆さんのほうからも、シンプルに、「文京区こどもの権利に関する条例」がいいだろうというような御意見もいただきましたので、この形になっているところでございます。各区

様々工夫されているところは承知しているところでございますが、区としては、シンプルに、真っ正面からこの名前を取り上げている、この名前がいいだろうということで、今回の「仮称」が取れたところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。

続きまして、こどもの権利推進リーダー会議は、引き続き取組が行われるということなんですけれども、条例では、こどもの意見表明や参加となっているところなんですけど、参画まで踏み込まないのか、もしくは参画という言葉を使わなかったのは、先ほど来議論の中に出てきたように、分かりやすい表現となっているのか。また、こどもの意見表明や参画については、今後どのように進めていくのか、お考えを伺いたいということ。

とともに、複数の御意見があったんですけども、文京区は、こどもの遊ぶ権利だとか休む権利などといったものが弱い部分があると思います。今後、それらの改善案についても、子育て支援計画に盛り込まれていくことになると思うんですけども、計画の検討の際にも、ぜひこどもの意見を取り入れていただきたいなというふうに考えております。こどもの権利推進リーダーたちが委員になるのもいいですし、ぜひ、こどもの参画といった意味で、もうちょっとより深く関わってもらいたいですけれども、いかがでしょうか。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 条例の8ページの9のところですかね、参加というところのお話なんですかね、こちらの参加に関しては、あらゆる場面を想定しておりますので、行政に関わるものだけでなく、様々な社会活動についてというところなので、幅広い意味で参加という言葉を使っているところでございます。

また、参画という意味で申しますと、まさに今年度行ってきました、こどもの権利推進リーダーの動きというのは、まさにこの条例の前文をつくるというようなところをやってきましたので、参加ということじゃなくて、まさに参画ということでやってきたのかなと認識しております。

リーダー会議につきましては、3月から2期を行っていきますので、また、違った場面での参画というものをしていただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

○上田委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 子育て支援計画の中身の見直しにつきましては、今、令和7年から11年度の計画の期間になっていますが、9年度に中間の見直しを行いますので、今の委員の御

提案ですとか、区民の皆様の声、推進リーダーの意見も集めて、計画の中身の中間の見直しのときに反映をしていきたいというふうに考えております。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 ありがとうございます。ぜひ、こどもの意見も取り入れながら、進めていただきたいと思います。

また、今回の報告でもありましたとおり、こどもからの意見、たくさん聴取してくださいましてありがとうございました。児童館とか特別支援学級なども含めて、すごろくなどで興味を持ってもらいながら、幅広く意見が伺えていたかなというふうに思います。

ただ、先ほど岡崎委員も御指摘されていましたが、こどもからの意見の中に、1年生には長過ぎるとか、分かりづらかったとか、難しかったという意見が多かったので、今後、低学年とか未就学児に関する周知の仕方は、工夫して行っていただきたいなというふうに思います。

また、こどもの意見の中に、教員にこそ知ってもらいたい、自分が親から受けていたのは虐待だったと知ったなどの深刻なものがあったのと、大人の意見の中には、いまだ権利とともに義務があるという認識や、こどもはこうあるべきみたいな、大人の理想に基づく御意見も散見されましたので、今後も区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設への周知は、これからもしっかり行ってほしいと思います。

最後に、関川委員も言っておられた権利擁護委員についてなんですけれども、やはり独立した機関といいながら、区長の附属機関となっていることには、私も違和感を覚えております。他の自治体を見ますと、同じような配置で設置されているところも多いんですけども、こどもオンブズマンとして独立させた形にしているのか、そういうオンブズマン的な要素を、その機関の名前として表現しているのか、そういう独立させようという意思が見られるところも多々あります。こどもの権利擁護のためには、時には保護者だとか、学校、それから教育委員会も含めた区とか、時には区長と対峙することになる可能性もあるわけです。なので、区では、その場合も第三者的な立場、独立性を保っているんだよということをこどもに伝える何らかの手段を工夫していただきたいというふうに思います。それは要望でもいいですけど。

○上田委員長 要望でよろしいんですか。

（発言する人あり）

○上田委員長 では、富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 前半の周知のところは、まさに条例の前文の4ページの区の宣言のところにも書いていますけれども、こどもの権利について、こどもも大人もみんなが正しく知って、一緒に守っていくまちということで、こどもも大人もそれぞれしていかなきゃいけないというところだと思いますので、様々な手法で、息長く啓発を続けていきたいと考えているところでございます。

また、権利擁護委員のところにつきましては、条例でいいますと、例えば12ページの21番の要請や尊重ということで、権利擁護委員が相談を受けたときに、そういった相談からするところという制度があったほうがいいんじゃないかとか、ここに問題があるんじゃないかというのを要請とか、それこそ区に対して要請することもあるでしょうし、意見表明することもあると思うんですけど、そういったことが起きたときに、12ページの21番では、(1)のところ、そういった表明を受けたら尊重し、必要な取組を行うよう努めるものとするとしてございます。

また、(2)のほうは、それが区だった場合は、その対応について報告をしなければならないということと、対応をしないということであれば、その理由を報告しなければいけないということで、区やその他のこういった権利擁護委員から意見表明等を受けたものは、責任を持った対応が求められているということが条例上明確にもしてございますので、我々としては、独立性をもってしっかりと対応いただけるものと考えてございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 この相談体制のところ、ちょっと伺いたいんですけども、さきの委員会でも、相談の部分は、直接の窓口をとということで求めた経緯がありました。それで、今の質疑の中で、子ども家庭支援センターのところでの子ども応援サポート室というところでも、いろいろ身近に聞いてくれというようなことで、呼びかけるといっても言われていたんですけども、例えば児童館とか、あとそれから地域活動センターなんか、広聴の役割ということで、そういうのを明確にされているんですけども、そういうところでもやっぱりお子さんがシビックセンターなんかに行くというのも結構大変なことだとは思うんですけども、そういうところでもやっぱりこどもの意見をちゃんと聞くような窓口なんかもぜひ設置してほしいなというふうには思うんですけども、その点はどうでしょうか。ちょっとそこだけ。

○上田委員長 富沢子ども施策推進担当課長。

○富沢子ども施策推進担当課長 まずは、子ども家庭支援センターのほうで子ども応援サポート室というのが今あるところでございます。また、今回この条例に基づいて、こどもの権利

擁護委員を配置いたしますので、様々な入り口から、悩みがある場合にはためらわず、気軽に御相談いただきたいというところがございます。

また、今後の進め方ですね、権利擁護委員のいわゆる動きに関しては、ちょっと始めてみないとうなっていくかというのが見えないところもございますので、やっていく中で、他の前例だと、繰り返しですけど、権利学習というような立てつけの中で、様々なところに向いて行って、気軽に相談していいんだよというのを伝えているような取組もやっておりますので、そういったところ、先行事例を参考にしながら、一步一步進めていきたいと考えてございます。

○上田委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 先ほど岡崎委員のほうからも、子ども家庭支援センターとの連携ということで、相談窓口ということですが、私どもが今、要対協の中で作っておりますリーフレット、区立小学校全校生徒に配られたもの、中学校全校生徒に配られたもの、そういったものに相談先として、子ども応援サポート室というものもうたっておりますが、こどもの権利を知っていますかというところをきちっと明記しております。これ子ども家庭支援センターで、L o G oフォーム、チャットから、こどものタブレットですね、貸与されているタブレットからも相談できる機能を整備したところがございますが、これも6月から始まっておりますけど、昨年度はゼロだったんですが、今回、40件を超えるほど、こどもが気軽に相談しやすいツールになってきております。

そういったところ、さらに引き続きつなげて行って、まさにこの権利と連携して、様々なこどもの悩み相談に応えていきたいというふうに考えております。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 電子のところでも、そうやって受け付けるというのは、私も重要だと思うし、必要だと思います。と同時に、やっぱり本当に身近な場所で地域活動センターとか児童館とか、そういうところでも窓口が開いているということをやったりしていくというのも、必要なというふうに思うので、ぜひそこは、引き続き研究、検討していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○上田委員長 それでは、御質疑はよろしいですか。はい。

議案第82号の各会派の態度表明をお願いします。

自由民主党さん。

○山田委員 もう質問で、今後の条例の普及ということに力を入れていただきたい。それを付

しまして、自民党は、議案第82号、賛成でございます。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 質疑でも言いましたけれども、これからがやはり本番というか、条例が制定されてから本格的なスタートになるんだろうなというふうに思っております。そういった意味では、引き続き周知啓発に取り組んでいただくとともに、こどもの最善の利益が守られて、また、健やかな成長につながることを期待いたしまして、議案第82号、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 議案第82号、維新の会は、賛成をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第82号につきまして、こどもの権利に関する条例にのっとり、今後の文京区政においても、こどもの声を聞き、施策に生かしていくことを願っております。また、実効性のあるものにしていただきたいと思います。区民が主役の会は、先ほど申し上げた要望を付しまして、賛成します。

○上田委員長 日本共産党さん。

○関川委員 この議案第82号について、日本共産党は賛成いたします。

今回の条例が広く普及をされて、国連の子どもの権利委員会から日本のこどもたちが過度な競争社会におかれていることの是正をするよう、4回も勧告を受けている等のことが改善されるきっかけになることや、こどもたちの権利が守られ、こどもたちが嫌なものは嫌だとはっきりと意見表明ができるきっかけになることを願い、議案第82号に日本共産党は賛成いたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラム、議案第82号、賛成いたします。

実際、条例を制定して動き出してみないと分からないところがたくさんあると思いますし、今年度の推進リーダーのお子さんと話したんですけど、富沢課長が先生みたいにすごくいろいろ話を聞いてくれるというのは伺っているので、来年度の推進リーダーのこどもたちも、こどものための条例なので、その対象のこどもたちの意見を引き続きよく聞いていただいて、いいものにしていただきたいと思います。

○上田委員長 議案第82号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第83号、文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条

例、こちらは報告事項2「こどもの入院時食事療養標準負担額の助成の実施について」が関連するため、先にその報告を受けた後、議案の提案説明を受けることといたします。

それでは、報告事項2の説明をお願いいたします。

鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 資料第5号に基づきまして、こどもの入院時食事療養標準負担額の助成の実施について、御報告いたします。

1番の概要でございますが、区では、これまで18歳までのこどもの入院や通院に係る医療費の自己負担分を助成してまいりましたけれども、こどもの入院時の経済的負担の軽減と、こどもの健康の維持増進を目的に、新たに入院時の食事にかかる自己負担額も助成をさせていただきます。

3番、支給額ですが、自己負担額全額に当たる1食510円となっております。

5番、事業の開始ですが、本年4月1日の入院分からとなっております。

説明は以上です。

○上田委員長 続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 ただいま議題とされました、議案第83号、文京区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ107ページを御覧ください。

本案は、こどもの入院時の経済的負担の軽減とこどもの健康の維持増進を目的として、新たに入院時の食事療養標準負担額の助成を実施するため、第5条第2項中の一部と第6条第2項を削ることにより、医療費の助成の範囲を拡大するものでございます。

このほか、こども基本法の基本理念を踏まえ、「こども」の表記に係る規定を整備するため、提案するものでございます。

施行期日について、本条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

関川委員。

○関川委員 この議案第83号については、子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例ですけれども、これは8年前、日本共産党と当時の市民の広場という会派がありましたけれども、共同で条例提案を行いました。そのときは食事も治療の一環として否決をされ

ましたが、やっこの入院時の食事の医療費の助成が実現することになったということで、よかったなというふうに思っておりますが、なぜ今、こういう案件が出てきたんでしょうか。

それから、1食510円ということですが、小児がんなどの場合、期間が長くなると思いますが、期間の制限はないのか。また、胃に管を入れて流動食を流すような、そういうものにも適用されるのか。また、難病の場合はどうなるのか。この何点か、お聞きをします。

○上田委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 まず、このタイミングでございますけれども、令和8年度から、子ども・子育て、それから若者施策を一層強化するため、体制の見直しも含めた組織改正も行うことをしておりますが、この機会に、区として優先度の高い施策を点検しまして、入院時の食事代が家計負担につながることも踏まえまして、その負担軽減と、それからこどもの健康の維持増進にも寄与する施策と判断をしたため、実施をさせていただくものでございます。

期間につきましては、助成する入院日数には上限は特にございません。入院日数にかかわらず、係る食事代の自己負担について助成をさせていただくものでございます。

胃ろうの部分につきましては、医療機関のほうでそれが栄養剤など薬剤として算定した場合には、標準負担額が発生しないため、本助成の対象外となりますけれども、医療機関が食事療養として算定していれば、対象となるものでございます。

最後に、難病の部分でございますけれども、こちら、難病で入院された際に食事代を自己負担として支払ったケースであれば、本制度の助成というふうにさせていただきたいと考えております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 入院の食事代の助成、期限がないということや、それから難病などについても適用されるということで、よかったなというふうに思っております。

で、子どもの医療費の助成については、国がまだ実施してなくて、23区、自治体が先行してやっているという、こういうような状況の中で、この入院費について助成が始まるということでは、物価高とか子育てが大変な中、助成が始まるということでは、本当によかったなというふうに思います。

あと、最後ですけど、償還払いというふうになるんでしょうか。領収書を発行してもらってということの手続になるんですか。

○上田委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 御本人様が領収書を発行していただいて、区役所の窓口で支払いさせ

ていただく償還払いとなっております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いします。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 こどもの医療費の助成の範囲の拡大ということで、新たに、様々、時代背景の違いから、こういった形で助成するような形になったと思うんですけども、1食当たり510円ということで、予算的にはどのように見込まれているのかということと、件数というんですかね、何人ぐらいを想定されているのかということと、あと、1人の人がどのくらい入院されているのかというのがもし分かれば、教えていただければと。

○上田委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 令和8年度の予算額は、約2,500万円を積算しているところでございます。件数につきましては、昨年度の延べ日数でいうと1万6,000日入院をされておりますので、件数でいいますと2,542件となっております。1人当たりどのくらいかというのと、それを割り返すと、入院日数が6.4日で試算をすると、1件当たり6.4日掛ける510円掛ける1日3食ということで、1件当たり約9,800円ほどの助成が、平均ですけれども、見込まれる状況でございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。そういった意味では、非常に子育て家庭の経済的負担の軽減という意味では、大きく寄与するのかなというふうに思います。

以上です。あとは、態度表明で。

○上田委員長 ほかに御質疑は、よろしいですね。はい。

それでは、議案第83号の各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○関川委員 今、子育て世帯の方々がいるいろいろな大変な状況の中で、入院に当たって、こどもの医療費の入院代の食事代が助成されることは、大変いいことだというふうに思いますので、議案第83号、日本共産党は賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第83号につきまして、既に14区では実施済みとのことで、もっと早くから実施していただきたかったところではありますが、保護者の医療費の負担軽減になるため、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 維新の会も賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 質疑でも言いましたけれども、子育て家庭の経済的負担の軽減に大きく寄与するものと思いますので、議案第83号、賛成いたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 議案第83号、子育て世帯の家計の負担軽減、そしてまた、安心につながる重要な施策というふうに思っております。適切な支援と評価いたしますので、賛成です。

ただ一方で、この制度実施に当たっては、支援を受ける側に過度な事務負担が生じないような運営上の工夫をしていただきたい。それからあと、限られた財源の中で、持続可能な制度とするためにも、効果を検証していただきながら、必要な見直しがあればそれを行うように求めて、意見を付して、賛成でございます。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 市民フォーラムも、議案第83号、賛成いたします。

難病とか慢性疾患をお持ちのお子さんがある御家庭には、かなり手厚い支援になると思うので、いいと思います。

以上です。

○上田委員長 それでは、議案第83号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第84号、文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 ただいま議題とされました、議案第84号、文京区子ども・子育て会議条例及び文京区立認定こども園条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ109ページを御覧ください。

本案は、こども基本法の基本理念を踏まえ、「こども」の表記に係る規定を整備するものでございます。

施行期日について、本条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 ちょっと1点だけ。今回、「こども」の表記を変えるということで伺っているんですけども、これやっぱり趣旨がちゃんとあると思うんですよね。非常に些細な変更なんですけれども、かなり大きな意味もあると思うんです。やっぱりそこをちょっと確認をちゃんとしておきたいなというふうに思いまして、先ほど、一層、子育て支援を強化するよなということもお話がありましたけれども、一体、今回どういう趣旨で、こういう変更を行うのかというのをお答えください。

○上田委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 こども基本法の理念を踏まえた、こども家庭庁による平仮名表記の推奨がございました。本区におきましても、平仮名表記に整理をさせていただいて、子どもを含めた区民の皆様への分かりやすさを高めることが理由でございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 そういう理由もあると思うんですけど、日経新聞の2024年の記事だと、平仮名表記というのは、全てのこどもの基本的人権を守るとか、そういうこともこども家庭庁の担当者の方なんかはおっしゃっているようなんですけども、区としても、そういう認識なのか、そういった形でやっぱり取りこぼすような方を生まないというような趣旨での認識なのかというのを、ちょっとそこを確認させていただきたいと思います。

○上田委員長 鈴木子育て支援課長。

○鈴木子育て支援課長 こども基本法の理念が、条文の中に、こどもの権利を主体とし尊重することですとか、最善の利益を第一に考慮する、こういったことが基本理念で書かれていますので、そういったことも踏まえまして、区として判断をさせていただいているところでございます。

○上田委員長 よろしいですか。ほかに御質疑のある方はいらっしゃいますか。よろしいですね。はい。

それでは、議案第84号の各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 議案第84号は、「こども」の表記に係る規定を整備するための改正ということで、

自民党は賛成です。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 同じく、第84号、規定を整備するための条例改正ですので、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 84号、賛成です。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 同じく、議案第84号につきまして、「こども」の表記に係る規定の整備のための改正ということで、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 今回の表記の変更というのは、心身の発達過程には、全てのこどもの基本的人権を守るため、また、幅広くこどもと定義することで、支援からこぼれ落ちないようにするというのも、そういう狙いも担当者の方から示されているということで、ぜひそういった形で、引き続き施策を進めていただきたいということで、日本共産党は賛成です。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第84号、賛成いたします。

○上田委員長 それでは、議案第84号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第85号、文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例、議案第86号、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 ただいま議題とされました、議案第85号、文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例、及び議案第86号、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第85号、文京区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集データの111ページと併せまして委員会資料第1号を御覧ください。

本案は、子ども・子育て支援法に基づき、新たに創設された「特定乳児等通園支援事業」について、区内における適正な運営を確保するため、事業者が遵守すべき基準を定めるもの

でございます。

まず、第1章、総則では、条例の趣旨のほか、質の確保やこどもの人権擁護、虐待防止など、特定乳児等通園支援事業者が遵守すべき一般原則を規定しております。

次に、112ページを御覧ください。

第2章、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準では、第3条から第32条までにおいて、利用定員の管理、利用者保護、安全管理や権利擁護など、サービスの質と安全性を担保するための具体的なルールを規定しております。

続いて、123ページを御覧ください。

第3章、雑則では、書面で行うことが規定されているものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを規定しております。

施行期日について、本条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

続いて、議案第86号、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集データの127ページと併せまして委員会資料第2号の新旧対照表を御覧ください。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、第16条において、運営規定に定めるべき事項として、「乳児、幼児の区分ごとの利用定員」と規定していたものを、「利用定員」に改めるほか、所要の規定を整備するものでございます。

施行期日について、本条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 まず、11月の委員会では、保育所等入所者決定後、実施事業者確定とありました。乳児等通園支援事業を4月からスタートさせる予定の実施園は、何園あるのかということと、一般型（在園児合同実施）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型、それぞれについてお答えください。

それとともに、また、私立認可保育園での実施園には、今回の条例で定められた確認・認可が必要だと伺っております。確認・認可は、4月までに間に合うのかどうか、進捗状況をお伺いします。

また、各実施園での募集は、いつどのようにされるのか、もう既にされているのか、また、利用者はいつ決まるのかも確認させてください。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、実施園のほうでございますけれども、私立認可園にしましては、現状、もうしばらくすると2次募集の決定がしてまいりますので、以後、余裕活用型で定員に空きがあるところの園が確定するというところで、以後の確定になると考えてございますが、現状、認可申請を出している園に関しましては、18園ございます。区立園におきましては、17年での実施、加えてグループ保育室こうらくでの実施を想定してございます。

今後、このたび認可、それから確認、条例が整いました後、順次手続等を進めてまいりまして、もちろん4月1日事業開始に間に合うように、3月末までにそれぞれの手続を終える想定でございます。

募集につきましては、グループ保育室こうらくにつきましては、既に定員が確定してございますので、募集のほうを随時、今、行わせていただいているところでございます。

私立認可園におきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、定員確定後、順次募集、また、区立園に関しても、こちらについては、もう少し時間を頂戴いたしますけれども、4月開始後に募集をさせていただく想定でございます。

○上田委員長 小林委員、よろしいですか。

石沢委員。

○石沢委員 まず、ちょっと伺いたいのは、この誰でも通園制度についての児童福祉法における規定というか、及ぶかということなんですけれども、児童福祉法の24条では、自治体には保育の実施義務というのがありますよね。この保育の実施義務というのが、この誰でも通園制度、要するに児童福祉法24条というのは、誰でも通園制度が及ぶ制度なのかというのを端的にお答えいただきたいと思います。

で、この誰でも通園制度というところで、仮に事故などが発生した場合なんですけれども、こういう場合は、区に法的な責任というんですかね、こういうものが及ぶ、そういうものになるのかどうかということも、ちょっとそこをまずお伺いさせていただきたい。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 児童福祉法第24条につきましては、基本的には保護者の労働または疾病その他の事由により、その他の児童について、保育を必要とする場合において、当該児童について保育を義務付けるというものでございまして、本事業と保育は目的、性質も区別されているというふうに解されましたので、同条の規定が直接適用されるものではないというふうに認識しているところでございます。

事故が発生した場合でございますけれども、区立園につきましては区営ですので、私立園におきまして事故が発生した場合に、第一次的な責任において、例えば損害賠償等が発生した場合におきましては、まずは事業者に帰属するものというふうに考えてございますが、区としては、当該事業の実施に当たって認可、また、事業運営後に当たっては、指導監査の権限を有しているものでございます。

したがいまして、その権限の適切な履行というか、執行におきまして、区としてもその点に関して責任を負うものというふうに考えているところでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 児童福祉法24条の範囲ではないと。対象外になっているということでした。確かに、この資料を見ますと、保育という言葉ははっきり言ってどこにも出てこないんですね。これ全て支援になっているということで、これ保育ではやっぱりないというふうにも言えるという制度だと思うんですね。

それで、後段の部分で、認可の権限は区が持っているということでの責任はあるということでおっしゃられましたけれども、事故が起こった場合の法的な責任というのは、そして区には及ぶんでしょうか。法的な責任、これについてはどうでしょうか、お伺いしたいと思います。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 私どもの有している認可権限もしくは指導監査権限において、例えばですけれども、そんなことはあり得ませんけれども、例えば、本来すべきであった指導を見過ごしていた、もしくは認可に当たって問題を発見しておきながら認可をしてしまった、そのようなことに起因して、万が一事故等が発生した場合においては、責任等の問題も生じるものかと思いますが、あくまで事故が発生した場合、第一次的な責任という意味におきましては、法的責任は事業者に帰属するというふうに解しております。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 法的責任というのも基本的には事業者に負われるということでの確認が取れました。

それで、ちょっと保育全体に関わっての質問もさせていただきたいなというふうに思うんですけれども、こども家庭庁が毎年、前年度の保育施設における事故件数というのを集計しているというふうに思います。30日以上入院とか通院とかが必要な、治療に30日を要したけがとかも、ここには含まれるし、あと、意識不明とか死亡とか、こういったことも含まれ

る。そういう報告書が出ていると思うんですけども、ここには、令和6年は3,140件の事故があったと。そのうち認可保育施設では2,400件くらいかな、事故件数があったというふうに報告が上がっております。

文京区では、こうした、こども家庭庁に報告するような事故、こういったものは令和6年度起きていたのかどうかということをまず1つお伺いしたいということ。

それから、保育のいろんな実地検査というのも現実に今やっているといると思うんですね。そういう中で、文書での指摘事項というのも区がやっているといると思うんですけども、インターネットに出てくるものを見ますと、保育士が定数どおり配置されていないとか、職員が定数どおり配置されていないとか、あとそれから、事故が報告をされていないとかですね、そういうような事例というのが散見されるわけですね。

今でも、この認可保育所、これから誰でも通園制度というのをやろうとしている認可保育所というのは、保育士が足りていないという状況が続いているというような状況にやっぱりあるんじゃないかなというふうにこの報告書を見ると思うんですけども、そのあたりはどうなのかということ。

あと、そういう中で、隙間バイトアプリというのが今、利用が広がっているというような話もありますけれども、令和6年度最新の年度の隙間バイトアプリの実施状況についても、1個確認をしておきたいと思います。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 まず、事故報告の件でございますけれども、本区におきましては、今し方御紹介いただきましたこども家庭庁への報告案件に加えまして、感染症の発生ですとか、もしくは園内での見失い、または重大事故にまで至らなくても医療機関においてレントゲン検査を行ったもの等、多岐にわたる部分で報告を求めているところでございます。なので、必ずしも件数の比較はできませんが、令和6年度におきましては、計124件の報告を頂戴しておりまして、そのうち数件に関しては、骨折等のいわゆるこども家庭庁でも記載があるような事故もございます。

続きまして、定数配置や事故の報告がなされていないというところでございますけれども、定数配置におきましては、常時2人の保育士、有資格者を配置するということに、朝番等が多いんですけども、朝番の際に体調が悪くなってしまいまして、出勤が間に合いませんでした。このような場合におきまして、1つの時間帯に保育士が配置されていないというような状況で、保育士がいないというような状況も指摘事項になってまいりますので、こういっ

た場合の指摘が含まれているということ。

また、事故報告につきましては、レントゲン検査等を行った場合は、報告対象という形になっておるんですが、これについて、報告案件としての理解が不足していたということで、報告漏れがあったというような場合に、事故報告が行われてないという指摘が出るものでございます。

したがいまして、必ずしも決定的に問題があったということではない場合もございますが、ただ、ルールとしてしっかり把握していただくこと、それを適正に運用していただくことは非常に大切なことでございますので、引き続きこの件に関しては指導していきたいというふうに考えております。

保育士が足りていないのではないかと御指摘につきましてですが、御指摘のとおり、やはり保育士確保については各園、私立園ともに非常に工夫を凝らしながら、日々努力をしていただいております。なかなかそういう中では厳しい状況というのがあるという話は事業者から聞いているところでございます。

そういう意味におきまして、区としても、誰でも通園制度の実施に当たっては、難しいところではございますけれども、さらなる保育運営に当たって必要な人数に加えて、2名の保育士配置を要請するなど、体制においてのしっかりとした整備を要請するとともに、また一方で、保育士確保におきましては、処遇面での補助を含めまして、様々なアプローチで保育士確保のほうも支援するという形で、両方の側面から事業に取り組んでいるところでございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 隙間バイトのこともちょっと聞いたんですけど、それは後でいいです。

それで、国の財政措置がやられるということで、ゼロ歳は1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円ということでの、こういう誰通制度をやるときの補助単価というのが出ているということも聞いているんですけども、これは新年度実施するに当たって、このあたりはどういう状況に今なっているのか、やっぱりこのままなのか。でも、あまりにも低すぎると思うんですよね。こういう中で実施に当たって改善がされるのかどうかというのは、ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

それで、本当に今、そういった形で保育士が足りないというのは、現場の保育士さんから私も伺っているところなんですよね。で、やっぱり、誰通をやる前に、まずは保育士を増やすということをやってほしいというような声も、私も非常にお声としては受けるところな

んですけれども、やっぱりそういう取組をまずはやっていく必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 大変失礼いたしました。まず、隙間バイトアプリでございますけれども、令和7年度巡回指導検査等で把握した園数は、6園になります。そのような状況が確認された場合につきましては、区、それから国の通知等を丁寧に御説明いたしまして、そういった不適切な利用のないような指導をしているところでございます。

続きまして、給付金額のところでございますけれども、令和7年度は、ゼロ歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円という形の提示でございましたが、令和8年度、こども誰でも通園制度の公定価格につきましては、国からは、ゼロ歳児が1,700円、1・2歳児で1,400円という形で示されております。

保育士の確保につきましてはですけれども、先ほどの御答弁と重複するところがございませうけれども、御指摘のとおり、保育士の確保支援策というのは、区においても非常に重要な施策の一つと考えてございますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

ほかには御質疑ありますか。大丈夫ですね。

それでは、まず議案第85号の各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員 日本共産党の態度表明ですけれども、先ほど確認したように、誰でも通園制度は、児童福祉法24条における保育の実施責任、これが及ばないという制度であるということが分かりました。基本的には、保護者と事業者の直接契約に基づく契約責任が発生するというところで、法的な責任、第一義的には区には及ばないということが分かりました。通常の保育でも、やはり実地検査の指摘なんかでも、保育士が足りないというような指摘も出ているということで、保育士不足、本当に深刻だというような状況もあります。

隙間バイトアプリについても、最新の数字では、6園が活用していたということで、保育士の質の向上というものが本当に急がれる状況だというふうに思います。

難しい保育を誰でも通園制度では望むわけなんですけれども、新年度の補助単価がゼロ歳児は1,700円で、1・2歳児は1,400円ということで、拡充はされていますけれども、しかしそれでもベテランの保育士が当たるといふ点では、まだまだ低い水準であるということはやっぱり否めない状況だというふうに思います。現役の保育士さんから、毎日違う子どもが来

て、泣きっぱなしで帰るようなことになるのではないかと、心配でやめてほしいと。まずは、保育士を増やしてほしいというような声も聞いています。

未就学児の定期的な預かり事業をやる中で、多様な家族以外の方との子どもが接点を持つとか、保護者がしっかりと相談できるような体制を整備するとか、そういうことの必要性というのは、私たちも十分認識しているところではありますけれども、しかし、やっぱり整備をするに当たっては、十分な質の確保が求められるというふうに思います。今でも保育士が不足しているという声が出ている中で、新たな負担を増やすことにつながる誰でも通園制度をスタートさせるということは、私たちとしてはやはり認めることはできないということで、この議案第85号、日本共産党文京区議団は反対をさせていただきます。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 乳児等通園支援制度について、文京区では、これまでの実績を生かした独自の定期預かり事業の形で実施していきます。今後も認可保育園と同様の質の高い保育サービスを展開していただきたいと要望し、議案第85号について、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 文京維新の会も、賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 誰でも通園制度、利用者の方には大変好評を得ております。一方で、こういった確認条例というのも必要だと思いますし、安全な運営が行われるようお願いいたしまして、議案第85号、賛成いたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 誰でも通園制度事業におけるこの事業所への確認、それから給付するに当たってのチェックということで、認可保育園事業の運営基準と同等であるというふうに確認もしております。よって、自民党は、議案第85号、賛成いたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第85号、賛成いたします。

○上田委員長 議案第85号の審査結果を申し上げます。

賛成5、反対2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続いて、議案第86号の各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 この条例そのものは、11月の本会議で既に議決されているものでありまして、今

回はその一部の文言を整理したものというふうに理解しております。よって、議案第86号、自民党は賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第86号、規定の整備でございますので、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 86号、賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第86号について、文言の整理ですので、区民が主役の会、賛成いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 86号について、文言の整理ということですがけれども、11月議会で私たちこの条例案には反対をしておりますので、先ほど申し上げたとおり、日本共産党文京区議団は反対をいたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第86号、賛成いたします。

○上田委員長 議案第86号の審査結果を申し上げます。

賛成5、反対2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第87号、文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例です。それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

多田子ども家庭部長。

○多田子ども家庭部長 ただいま議題とされました、議案第87号、文京区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

議案集のデータ129ページを御覧ください。

本案は、子ども家庭支援センターの名称を変更するとともに、こども基本法の基本理念を踏まえ、「こども」の表記に係る規定を整備するものでございます。

あわせて、子ども家庭支援センターにおいて、児童虐待の防止及び予防的支援の強化を図っていることから、第3条の事業に、こどもに対する虐待の防止に関すること、子育てに係る地域活動の支援に関することを追加するほか、規定を整備するものでございます。

施行期日について、本条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員 1点だけ確認させてください。

ここに事業の追加が2つあるというふうに書かれております。この事業の追加の内容ですね、教えていただけますか。

○上田委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 今回、追加いたしました2事業につきまして、御説明申し上げます。

まず、こどもに対する虐待の防止に関することですが、こちらにつきましては、もう既に子ども家庭支援センターにおきましては、児童虐待の防止月間企画展等を含めまして、啓発活動の強化をしているところでもありますのと同時に、今回、令和7年、本年度の4月から児童相談所が開設いたしまして、これまで東京都との役割、児童虐待に関する役割分担があったんですが、児相が開設後は、双方において虐待通告並び相談、それから支援、こちらを連携して行っているという、そういったこともありますので、ここで新たに、こどもに関する虐待の防止に関することを一文入れました。

また、もう一点の子ども・子育てに関する地域活動の支援におけることですが、こちらにつきましては、今年度から実は取組を進めているところございまして、やはり身近な地域で相談支援ができる環境整備と、それから地域活動団体をサポートしていきたいということで、こちら子育てひろばが区内に5か所、それから地域子育て支援拠点が区内に4か所ございます。そういった中で、既に子育てひろば2か所、それから地域子育て支援拠点4か所、こちらのほうで、子ども家庭支援センターに配置されている心理職が実際にその活動しているところのプログラミングに入りまして、子育て支援講座を行うなど、アタッチメントという、こどもと親のコミュニケーションなど、そういったプログラムにも入っていきまして、側面的な支援を展開しているところでございます。

こういったところが、子ども家庭センター機能の充実も図っているところでございますが、機能強化ということで、未然防止に努めているところでございます。したがって、この2文を付け加えさせていただきました。

○上田委員長 山田委員。

（「大丈夫です」と言う人あり）

○上田委員長 よろしいですか。ほかには。

関川委員。

○**関川委員** 今、御説明ありました、虐待予防、それから令和7年に児相ができて、都との役割分担、それから子家センの機能強化というようなことが条例の中にあるかというふうに思いますが、最後の「子育てのためのボランティアその他の」を削るとなっておりますけど、そのボランティアというのは、どういう内容について言うんでしょうか。

○**上田委員長** 大戸子ども家庭支援センター所長。

○**大戸子ども家庭支援センター所長** ボランティアにつきましては、こちらは最初、条例が制定されましたときには、そういった今のような地域活動団体、NPO団体さんを含めまして、そういった子育て機関がまだそれほど整ってない当時、平成15年の頃を想定しておりました。今、こういった形で地域に子育て支援機関が展開してきたことによりまして、ボランティア単体での子ども家庭支援センター事業に加わっていくではなくて、そういった地域活動団体と共に手を取りながら、今回、子育て支援の活動を行っていくというところでございますので、これ条文のつくりの部分もあるんですけども、前文の部分は、実際、今行っていないということと、文言整理を含めまして、今回このように整えさせていただいております。

○**上田委員長** 関川委員。

○**関川委員** 例えばボランティア団体といいますと、今、区内に14か所あります子ども食堂なんかについては、社協から食事についての補助金は出されていますけれども、人件費などが出されていない。それから、区内で勉強を教えている、元職員の方がやっていらっしゃるところに行ってお聞きしたことがありますけど、そこについては人件費などが出ていない。あと、NPO法人などが確立されたというようなことでありますけれども、こういうフードバンクなどもボランティアの方々がやっていらっしゃるということなどを考えると、ボランティアの方々が積み上げてきたものをそっくり削るという、こういう内容になるんでしょうか。

○**上田委員長** 大戸子ども家庭支援センター所長。

○**大戸子ども家庭支援センター所長** そういった子ども食堂とか様々な児童虐待未然防止に努めている団体さんもございますが、そこに手を当てるとか当てないとかそういうことではなくて、私どもも子ども・子育て会議、特別委員会のほうでも、ちょっと特別委員会のほうでも申し上げましたが、そういったところの連絡会に私たちも顔を出して、一緒に情報共有を図りながら、その中から見える児童虐待防止につながる未然防止につながるような、そういった強化も現在図っておりますので、活動というものについての、直接、側面的な支援ではないんですけども、お互いに情報共有しながら、こどもの最善の利益を図っていく取組、児童虐待の未然防止に努めているところでございます。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ボランティア団体の方々も含めて、区と連携して児童虐待などを防いでいくというふうな、こういう重要な役割もやっぱりボランティア団体の方々にはあるというふうに思っていますので、ここを削るということは、ボランティアの方々の力を借りないということにつながってしまうのではないかとというふうに解釈もできますので、これはいかがなものかなというふうに思います。

○上田委員長 大戸子ども家庭支援センター所長。

○大戸子ども家庭支援センター所長 先ほど私のほうからちょっと御説明させていただいた部分でもあるんですけども、今回、条文にあります、ボランティア活動その他というのを切ると、ボランティア活動を削除すると、そういうことではなくて、条文の一定の整備でございまして、その次にあります、子育て支援に係る活動を行っているもの、または行うものとするもの、この中にも実は含まれているんですね。それで、ボランティア単体でのそういった一人一人の活動が子ども家庭支援センターの事業の中に入ってくるということではなくて、そういった地域活動団体全て含めて、そういったところと手を取って支援を行っていくと、児童虐待の未然防止に努めていくというような定義の規定の整備でございまして。

○上田委員長 関川委員、よろしいですか。はい。

それでは、議案第87号の各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○関川委員 先ほどやり取りした中に、虐待の防止あるいは子家センの強化をするというようなことが含まれているかと思えます。あと、児相ができて、子育ての支援が一層強化されるというようなことでは、区のそういう役割は大事だというふうに思いますが、地域でボランティアでやっていらっしゃる方々の力も借りるということでは、この子育てのためのボランティアその他を削ってしまうと、その役割そのものがなくなってしまうというふうに思えますので、日本共産党は、議案第87号、反対をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第87号につきまして、今後さらに、児童虐待防止のため、児童相談所と連携してセンター事業を進めていただきたいということと、地域における相談支援の強化も行っていただきたいと要望し、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 維新の会、賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案第87号、児童相談所開設に伴って、今回この子ども家庭支援センターが既に行っていること、また取組を進めていることの条文の整理、または整備の改正でありますので、議案第87号、賛成いたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 「こどもの」の表記を改め、またそれによって組織名称が変更されたこと。それからあと、その他の規定整備ということ。そして、2つの事業もよく分かりました。虐待防止のために様々取組が行われていること、それから地域活動の支援の充実も進められているということでした。そして、それをこのタイミングで追加し、整えたということですので、自民党は議案第87号、賛成です。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第87号、賛成いたします。

○上田委員長 それでは、議案第87号の審査結果を申し上げます。

賛成5、反対2、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

続きまして、議案第88号、文京区立学校設置条例の一部を改正する条例です。

こちらは、報告事項6「文京区立後楽幼稚園の小石川地方合同庁舎（仮称）への移転について」が関連するため、先にその報告を受けた後、議案の提案説明を受けることといたします。

それでは、報告事項の説明をお願いいたします。

内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 それでは、資料第9号、文京区立後楽幼稚園の小石川地方合同庁舎（仮称）への移転について、御報告いたします。

本件は、項番1、概要に記載のとおり、後楽幼稚園を合同庁舎内に移転し、本年4月1日から新園舎での運営を開始することを御報告するものです。

項番2、案内図及び配置図を御覧ください。

案内図の左側部分にある園舎を、右側の合同庁舎内に移転するものであり、移転後の所在地は記載のとおりです。

なお、左側部分の敷地につきましては、後楽幼稚園の園庭として整備する予定であり、令和8年度から園庭工事を実施する予定となっております。

次に、項番3、建物についてです。

地下2階・地上5階の合同庁舎の建物のうち、地上1階、2階の一部分に後楽幼稚園の園舎が入ります。

次に、2ページにお進みいただきまして、項番4、平面図です。

1階には、1歳児から3歳児までの保育室を配置するほか、職員室や小ホール、認定こども園となった際に使用する調理室等を配置します。

また、2階には、4歳児、5歳児の保育室、遊戯室等を配置します。

最後に、項番5、今後のスケジュールについてです。

本年の4月から来年の5月まで、既存園舎の解体工事を含む園庭整備工事を進めてまいります。

なお、米印に記載がございますとおり、後楽幼稚園が認定こども園となる時期につきましては、園庭整備工事が完了した次年度の令和10年度からを予定しております。

報告は以上となります。

○上田委員長 続いて、提案理由の説明をお願いいたします。

吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 ただいま議題となりました、議案第88号、文京区立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案集のデータ131ページを御覧ください。

本案は、文京区立後楽幼稚園の新園舎の竣工に伴い、位置を変更するものでございます。

改正内容につきましては、別表の1、後楽幼稚園の住所を文京区後楽一丁目7番7号より文京区後楽一丁目7番22号へ変更するものです。

変更の時期は、令和8年4月1日といたします。

以上、本議案について、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 後楽幼稚園の認定こども園化が、令和10年度からを予定しているということで、この資料に書かれているんですけども、ここはゼロ歳児保育というのはやらないかどうかというの、ちょっとそこを確認しておきたいのと。

あとそれから、この認定こども園については、児童福祉法の24条が関わるのかどうかということ、そこをちょっと確認させていただきたい。

○上田委員長 あまり子ども・子育ての特別委員会と重なり過ぎないように御質問をお願いし

たいと思います。なるべくまとめていただければと思います。

熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 後楽幼稚園が認定こども園化した場合、1歳児からということで考えております。

○上田委員長 石沢委員。

（「分かりました」と言う人あり）

○上田委員長 よろしいですか。

小林委員。

○小林委員 小石川地方合同庁舎について、埋設物が出た関係で工期が遅れ、工事費が上がったことが昨年の総務委員会で報告されていまして。この工期の遅れの影響で、認定こども園化が遅れたと聞いていますけれども、後楽幼稚園、清掃事務所ともに移転の時期には影響がなかったと伺っております。認定こども園の開設が1年遅れる理由を確認させてください。

それともう一つ、先ほどの御答弁の中にもあったんですけども、後楽幼稚園の1階部分、1歳児、2歳児、3歳児の保育室や調理室など、認定こども園になる令和10年まで空いていることとなりますけれども、それまでの間、誰でも通園制度で活用されるということで、4月から事業スタートするということで準備を進められているということでしたが、大丈夫なのかということと、この誰でも通園制度、令和10年4月までの限定で行って、それまでしかやらないということで大丈夫なのかどうか確認させてください。

○上田委員長 岡村用地・施設マネジメント担当課長。

○岡村用地・施設マネジメント担当課長 小石川地方合同庁舎の全体工期のことでお答えさせていただきます。

当初のスケジュールといたしましては、令和9年の1月までということで、全体工期を考えていたところがございますけれども、その後、国が工事を進めていく中で、予期せぬ地中障害物等への対応が発生したことによりまして、工期が延長したというところの状況でございます。そのことで、トータルで4か月ぐらい遅れが生じてしまったことで、工事が完了するのが令和9年の5月までということになりました。そのことによりまして、9年の当初におけます園庭が確保できないというような状況となりましたので、認定こども園化が10年度になったというところでございます。

○上田委員長 足立子ども施設担当課長。

○足立子ども施設担当課長 後楽幼稚園新園舎のほうで実施いたします、誰でも通園制度でご

ございますけれども、御指摘のとおり、1階の1歳児室、2歳児室がしばらくの間空くということで、そちらのほうをお借りして、今の基本的な想定といたしましては、1歳児室で支援のスペース、お子さんをお預かりするスペース、2歳児室をバックヤードとしてお借りしたいということで、今後、詳細について、教育局とも協議しながら決定の上、4月から着実に実施できるよう準備を進めてまいりたいと考えてございます。

もう一点、認定こども園化がもう想定されておりますので、基本的には、終了時期を2月にするか3月にするかというところは、今後、御相談させていただきながら決定したいと思いますが、基本的には、令和10年の3月ないし2月で事業としては終了するものというふうに考えてございます。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

岡崎委員。

○岡崎委員 後楽幼稚園が小石川地方合同庁舎に移転するというので、まだ内覧もしてないし、この図面上だけなんですけど、いわゆる国の施設との複合施設になるということで、人の動線、入り口とかも、やっぱりその辺が一緒にならないように、ちょっと確認なんですけど、したほうがいいのかなどは思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 動線の部分の確認でございますけれども、幼稚園の入り口と合同庁舎の入り口と分けて設置してございまして、動線を分けることでセキュリティを確保しております。

具体的には、幼稚園の入り口ですけれども、こちらの1階平面図の左側の真ん中の部分、こちらが幼稚園の入り口となっております、合同庁舎の入り口につきましては、1階平面図の右側の真ん中部分ですね、矢印がありますけれども、そちらのほうを入り口として考えてございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。では、まるっきり接点というか、重なり合うことはないというふうに捉えていいんですかね。分かりました。

あともう一点、新しい園庭ができるまでの代替の園庭は、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 工事期間におきます園庭でございますけれども、関係所管と調整い

たしまして、近隣の後楽公園少年野球場、こちらのほうを週1回、外遊びの場として使用する予定となっております。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

ほかり副委員長。

○ほかり副委員長 すみません、今、園庭の話があったので、絡めて伺いたいですけれども、これ今の後楽幼稚園の園舎と園庭の部分をまとめて園庭に整備するというお話だったんですね。で、かなりこれ広くなると思うんですけど、完成した後に地域開放とかする検討は今されているのでしょうか。幼稚園は今なかなかやっているところはないと思うんですけど、もしあればお願いします。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 現在、区立幼稚園におきましては、地域の未就園児とその保護者、そして在園児を対象とした施設開放、そういったものを行っております。こちら、幼児同士の交流できる遊び場でしたり、その保護者のコミュニケーションの推進を図る場とするために実施しているものでございまして、後楽幼稚園につきましても、引き続き当該施設開放のほうを行っていきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 ほかり副委員長、よろしいですか。

○ほかり副委員長 大丈夫です。

○上田委員長 それでは、議案第88号の各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 自由民主党、議案第88号、賛成です。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 国の施設との複合施設ということでございますので、安全管理をしっかりとさせていただいて、議案第88号、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 88号、賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 区民が主役の会、議案第88号、賛成します。これからまだ園庭の工事が続くということですので、通園する園児が危険にさらされないよう安全に工事を続けていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 日本共産党、議案第88号、賛成いたします。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第88号、賛成いたします。

○上田委員長 議案第88号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

それでは、議案第89号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をお願いいたします。

吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 ただいま議題とされました、議案第89号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

委員会資料第3号を御覧ください。

本案は、社会と公務の変化に応じた給与制度を実現するため、特別区人事委員会の勧告に伴い、規定の整備を行うものでございます。

まず、第23条第1項において、文言の整理を行うものでございます。

次に、第23条第2項において、週休日等以外の日における管理職員特別勤務手当の支給対象期間を拡大し、「午前0時から午前5時まで」から「午後10時から翌日の午前5時まで」とするほか、文言の整理を行います。

次に、第23条第3項において、管理職員特別勤務手当額に100分の150を乗ずる対象となる勤務を、規則で定める旨を規定いたします。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。

以上、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○上田委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

関川委員。

○関川委員 今回、幼稚園職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということですが、夜間の勤務が0時からのが10時から朝の5時までになった理由はどのようなことにあるんですか。人事委員会勧告が基になっていると思いますけど、あと、こういう場合には、どのようなことが考えられるんでしょう、どのような場合を想定して、こういう時間を早めたのでしょうか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 早めた理由というのは、あれですが、今回の人事委員会勧告で、少し早

くからその勤務手当がつくというような形になりました。

場については、大雨の例えば警報があつて、避難所になった場合ですとか、災害の場合に子どもを帰すことができず、預かるということはほとんどないというふうに思うんですが、そういう場合を想定しています。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 今回の場合、災害ということでもありますが、その場合、職責者だけが残るといことになりますか。東日本大震災などのときの場合、職員の方も残ったというような例もあると思いますが、今回は職責だけの手当のアップというようなことになりますか。どのくらいアップになるんですか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 処遇の改善で、このような形の給与の改正になったというふうに思うんですが、中身については、100分の150という形になっていますので、金額については、そのとおりでございます。

それから、職責というお話がございましたが、基本的に管理職についての、今回の条例では概要になっています。ほかの職員が残るといような、そのときの想定によって、それは変わってくるのではないかなというふうに思っています。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 そのときの想定によってということですけども、災害のときは、どういう事態が起こるか分かりませんので、職責だけでなく、職員が残る場合のことも想定して、人事委員会勧告などに意見を上げていただいて、手当の支給をするといようなことも検討していただきたいと思ひますけど。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 今回の条例の改正については、管理職についてといところになっています。職員については、超過勤務手当、それに特別手当がプラスされるような措置が取られております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 はい、分かりました。では、よろしくお願ひします。

○上田委員長 それでは、議案第89号の各会派の態度表明をお願ひいたします。

日本共産党さん。

○関川委員 89号は、災害などを想定して、夜間の勤務は2時間前倒しになるということや、

手当の支給がされるということで定められているということですので、議案第89号、日本共産党、賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○上田委員長 議案第89号につきまして、災害時等の深夜における管理職員の特別勤務手当の支給対象時間を区職員に準じて拡大するとのことですので、区民が主役の会は賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 維新の会も賛成いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 公明党、議案第89号、賛成いたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 幼稚園教育職員の管理職は、園の運営のみならず、安全管理だったり、保護者対応、それから地域連携など多岐にわたるところで責務を担っております。その勤務実態を踏まえた手当の見直しは適切であるというふうに思いますので、賛成です。

ただ一方で、今回の支給対象時間の拡大、先ほど災害を想定したというふうにおっしゃられましたけれども、こういった拡大で長時間勤務の固定化につながらないように、十分留意すべきであるというふうに思います。区においては、業務の見直しや役割分担の適正化だったり、ICTの活用などを通じて、管理職の負担軽減を図ることは続けていただきたいし、総合的な働き方改革を一層推進して行ってほしいというふうに意見を加えさせていただきます。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 議案第89号、賛成いたします。

○上田委員長 議案第89号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

○上田委員長 それでは、12時になりますので、お昼の休憩に入りたいと思います。1時より再開いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○上田委員長 それでは、文教委員会を再開いたします。

大戸子ども家庭支援センター所長が現場対応のため、欠席となります。

それでは、議案第95号、文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約について、提案理由の説明をお願いいたします。

竹田総務部長。

○**竹田総務部長** ただいま議題とされました議案第95号、文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事請負契約について、提案理由を御説明いたします。

議案集データの153ページ及び工事概要を御覧ください。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び文京区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

まず、契約の目的は、文京区立小日向台町小学校等改築に伴う仮園舎等整備工事でございます。

次に、契約の方法でございますが、制限付一般競争入札によりまして、去る1月7日に入札を行いましたところ、予定価格の範囲内での入札がなく、落札者がなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約によりまして、同日に仮契約を締結いたしました。

次に、契約金額は、金3億250万円でございます。

契約の相手方は、東京都文京区千石四丁目26番19号、株式会社リン・ドス、代表取締役、東海林諭でございます。

なお、工期、支出科目等は、データの154ページに記載のとおりでございます。

よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますよう、お願いいたします。

○**上田委員長** ありがとうございます。

それでは、御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○**山田委員** 今、説明の中にも、入札が2社、手が挙がったけれども、結果的に随意契約という御説明がありました。昨今、いろいろな自治体で公共施設を整備するに当たって、なかなか入札がうまくいかない事例が本当に多くなってきておりますので、今回の不調に終わった最初の入札2社との、どういった、金額だけなのか、どういったところだったのか。それと、ではどういったところを折り合って随意契約を結ばれたのか。その御説明もお願いできますでしょうか。

○**上田委員長** 木口契約管財課長。

○**木口契約管財課長** 今回は、最初に制限付一般競争入札ということで、入札公告した後に、

最終的に9社から、一応入札に参加希望ということで申請を受けております。ただし、実際に当日入札に参加していただいた事業者は、1社にとどまっております。残りの8社がまず入札を辞退しております。その入札辞退の理由といたしましては、8社のうち3社から理由を確認できておまして、現場代理人の常駐が困難であるとか管理要員の確保が困難ということで、その事業者さん側の人員体制による課題があるというところを主な理由として、辞退をされているところでございます。

ただし、1社につきましては、1回目の入札に御参加いただきまして、ただ、それでも予定価格を上回る価格での入札となりましたので、再度の入札を行ったところでございます。その再度の入札を行っても、予定価格を上回る入札の価格でございましたので、その事業者の方と交渉いたしまして、交渉の結果として、結果的に予定価格以下の見積書を頂くことができたので、今回、契約に至ったものでございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 確認しておきたいのは、だからといって、そのクオリティ、質を下げてのということではないというところだけは、しっかり確認したいと思います。

○上田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 もともと、今回、我々が入札に当たって予定価格を積算しております。

こちらにつきましては、東京都が公表している最新の公共工事設計労務単価を基に工事所管課のほうで積算して、この辺の価格というのは、近年の物価上昇等のこういった経済情勢を反映した単価にもなっております。そういった適切な積算を基に積み上げられた予定価格と、今回は、結果的には予定価格と同額での契約に至っておりますので、工事の品質には影響ございません。

○上田委員長 よろしいですか。

小林委員。

○小林委員 まず、小日向台町小学校が大塚四丁目仮校舎に移転するのは、令和12年からになります。茗荷谷研修所の賃貸借契約について、何年まで使う予定の契約になっているのか、確認させてください。

また、大塚四丁目仮校舎に移転した後は、茗荷谷研修所の育成室に来るのが大変になってしまいますけれども、大塚四丁目仮校舎に育成室を、後に報告事項にありますけれども、育成室を造るのか、茗荷谷研修所の育成室も継続させるのか、その場合、送迎なども考えられているのか、状況を確認したいと思います。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 いつまでお借りするかというところの御質問でございますけれども、現時点におきましては、令和12年9月30日までの定期建物賃貸借契約を予定してございます。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 仮校舎につきましては、この後、御報告いたしますけれども、育成室は、現地の学校の活用している育成室をそのまま活用するという方向で今、検討を進めているところでございます。

大塚四丁目には、仮校舎には設置せず、今、使っている育成室を活用します。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 先ほど1つ目の質問で、令和12年9月までということだったんですけれども、移転するのは令和12年からなので、その先はまた再契約するという事でよろしいでしょうか。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 定期建物賃貸借契約につきましては、先ほど申し上げた期日となっておりますので、その工事の状況等も踏まえまして、必要に応じまして所有者と協議の上、期間の延長を検討していきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 続きまして、ちょっと使い方についてお伺いしたいんですけれども、園庭が2つあるんですけれども、これは育成室、児童館も使う予定なのか、活用法について伺いたいのと。

あと、小日向台町幼稚園の3歳児、4歳児、5歳児の居室部分については、もともとの小日向台町幼稚園の定員は3歳児21人、4歳児54人、5歳児54人というふうになっておりますが、実際のところ定員割れしている現状もあるんですけれども、どういう定員で使う予定で、どういう居室の広さの状況なのかということを確認させてください。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 児童館と育成室の利用者が幼稚園、園庭を使うかというところでございますけれども、そちらの部分につきましては、令和9年度から実際にこちらが活用される形になりますので、そこに向けまして、児童青少年課を含めた関係者と協議をしていきたいというふうに考えてございます。

また、先ほど諸室等のお尋ねがございましたけれども、基本的には、現行と同程度の諸室を設けてございまして、例えば3歳児の部屋でございまして、現行が56平米に対しまして、

新規では約70平米というような形になってございまして、そういった形で、その必要な定員をしっかりと受け止めることができるような施設の面積となつてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 定員を受け止められることは分かったんですけども、定員割れした際には、余裕を持って使えるということですよ。はい、分かりました。

○上田委員長 ほかに。

岡崎委員。

○岡崎委員 先ほど山田委員のほうからもありましたけれども、今回、一般競争入札が不調になって随意契約ということですけども、なかなか一般競争入札で決まらないケースも、このところ出ているのかなど。やっぱり今の物価高騰や人手不足、さっき言っていた、が大きな原因になってくるのかなど思っているんですが、その辺の算定基準の見直しもありなのかなみたいなことも思うんですけど、今、どのようにお考えでしょうか。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 工事を発注する際の予定価格については、先ほど管財課長から答弁がございましたけれども、基本的には、都が公表している最新の労務単価、そういったものを基に積算してございます。

この単価は、当然、近年の物価上昇等を反映した単価となっているんですけども、実際に施行する民間事業者が積算に用いている単価とは異なるため、入札価格が予定価格を上回るというものが今回起きたというふうに認識してございます。

今後の部分につきましては、その設計の段階の対価だけではなく、発注前には、例えばメーカーにも価格の改定の予定を確認するなど、時期的により近しい積算価格をもって入札に入れるよう、今後の入札の場合には考えていきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 はい、分かりました。やっぱりそのときに合った算定をするということも大事なのかなというふうに思いますので、今後、よろしく願いいたします。

それと、茗荷谷研修所、これ借りるんですよ、借りる賃料は幾らになるのかということと、契約期間はさっき小林委員からありました。

あと、会議室と宿泊施設を改築するそうなんですけれども、お返しするときには、原状回復するのか。

あともう一点、ごめんなさい、さっきちょっと、大塚四丁目の東邦音大に移った場合の育

成室・児童館は、現状のままというか、今のまま使うというか、要するに生徒さんは向こうへ行っちゃうわけでしょう、生徒さんは向こうへ行っちゃうけど、今の、ここの研修所のを使うという、その辺の交通の、さっきの話だけど、というのは、どうなんでしょうか。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 まず、賃料についてのお尋ねでございますけれども、こちらは月額約1,200万円となっております。

また、契約期間終了後の返し方というところでございますけれども、こちらにつきましては、幼稚園、児童館・育成室等の改修工事を実施した諸室等につきまして、改修を行う前の状態に原状回復をした上でお返しをする形でございます。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 すみません、先ほど誤解を招く答弁になりまして、申し訳ございませんでした。大塚四丁目には、育成室は造る予定はございません。複数の学校で仮校舎を造る予定ですので、それぞれの学校の地域にある育成室をできるだけ活用する。小日向の場合には、今回、仮園舎を建てて、そちらに育成室を確保しますので、そちらの育成室を使う想定で考えております。

交通手段につきましては、通学に当たっての交通手段と併せて検討を進めてまいりたいと思っております。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。原状回復って、そうすると、会議室と宿泊施設に戻すということなんですか。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 現状は、やはりそういった今回の幼稚園、児童館・育成室等の用途を用いた箇所については、原状回復を行うというところでございますけれども、協定を結んでございまして、その中では、基本的には原状回復ではあるんですけども、今後、その協議するというような余地もございますので、そこはしっかりと検討していきたいと考えてございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 ちょっと入札の過程のところなんですけれども、いろいろネゴシエーションして、今回こういう価格で決まったという話なんですけれども、調書を見ますと、税抜価格では、2回目に比べて最終的な落札価格というのは85%程度になっていますよね。4,300万円くら

いのマイナスということになっているんですけども、この価格をどこで、現場の工事の会社さんが吸収しているかというのは、やっぱり心配になるわけですね。人件費のところでは削ってないかとか、やっぱりそういう部分は非常に懸念される場所ではあるんですけども、そのあたりについての交渉過程確認、ちゃんと取れているのかというのは、ちょっと確認はちゃんとしておきたいなというふうに思います。

それから、施設の改修については、園庭を通路に面したところで確保するという事なんですけれども、この園庭の部分は、見たところちょっと傾斜になっていて、若干斜めになっているのかなという様子も見受けられるんですけども、幼稚園ですから、運動会とかやっぱりそういうこともやると思うんですけども、そういう場合、この園庭を使うのかとか、それは別の場所でどこかやるのかとか、そのあたりはどのように考えているのかというのをちょっと確認をしておきたいですね。

あとそれから、これ施設の中を見ますと、エレベーターがないんですね。やっぱりバリアフリーの観点では、そのあたりどのように対応されるのかということ。車椅子を使っているお子さんとかがもし仮にいらっしゃった場合、どういうふうに対応されるのかということも併せて御答弁をお願いします。

○上田委員長 木口契約管財課長。

○木口契約管財課長 今、いただきました御質問の1問目について、私のほうから御回答いたします。

確かに委員言われるとおり、今回、約15%程度、当初の事業者さんの価格からは落ちているのは事実でございます。このような交渉、最初では個別にそれぞれあるんですけども、1つは、必ずしも全てうまくいくとは限りませんが、本当に事業者さんのほうで厳しい場合には、入札不調になることも時にはございます。そういった意味では、まず今回、事業者さんのほうで、この価格でも対応は可能というふうにお示しいただいたというところでは、一定、事業者さんのほうで、この契約工事をきちんと適正にやるだけの価格であると御判断いただいたと認識しております。

さらに、こちらは、いわゆる公契約条例の対象になりまして、入札の公告の段階でも公契約条例の対象になるというところを御理解いただいた上で、今回、応募いただいておりますし、契約締結後も、いわゆる労働報酬下限額の遵守ですとか、公契約条例上の義務は遵守していただくということで事業を進めていただきますので、工事の品質のみならず、実際の従業員の方への労務費ですとか工事に係る経費に、この価格でやることについては問題ないと

認識しております。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 まず、運動会の開催場所についてのお尋ねでございますけれども、こちらにつきましては、小日向台町小学校の校庭の利用ができないかどうかというところも含めまして、今後、幼稚園とそして学校と協議していきたいというふうに考えてございます。

また、エレベーターの部分の御質問でございます。今回、本館にエレベーターを設置するためには、各階に出入口を設けるなど、構造躯体、建物の躯体の部分の大幅な変更が伴うというところでございますけれども、当該建物は、定期建物賃貸借契約を締結しているということで、将来的に、先ほど御答弁申し上げたとおり、お返することも含めて検討する施設でございますので、エレベーターを設置する予定は、現時点ではございません。

また、設置しないことに代わるソフト的な対策といたしまして、敷地入り口や車椅子駐車場にインターホンを設置して、各教職員より介助対応するなど、工夫していきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 公契約条例で、やっぱりそういうことも整備しましたから、ぜひそこはやっぱり影響ないように、しっかりとやっていくということで、区としてもチェックしていただくということはお願いしたいというふうに思います。

ソフト的な対応ということでおっしゃっていて、ただ、車椅子、これ5歳児は2階ですから、そういった部分のね、入り口の段差くらいだったら何とかかなというふうに思うんですけれども、階段を上ったりとか、そういう場面がもし仮にきたとしたら、そのあたりは、なかなか毎日のことということもありますので、そういったところはどのようなふうに、運用上やっていくという話になるのかもしれませんが、そこはぜひ御配慮いただいて、やっていただきたいなというふうに思います。でも、それは可能なんですか、大丈夫なんですかね。そこはちょっとよく確認をしておきたいと思うんですけれども。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 現時点では、先ほど申し上げたとおり、基本的にはソフト的な対応という形で対応していきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 よろしいですか。

それでは、議案第95号の各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 この小日向台町小学校の改築に伴っての仮園舎の整備、大変必要性の高い事業であると考えます。随意契約ではありますが、先ほど経緯と内容を確認させていただきました。合理的な判断と理解はします。ただ、今後もコストの妥当性とか、それからあと手続の透明性確保には努めていただきたい。その意見を付して、賛成とさせていただきます。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 議案95号ですけれども、所管課さんの御努力で近隣に仮園舎ができることは、大変ありがたいことだと思います。今後、質疑もしましたけれども、安全管理や運営にしっかり気を配っていただきたいと要望いたしまして、議案第95号、賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 今、質疑、出られた内容は、もう既に事前に御説明いただいていたので、賛成いたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 議案第95号につきまして、整備工事も9社、入札参加があり、最低入札者による随意契約でありましたが、予定価格で折り合いがついたということ。また、公契約条例の適用があるということを確認いたしました。区民が主役の会は、進めていただきたいということで、賛成いたします。

○上田委員長 日本共産党さん。

○石沢委員 日本共産党文京区議団は、議案第95号、賛成いたします。

契約金額が85%程度の金額になったということについては、ぜひ、労働者の賃下げとかにつながらないように、しっかりと公契約条例上の確認をして、適正な運用がなされるようにチェックしていただきたいと思います。

また、エレベーターについては、今回、ないということで、ソフト的な対応ということなんですけれども、こうした学校施設などについては、やはりバリアフリー対応というのは本当に重要な問題だというふうに思いますので、そこはぜひ、今後、しっかりと留意して対応していただきたいというふうに思います。賛成です。

○上田委員長 市民さん、どうぞ、お願いします。

○ほかり副委員長 議案第95号、賛成いたします。

○上田委員長 議案第95号の審査結果を申し上げます。

賛成7、反対ゼロ、よって原案を可決すべきものと決定いたします。

それでは、議員提出議案第5号、文京区立学校等学用品費無償化条例についてですが、議

員提出議案第5号の審査を行いますので、説明者の千田議員、金子議員は、説明者席に着席を願います。

それでは、提案理由の説明をお願いいたします。

千田議員。

○千田議員 ただいま議題となりました、議員提出議案第5号、文京区立学校等学用品費無償化条例は、金子てるよし、板倉美千代の各議員、そして私、千田恵美子により提案いたします。

提案者を代表いたしまして、提案理由を申し上げます。

本条例は、保護者の負担を軽減するとともに、教育の充実に資する必要があるためのものです。

施行期日は、令和8年4月1日とします。

よろしく御審議の上、御可決くださいますよう、お願いいたします。

○上田委員長 それでは、御質疑をお願いいたします。

高山委員。

○高山（か）委員 拝見いたしました。では、ちょっと質問なんですが、中にある、いわゆる補助教材等と書かれていますが、この補助教材というのは、副教材と補助教材で違うんですよね。副教材というのは、教科書とかにひもづけされている問題集とか参考集とかで、補助教材というのは、それぞれの学校によってみんな違うんです。例えば昭和小学校ですと、1年生のとき、私、記憶だと、おはじきとか買ったりして、あれすごく面倒くさくて、1個ずつ名前を書くんです。でも、前期しか使わないみたいな、物すごい手間かかるものなんです。

まず、補助教材というのは、この議案の中でいくと、何に当たるのかというような認識をされているのかというのが1つ。

それから、それぞれの学校によって補助教材って多分違うと思うんです。ある程度大枠には一緒になると思うんですけど、それぞれ違うと思うんですね。だから、これの算出、幾らぐらいの予算を計算して、それはどういうふうなやり方で算出をされているのかということ。

そして、ここに書いてあるとおり、なぜ区立だけなのかというのがもう一つの質問。

4つ目に、なぜ、補助教材なのかという、このサポートするのはですね。という、今の幾つか御質問したのを、まずお答えをいただきたいと思います。

○上田委員長 金子議員。

○金子議員 まず、条文上、補助教材となっている部分についてのお答えでありますけれども、

それは後で、併せて金額についてもお伝えをいたしますが、私たちが想定しておりますのは、2024年の10月の決算委員会における日本共産党の総括質問の答弁で、当時部長さんから、副教材・学習用具、校外学習等に係る費用の平均ということで、学年別で集金している年間の額を御答弁いただいております。

この答弁は、今、申し上げたように、答弁上の文言は、副教材・学習用具、校外学習等に係る費用と、こういう文言になっております。これは今、委員の御指摘がありましたように、副教材については、問題集みたいなもので、よく学校で買って、家庭学習や学校でも使っているものだというふうに思います。

学習用具につきましては、委員御指摘のように、学校によって様々なものを教育上用意、学校の御判断で用意されて、今は集金をして用意していると。

校外学習等というのは、私も地元の根津のほうの学校に行きますと、アスレチックに行ったり、自転車に乗れる広い公園に行ったり、低学年なんかはよくやるんですけども、そういったものの費用などが、集金を一定して実施されているということで、そういうものを当時答弁されているんだというふうに思います。

このように条例化する場合には、今、言ったような、3つを全部書き込むというわけにもいきませんので、条例上は、補助教材というような形で表現をして、規定をするという形を取っております。

それから、今、申し上げましたように、2024年10月の決算の答弁を想定して提案をしているところでありますけれども、例えば小学校1年生につきましては、当時の答弁で、1年間2万2,000円というふうにお聞きしているんですね。小学校2年生では1万1,000円、小学校3年生は1万6,000円、小学校4年生は1万5,000円、小学校5年生は2万3,000円、小6は2万5,000円、同様に中1は3万8,000円、中2は2万2,000円、中3は4万7,000円ということになっておりました。

これは、2024年10月の決算の答弁ですから、2023年度の決算値だということでもあります。そうしますと、来年度2026年度ということになりますと、3年前だったかな、になりますので、昨今の物価高騰なども鑑みまして、2割増しの金額を計算いたしまして、そこに現在在籍している児童数を掛け合わせますと、総額で約3億5,000万円強という数字を見ておまして、そういう計算もして提案しているところであります。

それから、区立のみということではありますが、特別支援学校についても、条例上は対象にしております。

で、その先でありますけれども、当然、私立学校についても、義務教育ということでは変わりはありませんので、今回の提案では、条例上は、区立学校と特別支援学校の小・中学生ということで、児童・生徒ということでいきたいと思うんですけれども、この条例ができたその際には、教育委員会のほうにおいて、予算も要求していただいて、これは申請方式になると思いますけれども、こちらのほうについてはですね。学校給食なんかも同様の対応が取られておりますけれども、そのような、私立学校についても対象とするような申請方式のものを準備していただくような、条文上の効果はありませんけれども、教育の機会均等とか、また、義務教育は無償という憲法の理念からすれば、同様の対応が今後も取られるべきだというふうに私たちは考えています。ただ、条例で規定するという点では、今回の提案にとどまったという点については、ぜひ御理解いただければというふうに考えております。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 何でこういう質問をしたかといいますと、確かにこの3億5,000万の財源もちょっと後で教えて、恒久的なのはどこから持ってくるんだというものもあるんですが、我々も教育費の無償化というのを実現しようと思って、いわゆる経済格差イコール教育格差になっちゃいけないというのは、我々の理念ですから、維新の会の。

で、保護者の方とかに大体聞くと、まず一番インパクトの高い制服、いわゆる標準服、あれ標準服なんですよね。あくまで制服じゃないんですよね。着るのが望ましいという、絶対じゃないという立てつけなんですけど、ああいうのをまず無償化してよという声のほうは、我々に届くことは多いんです。何で、消耗品とかは別として、例えば学校で絵の具とかを自分たちで小学生が持っていけば、パレットと筆はあるからとか、墨汁だけ持っていけば、硯と筆はあるから、そこで使っていくとか。ちょっと衛生面のものは別ですよ、笛とかそういうのを共有するというのは、縦笛とか。だけど、そういうものは学校で用意をある程度して、学校側も衛生とかいろんなもので共有するのはよくないという、これも立てつけでお話されるんですけど、そういうものをまず学校というか、区のほうの単位で用意して、そういった制服とか、例えば部活動で買う柔道着とかいろんな高い金額のものというほうを、例えば修学旅行とか、そういうインパクトが大きいものをまずは無償化って進めていったほうがいいんじゃないかなと。なぜ、副教材費からなのかというのがちょっと分からなかったんですね。そこをちょっとお答えいただきたい。

それから、今度、小学生で、来年度から小学生が5万円、それから中学生で10万円、これは私立も区立も国立も関係なく、各世帯の子どもに行きますから、これはもう全く分け隔て

なく行きますよね。こことの差というか、ここでサポートがほとんどできているものを、あえて区立のお子さんだけ、あとから私立もやるってお話ししましたが、であれば、給食費も2023年の9月から無償化になっていますが、私立については、その同額の補助というのを出しているはずなんです。だから、それを同じように、最初から入れればいいと思うんですけど、来年度から始まる、今年の12月1日時点で住民登録があるお子さんには、そのサポートが行く、小学生5万円、中学生10万円行くということで、事足りることが多いんじゃないかと思うんですけど、あえて副教材にしているということは、どこに意図があるのかというのをちょっと教えてください。

○上田委員長 金子議員。

○金子議員 先ほどもお答えしたとおりなんですけれども、私たちがこの条例によって想定している補助教材を給付することによりというふうに第1条のところに規定を置いております。

これは、教育条件の整備、教育環境の保障ということなんです。つまり、今、委員がおっしゃったように、学校で備品化できるものがどこまでの範囲なのかという議論があることは私たちも承知をしております。それが可能なかどうかとか、それに伴う様々な課題というのは当然あるというふうに思うんですよ。それに対する費用負担の問題も当然あるというのは分かっております。ただ、それは様々、ちょっと検討する課題があるというふうに私たちが理事者の皆さんにも聞いておりますので、それはそれとしてやりながら、今回はっきりしているのは、私たちが24年10月に決算委員会で答弁いただいた保護者の皆さんから明確に集金しているもの、金額、その部分について無償化しようということが第一であります。

その観点というのは、委員が今、2回目の発言で冒頭におっしゃったような、経済的格差が教育の格差につながっちゃいけないという点とも一致ができるだろうというふうに思うんですね。

こういう条例を提案する側には、当然、立法事実というのは必要ですから、これは明確に無償化すべき対象というのは、繰り返しですけれども、2024年10月の決算委員会で答弁をいただいて明らかになっております。ここも非常に明確なんです、立法事実としてはね。だから、ここを無償化したいという提案だということで、どうか御理解いただければというふうに思います。

それから、備品化の問題等については、先ほどお答えをしたとおりであります。

それから、今回2月の議会に区長提案で、当初予算で入学準備の経費について、区が支給しようということとの関係性がありますけれども、これは明確に対象が違いますので、今回

提案しているのは、学校へ入ってから集金している分ということで、区長が提案されているのは、入学準備に係る、入学前の費用ですので、これは対象が違うということで、これは御理解いただけるのではないかなと思います。

最後に、私立学校との差でありますけれども、先ほども少し述べましたけれども、こちらについては、いずれにしても給食費の無償化と同様に考えれば、これは申請主義になるんですね。私立学校の教育条件の整備は、私立学校の設置者が行うのであって、そこについては、条例で規定するというのはちょっと無理があると。条例で規定をしたいのは、教育環境の整備・充実ということでありまして、そこについては、明確にこのように規定ができるということであります。

ただ、規定を条例でしていただければ、議決いただければ、先ほど述べたような観点で、その効果は市立学校に通われているお子さんたち、保護者の皆さんにも当然及ぶ対応が取られるのが自治体としてのノーマルな対応だろうというふうに、私は、提案者としては、そう考えております。

（発言する人あり）

○上田委員長 金子議員。

○金子議員 予算につきまして、財政措置の問題でありますけれども、昨日も少し厚生委員会でやりましたけれども、文京区の今の財政状況というのは、令和6年の決算剰余金が80億ということがありました。それは昨日述べたとおりでありますけれども、若干それに加えれば、今回の2月補正予算で、基金への積立てというのが約60億円ほどされております。ただ、これは区民施設整備基金と、それから学校施設整備基金への積立てがほぼ、それで全部ということ。財調基金は、利子分だけ積んでいるので、何千万かだと記憶していますけれども、そういうことでもあります。

ただ、歳入のほうを見ますと、基金繰入れ抑制というような形で、当初額の繰入れ予定額を大幅に繰入れ抑制しているということで、これも事実上の積立て効果というようなことでもありまして、その額、45億円だったかな、繰入れ抑制がね、財調基金のね。だから、そういう形で、財政的な余裕というのは、余裕といたら変な言い方ですけども、財政的には、今回、3億5,000万円強と先ほど申し上げましたけれども、こういった事業を恒常的に行う財政状況に明確にあるというふうに判断しておりますので、根拠は、今日は2月補正予算ということで、お伝えできればというふうに思います。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 例えば、金子委員がどこまで今、体操着袋ってあるじゃない、小学生。体操着袋って、保護者が縫うんですよ。みんな作る、オリジナルで。公立の規定のものもありますよ、あるんだけど、基本、縫って作られてくることが多くて、みんなオリジナルのを作るって、保護者とかって作ってくることが多いんです。規定のものもありますけどね。でも、今、そういうのを作ってくるの結構大変だって……。

○上田委員長 高山委員、マイクに向かって話していただいてもいいですか。

○高山（か）委員 あ、ごめんなさい。

それで、何がかっていうと、私、そういうのは、例えば副教材というのは、ほかも含めて、さっきもお話したとおり、今先ほど金子委員がおっしゃったとおり、経済格差イコール教育格差というのは、理念は一致するところもあると、さっきおっしゃいました。それから、何をもって無償とするのかというの、いろいろ議論するところはあると言っていました。であれば、これは前の文教委員会で申し上げたんですけど、ぜひ、議案を提出される場合は、お声がけをぜひいただいて、一緒に出しませんかと。独自で出されるよりは、より効果が大きいと思うんですよ、理念は一緒であれば。

ですから、どういうところを無償化して、例えばサポートしていこうとか、区のお金の部分でこういうところ恒久財源があるからやっっていこうというものを、やっぱり一緒になって考えていきませんかという投げかけなんですよ。先ほども一致することが多いということもおっしゃいましたからね。だから、こういうふうに共産党さんのほうで、ばんと出されるものとして、悪いとは言いません。ただ、これでよろしく御審議の上、可決してくださいと言われましても、我々としても、やっぱり入れてもらいたい文言や、様々、こういったところを無償化してほしいというのを、我々も教育費の完全無償化に向けてということで、代表の吉村からも厳命を受けて、活動するようと言われてますから、ぜひ、そういうお話も、いろいろ御教示いただきながら、ぜひお声がけをいただいて、我が会派にもお訪ねいただいて、こういう議案を出したいんだけど、維新さんどうなんだと、そういう投げかけというのをぜひいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○上田委員長 高山委員、そろそろまとめてくださいね。

金子議員。

○金子議員 議員提出議案の提案につきましては、1月30日の幹事長会でお伝えをし、その結果などについては、各会派にもお伝えされているものというふうに承知しております。その前にということであれば、でも昨年の年末とか年明けにも、少し、直接お部屋に伺ってお話

しした経過もありますので、そういった対応もあったということは、御理解いただいていると思いますので、そのことはお伝えしておきたいというふうに思います。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 先ほどから金子委員の御発言の中にも、課題はあるもののか、それから私立に関しては、これから先にといい、なかなか不安な要素な答弁というんでしょうかね、それが聞こえてくるのは、今回、この議案に対してのすごく制度的なものが、公平性だったりとか、それから制度設計としてどうなのかなというものをすごく感じました。

なので、質問させていただきたいんですが、まずこれに対して所得制限は設けていらっしゃるのか、そこを教えてくださいませんか。

○上田委員長 金子議員。

○金子議員 所得制限は設けておりません。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。その答弁が聞きたかったです。所得制限は設けていないと言っているものの、まず文京区は、私立、国立、進学率がすごい高い地域特性がありますよね、先ほどから話が出ているように。その実態をまずどう認識しているのかというのがお聞きしたい。

それとあと、同じ区民でありながら、公立に通う児童のみを対象とする合理的な理由、これは何なのか。そこの2点、お答えください。

○上田委員長 金子議員。

○金子議員 まず、私立学校に通っておられる児童・生徒の皆さん多いというのは、特に中学校のほうに、この議論の場でね、通例、文京区政、区議会の中でいろいろ議論するとき、中学生は半分ぐらいかな、今、少し上がっているかもしれませんが、5割ラインだというふうにならざる言われていて、中学校の生徒さんが5割ぐらい私立に行かれているよというようなことは、当然承知をしております。

先ほど高山委員への御答弁でも申し上げたとおり、義務教育はこれを無償とするというのは、憲法26条の第2項の後段に書かれていることでありまして、この内容を実現したいということでもあります。

それをどう実現するかといったときに、学校設置者として、区立の学校につきましては、またはそれに加えて、技術的に特別支援のお子さんについても含めて、教育条件の整備拡充として、条例化をするということは、法技術上、ある程度こういう形でできるということ

あります。

で、私立学校につきましては、私立学校の教育条件の整備というのは、そこは先ほどお答えしたとおりなんだけれども、学校設置者、私立学校のことになりますので、そこまで条例で否定をすることはできないんですね。ただ、そこは、給食の日の申請方式と同様に考えておりますので、そういう形で私立学校に通われている生徒さんについても、同様の効果を及ぼすことができるというふうに考えておりますということであります。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 ごめんなさい、後半部分は、全然そこ私は聞いてはいないんですね。ただ、今、漏れていたところ、同じ区民でありながら、公立に通う児童のみを対象とする合理的理由は何なのか、そこは漏れているように思うんですけど。

○上田委員長 金子議員。

○金子議員 区立学校を条例で対象としているのは、先ほど来述べておりますように、学校設置者として、学校の教育条件の、公立学校の教育条件の整備として、こういう条例を用意するという点でございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。今、文京区では私立、国立の進学率が高い、その地域特性をどう認識しているかということに関しては、先ほど委員からも半分ほどが中学においてはですが、私立に通っていると認識をしているとおっしゃられました。

で、私、ここちょっと矛盾しているなと思うのは、所得制限は設けないと言っている一方で、教育の選択は家庭の判断であります。国立、私立へ通わせる家庭も半分ほどいるわけですね。そうすると、支援の有無が分かりますよね。一方では支援を受けられるけど、一方では支援を受けられない。所得制限は設けないと言って、広く条件を、条件というのかな、誰にでもというふうに言っている一方で、こういった地理的な特性があることで、ここで支援の有無が分かれる。これは不公平じゃないのかなというふうに思いますし、例えば同一世帯で、公立と私立に通っている場合だってありますよね。そうすると、その不公平感というのが家庭の中でも明らかですし、こういったところというのは考えられているのかなというのが非常に疑問に思ったところです。

で、既に区は入学時の、先ほども話が出ました小学校に5万円、中学校10万円を給付するということを、これを整備しております。この制度との関係はどうするのか。つまり、この区の制度に関しては、隔たりがないようにという視点なわけですね。でも、やはりどうし

でも今回の議案というのは、そこは回避できない。そういうふうには受け取れるんですね。その辺のあたりは、どういうふうには整理をするのか、そこをお聞きしたいと思います。

○上田委員長 金子議員。

○金子議員 先ほども申し上げましたけれども、区長の御提案されている今回の教育費の負担軽減の事業につきましては、私も、それは区長提案なので、理事者の皆さんからお聞きしていて、これから予算委員会に向けてもう少しよく聞いて審議に当たりたいと思いますけれども、入学準備金の負担軽減ですよ。今日、私たちが御提案しているのは、学校に入ってから教材費などの補助教材とか、いろいろ言い方はありますけれども、補助教材などの、入ってから実際に集金されている実績に基づいている部分の無償化ということでもありますので、全く費目として接触しておりません。

したがって、両方の制度、区長提案の今回の負担軽減の事業、今日、議案提案している、この学用品の無償化の事業というんですかね、これは併存し得るというものでありまして、両方できれば、より一層、教育の無償化へ一歩、二歩前進していくものだというので、そういうものだというふうには考えています。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 受け取る側にしてみたら、区長提案のものと今回の議員提出議案での学用品の無償化、受け取る側にしてみたら、その辺のところまでは思っていないと思うんですよ。やっぱり受け取る側というのは、何であつちが国立、私立までもらっているのに、何でこっちは国公立だけなんだろうというのは、明らかだとは思っています。そういったところが、ちょっとやっぱり、制度設計として、もう少しそこは突っ込んでいくべきところなのかなというふうに思います。

あと、まとめますが、他自治体で既に行われているところがあると思います。そのあたりの実績とか、検証結果というのがあれば、そこをお聞きしたいと思います。

○上田委員長 金子議員。

○金子議員 今、委員の前段の御発言ですけれども、保護者の人が、受け取る側のほうがどう捉えるのかというような、そういうような御発言がありましたよね。区長提案の入学準備の費用の負担軽減というのは、これは現金ですよ、お金を渡すということでもあります。私たちが提案しているのは、今日、議案の第4条を見ていただければ分かりますように、補助教材等を給付すると書いてあります。これは読み替えれば、先ほど来御答弁しているように、教育条件の拡充・整備として、学校で用意するということでもありますので、現金を渡すとい

うのと、教材など学校で準備するというので、現象的に、保護者というか、子どもたちに届く、その届き方については、現象的に違いがございますので、その点については、そのように御回答させていただきたいと思います。

それから、実績につきましては、23区の中では、これは昨年11月の私ども日本共産党文京区議団の本会議質問でも紹介をさせていただいておりますけれども、昨年の秋の段階で、葛飾区がやはり来年度から教材費などの無償化を始めるということでやっているというのを紹介しています。

また、足立区も、来年度、25年度から補助教材や修学旅行費などを含めて、無償化すると。それから、荒川区も補助教材、校外学習費、参加費などを無償化する。品川区も、教材費、制服代、就学良好など無償化。港区につきましても、補助教材、学習教材の無償化。千代田区におきましても、区立小・中学校の教材費を無償化。墨田区が移動教室、修学旅行の費用無償化。そして、台東区が補助教材、学用品、日帰り校外学習など費用無償化。そして、中野区が副教材の購入費補助というような形でありまして、いろんな形で負担軽減、無償化の取組が進んでいるというのは、昨年の秋に既に御案内のとおりでありますけれども、その検証というか、検証はそれぞれの区がやっていただければいいと思うんですけれども、私の地域なんかでは、すぐお隣が台東区なので、台東の関係の方なんかでお聞きしますと、台東でも始まったよというようなことで、文京はどうなのみたいな話がちらちら聞こえてきておまして、非常に助かるというような話は二、三聞いておりますので、そんなような状況で、その点については、私たちもよく、新年度からやるところも結構ありますので、その辺については、今後も私たちもよく他自治体の事例などについては研究していきたいというふうに考えております。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 まとめます。ほかの区が今やっているというような言い方をされたことや、あと、検証は区がやってくればいいという御発言自体も非常に不安だけが残ります。やはりこういったものは地域の特性というものが十分あると思うので、検証まではいかないにしても、ではどういったことで効果が上がっているのか。ある程度の情報というものは、ちょっとお聞きできるのかなというふうに思いましたので、ちょっとそこは残念だったかなと思います。

あとは、態度表明で言わせていただきます。

○上田委員長 ほかに御質疑のある方。

石沢委員。

○石沢委員 私からちょっと1点だけ。区民の皆さんの教材費無償化に関する要求というのは、どのくらいあるのかということをおつつかんでいてるところで教えていただきたいと思えます。

○上田委員長 御質問、それで全部でしょうか。はい。

金子議員。

○金子議員 文京区民の要求という点でありますけれども、直近につきましては、私ども日本共産党文京区議団で、昨年4月から9月中旬ぐらいまで、文京区民アンケートというのを行いました。基本的には、文京区の配れるお宅のところにはアンケートを配りまして、また、インターネットなども活用してお声を聞いたところであります。その中の質問項目において、教育でやってほしいことというのを聞いているんですけども、その一番多かったのは、先生を増やして少人数学級にしてほしいというのが35.7%、これ複数回答です。第2番目が、教材費の無償化ということで、31.3%ということでありました。

これ、複数回答でそういう数字ですけども、31.3%のそういう声があるということで、これ年齢とかそういうのは特に区切らずに、全体の数字でありますので、子育て世帯に限ってみれば、もう少し比率としては高まるんじゃないかなというふうに捉えております。

○上田委員長 よろしいですね。

では、ほかり副委員長。

○ほかり副委員長 すみません、ほかの方とかぶらないところだけ伺おうと思うんですけども、今、区民の方のニーズがというお話があったんですけども、私、子どもが区立学校に通っているんで、1当事者の保護者なんですけれども、周りの意見も聞くと、既にもう給食費は無償化していただいていますし、教科書に関してはもう無償になっていますよね。給食費に関しても、先ほど私立へ行っている児童・生徒と不公平が生じるという話があったんですけども、給食費に関しては、私立中学校等に通っている児童・生徒の保護者に対しても相当費の補助が出ています。そこで、不公平性はなくなっていると思っています。

それで、周りの方の意見を集約すると、副教材まで無償化していただかなくてもいいので、ほかのことにお金を使ってほしいという意見が多いんですね。1保護者としてもそうですし、学校運営協議会の委員に入らせていただいている身としても、それは思っていて、この区民のアンケートを取っても一番多いのは、35.7%で先生を増やしてほしいという意見だったというのを、金子さんがおっしゃったんですよ。

で、もう既に手厚くしていただいているので、これ以上していただくのであれば、ほかの

ことに、やっぱり学校の教育環境とか先生を増やしていただく、常々、共産党の委員さん皆さんおっしゃっていますので、少人数学級ですとか。少人数学級は、ハードの問題で、文京区では難しいですけど、教員を増やすということに関してはできると思うんですよ。

今回、この議案が出てきたんですけど、提案する側として、優先順位的に副教材の無償化のほうがやっぱり優先なんでしょうか。これは保護者支援だと思えるんですけど、この条例案。ただ、学校支援のほうが優先順位として私は高いと思うんですけども、その辺をどういうふうにお考えになっているのかを聞かせてください。

○上田委員長 金子議員。

○金子議員 教材費の無償化の要望というのは、先ほどのように、私たちの調査では、31.3%、先生を増やしてほしいというのは35%で、同じく30%台の前半から中盤ぐらいの数字で、これに有意差というのは、私たちはないと思っているんです。つまり、子どもの教育というのは、最善の条件の下でやるというのが、歴史的に文京区で追求されてきたテーマだというふうに思うんですね。例えば、元町小学校なんかは、関東大震災の後にああいう形で造ったというのは、当時の最先端の教育をとということで造られたというのは、常々、本郷・湯島の皆さんの住民の学習会の中に私も参加してお聞きしてきた経過があるんですけども、そういう点でいえば、財政的に、今、私たちが課題に挙げているようなことは、優先順位でこっちは先でこっちは後みたいな、私たちはそういう考えは取りません。例えば、今、先生の採用を増やすということと、教材費の無償化と、これ十分に両立するというふうに考えております。

ただ、教員の採用については、区独自の加配とか臨時の先生を採用するというのは今、努力されているというふうに思いますけれども、都道府県が採用するという側面ももちろんあるわけで、一気に進まないというのはなかなかもどかしい点があるというのは、委員も御理解いただければと思うんです。

そういう点で考えますと、教材費の無償化というのは、先ほど山田委員への答弁でも差し上げたように、昨年秋の段階で9つの区が踏み出していて、文京区も今般、区長提案で、入学準備のところは次々年度からやるということで提案がありますけれども……。

○上田委員長 御答弁は簡潔にお願いいたします。

○金子議員 こういうふうに進んでいるという点で、私たちは、先生を増やそうという点も教材費無償化という点も最善の見知でやりたいということで、区としてできるほうは、明確にできるのは無償化ということで今回こういう提案になっているということで、ぜひ御理解い

ただければと思います。

○上田委員長 ほかり副委員長。

○ほかり副委員長 ありがとうございます。分かりました。

で、私、今、申し上げたんですけど、決して教材費の無償化に反対しているわけではないんですけども、これはやっぱり国がお金を出して、国の予算でやるべきものであるというふうに考えているので、さっきほかの委員の方もおっしゃいましたけど、ほかの自治体が行っているから文京区もやろうというのはちょっと違うと思うんですね。あくまで、今やっている自治体も、自治体でお金を出しますが、その自治体も理想は国がお金を出してくれることだと思うので、その一定の期間、文京区でお金を出して教材費を無償化するのであれば、私はほかのことにお金を使ったほうが良いと思っているので、こういう質問をしたんですね。別に答弁は結構なので、そういう意図でした。

以上です。

○上田委員長 では、よろしいですね。

それでは、議員提出議案第5号の各会派の態度表明をお願いいたします。

日本共産党さん。

○石沢委員 議員提出議案第5号ですけども、先ほどお聞きしたように、区民の教材費無償化に関するニーズというの、30%以上あるということで、かなり要求としては高い要求だというふうに私たちとしては認識していると。そして、財政的にも3億5,754万円ということで、決算剰余金とかそういう状況を見れば、財政的にも十分可能だということで、ぜひ私たちも実現をしていきたいという立場から、議員提出議案第5号、賛成をいたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 これまで区民が主役の会としても、義務教育無償の原則にのっとり、学校教材費を無償にすることを求めてきました。昨年度、文科省からは、現下の物価高により影響を受ける家計の負担軽減が一層重要になっており、各教育委員会等で学校における補助教材及び学用品等に関わる保護者等の負担軽減を行うよう通知が来ているところです。

区において、これまで就学援助制度により支援が必要な世帯に対して、一定の負担軽減は図られているため、教材費の無償化はしないとの見解でしたけれども、物価高により影響を受ける家計の負担軽減が一層重要になっているのは、就学援助層でもあります。

まずは、就学援助の拡充を行うことが大事だと考え、先日の代表質問でも使用頻度の少ない学用品や柔道着などを学校の備品として貸与したり、現状の価格と補助額の差が大きい卒

業アルバムを現物支給にするなど、児童・生徒による購入を前提としない仕組みづくりを求めてきました。

その立場から、物価高対策としては、新入学準備金よりも対象人数の多い教材費の無償化を行うことのほうが効果も優先順位も高いと思っており、給食の無償化方式で追加実施すれば、区立以外の児童・生徒もカバーできますし、給食無償化と同様に、国からの補助金の確保も求めていくことを前提に、区民が主役の会は、議員提出議案第5号に賛成いたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 先ほど申し上げたとおり、求めている方向性は多分同じだと思うんですね。ただ、当然、教育機会の平等の実現を目指すためには、やっぱり保護者負担というのをいかに軽減させていくかということが重要な一つだと思うんですが、やっぱりこの中身ですよ、今、小林委員もおっしゃったとおり、学校で備品として用意できるものは様々あります。そういうものはどういうものを教育していけばいいのかとか、いろいろ話し合った上で、では保護者の、今、この地域の特性として、負担として大きいものというのをしっかりとサポートしていこう、それが最終的には教育の格差をなくしていくということにつながっていくと思いますので、先ほど申し上げたとおり、我々維新は維新の考えがあります。ですから、ぜひそのあたりをお酌み取りいただきつつ、残念ですが、反対いたします。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 様々、今、議論がされていましたが、一番はやっぱり、対象が区立の小・中学校と特別支援学級に在籍する区内の児童・生徒に対するということで、私立、国立、都立に通う児童・生徒はどうかと。特に、先ほどもありました、中学校においては、半数ぐらいが私立、国立のほうに通っているということもありますし、甚だ疑問を感じざるを得ません。

さっきの質疑で、なぜ区立だけがという答弁で、今回、条例上の規定にとどまって、今後は教育委員会という話もありましたけど、あまりにも無責任かなというふうにも思います。

また、確かに学校設置者が云々という話もありましたけど、それは机上の話で、やっぱり保護者にとっては、何で区立だけ補助教材が無償化なのと感じる人の意見のほうが多いのかなというふうに思います。そういった観点から、議員提出議案第5号は反対いたします。

○上田委員長 自由民主党さん。

○山田委員 公平性の観点から、対象を区立学校、それから特別支援学級に限定する点については、やはり文京区の実態を踏まえているとは言い難いです。私立、国立へ通う児童・生徒

も多い中で、同じ区民でありながら支援に差が生じることには、大きな課題があると思います。

また、既に文京区では、入学時の給付制度を整備しておりまして、制度全体としての整合性も取れていない。それからあと、財政負担の観点からも、非常に課題が多いのではないかと。

教育の充実は重要ですが、その在り方は、公平、かつ持続可能であるべきです。よって、自民党は、この議員提出議案第5号には賛成いたしかねます。

○上田委員長 反対ですか。

○山田委員 賛成いたしかねます……。

○上田委員長 はい、反対ですね。

市民さん。

○ほかり副委員長 議案第5号、市民フォーラムは反対をいたします。

理由は、先ほど伺った内容でほぼカバーできていると思うんですけども、やっぱりほかの皆さんおっしゃったように、入学準備金に関しては、全区民のお子さんがカバーできているというところと比べると、この提出議案は、不公平感がやっぱり生まれやすいということ、そこが懸念としてありますので、将来的には、無償化に持っていく流れというのは皆さん持っていると思うんですけども、現段階では、すみません、反対させていただきます。

○上田委員長 議員提出議案第5号の審査結果を申し上げます。

賛成3、反対4、よって原案を否決すべきものと決定いたします。

議員提出議案第5号の審査が終了いたしましたので、説明者の千田議員、金子議員は御退席をお願いいたします。

○上田委員長 それでは、付託請願審査1件に入ります。

請願受理第70号、オーガニック給食の実現を求める請願。

請願文書表のデータ19ページを御覧ください。

-
- ・受理年月日及び番号 令和8年2月5日 第70号
 - ・件 名 オーガニック給食の実現を求める請願
 - ・請 願 者
 - ・紹介議員 千 田 恵美子

- ・ 請願の要旨 次頁のとおり
- ・ 付託委員会 文教委員会
- ・ 請願理由

オーガニック給食を実現する自治体が全国で増えている背景には「子ども達に安全なものを食べさせたい」という保護者の声があります。近年、アレルギーやアトピーを持つ子どもの数が増えています。オーガニック給食を取り入れることで、病欠の子どもが減った、子どもの症状が緩和されたという事例も報告されています。

農水省と文科省は、学校給食で地場産物や有機農産物を活用するための課題や解決方法などをまとめたガイドブックを公表しています。その中には、都市部にある大阪府泉大津市が「農業連携協定」を結び、農村地域を持つ自治体と連携してオーガニック給食を実現している取り組みも紹介されています。泉大津市は、現在13の自治体と「農業連携協定」を結んでいます。その結果、泉大津市では安心安全な食材が安定的に確保できるようになりました。また、協定を結んだ北海道旭川市では有機農業事業者が6倍、耕地面積は2倍に増加するなど双方にとってプラスの効果が生まれています。

文京区も全国に交流自治体を持っています。例えばその中の一つ、茨城県石岡市では学校給食に有機米と有機野菜が使われています。それを生産する「JAやさと」は長年有機栽培に取り組んでいる実績があり、オーガニック給食普及のために近隣地域への有機米・有機野菜の供給支援を拡大させています。

日本の食料自給率は38%ですが、種・肥料などの海外依存度を考慮すると「実質自給率は9%」と東京大学の鈴木宜弘教授は試算します。海外からの輸入が止まれば、私たちは飢えてしまいます。海外に依存しない「国内での循環型の食料自給システム」が今必要なのです。「学校給食で、有機農産物を適正価格で買い上げる」ことは、国内の有機農家を増やす大きな力になります。同時に、学校給食では子ども達が安心安全な国産の食材を食べることができます。オーガニック給食実現までには数々の課題があると思いますが、多くの自治体が子ども達のために協力し合い乗り越えてきました。都内でも世田谷区、品川区、港区で行われています。まずは一品からでも、誰がどこでどう作ったかわかる安心安全な国産の食材を使用するよう努めてください。

以上のような観点から、文京区議会に対して下記の事項を請願いたします。

- ・ 請願事項
- 1 1年に一度以上、「オーガニック給食の日」を設け、可能な限り有機農産物を使用する

こと。

- 2 その実施を子ども達の食育・環境教育の一環として位置づけ、協定自治体等との連携を通じて、有機栽培の理念や方法を含め、食や環境、地域循環について学ぶ機会を広げること。
- 3 オーガニック給食の成功事例である千葉県いすみ市や大阪府泉大津市などの事例を研究して区の取り組みに活かすこと。

.....

○上田委員長 この請願は、オーガニック給食の日を設け、可能な限り有機農産物を使用すること。その実施を通じ、食や環境、地域循環について学ぶ機会を広げること、及び千葉県いすみ市や大阪府泉大津市などの事例を研究し、区を取組に生かすこと、以上を区に求めるものです。

それでは、御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員 1点だけ確認させてください。

請願事項にあります、千葉県いすみ市や大阪府泉大津市などの事例というのは、具体的にどういう取組なのか教えていただけますか。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 いすみ市の取組ですが、こちらは市と地元農家やJA等の協力の下、有機米の生産を推進し、学校給食で地元産の有機米を提供するというものになります。

一方で、泉大津市ですが、こちらは、中学校が給食センター方式になっていまして、中学校は統一メニュー、小学校は自校式ですが、こちらも統一の献立という形で、共通献立を、有機米を事業者に委託して一括購入するというやり方を取っていらっしゃるようです。

（「はい、ありがとうございます」と言う人あり）

○上田委員長 よろしいですか。はい。

それでは、各会派の態度表明をお願いいたします。

自由民主党さん。

○山田委員 請願文書第70号、これまでも何度か出てきております。1項、2項、これまでと同様、不採択です。

3項に関しましては、今の課長の御答弁にもありましたように、文京区ではこれに置き替えてやっていくということは、ちょっと実現し難いのかなというふうに思いますので、こち

らのほうも不採択とさせていただきます。

○上田委員長 公明党さん。

○岡崎委員 1項、2項につきましては、前回同様の理由で不採択いたします。

あと、3項につきましては、今、質疑もありましたけれども、それぞれの地域特性もありますし、文京区で供給面において、現実的には難しいのかなど。また、区内業者さんにも大きな影響を及ぼしかねないこともありますので、3項も不採択でお願いいたします。

○上田委員長 文京維新さん。

○高山（か）委員 11月の……。

○上田委員長 マイク、お願いします。

○高山（か）委員 ほぼ内容が同じだと思いますので、不採択です。不採択の理由は、その11月に出された内容と同じですので、議事録を御確認ください。

それから、3項についても、なかなかちょっと現実的ではないなということですから、こちらも採択といたします。

○上田委員長 区民が主役さん。

○小林委員 同じ請願だという意見もありましたけれども、請願が出される際、毎回、請願者からオーガニック給食に関する最新の情報提供を私どもは受けており、日々刻々と有機農業にまつわる環境が変化していることを私も実感しております。

というのも、かつては、有機農業という慣行農業の否定につながり、対立や分断のもとになっていた時代もありましたが、今や、農水省の支援の下、自治体やJA主導で有機農家と慣行農家がそれぞれの栽培法を理解し合いながら協力し、地域ぐるみで有機農業を行う時代となりました。

折しも、高市首相のほうからも、食料自給率100%を目標に掲げるとの発言もあり、農産物に付加価値が求められる時代です。

また、請願理由にもあるように、有機農業の技術も進歩しており、生産量が伸び、給食需要による安定供給のおかげで、発展を遂げている自治体の例も増えてきました。

よって、日本の農業を守り発展させていくツールとして、オーガニック給食を活用し、食育、環境教育も行ってほしいという請願理由に賛同するため、請願第70号につきまして、区民が主役の会は採択いたします。

○上田委員長 1項、2項、3項とも採択なさいますか。はい。

日本共産党さん。

○関川委員 毎回、請願者の方が一生懸命これ出していただいていますけど、3のところの1年に1度、オーガニック給食を実施してほしいということは可能だと思います。先ほど、千葉県のいすみ市のこと、課長さんから答弁ありましたけど、いすみ市は、房総半島の南東部に位置する、人口約3万6,000人の市ですが、小学校が9校、中学校が3校あって、2015年からその児童・生徒約2,200人が食べる学校給食に化学合成農薬や、化学肥料を使用しないで作られた有機米を提供し始めたということです。

そして、2017年の秋からは、100%有機米に切り替えたそうです。これは全国初の試みということです。

いすみ市における有機農業の広がりや、学校給食によってもたらされたそうです。このように相乗効果を生んでいる都市も生まれています。あと、有機の給食は使っているということで、人口増にもつながっているということです。

文京区には農地はありませんけれども、安全な給食を子どもたちに提供するというので、このオーガニック給食をやってみることは、大事なことだというふうに思いますので、1項、2項、3項とも採択を主張します。

○上田委員長 市民さん。

○ほかり副委員長 請願第70号1項、2項、3項ともに、不採択をお願いいたします。

毎回同様の内容ということと、当初は私も、定期的にオーガニック給食の日というのをつくるのはいいんじゃないかと思っていたんですけども、去年の視察で黒石市に行って、慣行農法と有機農法の違いというのを調べていけばいくほど、ちょっとこれは違うんじゃないかなと思うようになっていまして、で、オーガニック給食すると、有機農法がよくて、慣行農法がよくないみたいなミスリードにもつながりかねないですし、給食として有機農法のもを子どもたちに食べてもらうというよりも、食育の一環として、慣行農法のメリット・デメリットと有機農法のメリット・デメリットをきっちり教えて、あとはおのおの判断するというほうが多様な教育につながると思いますので、給食として提供することに関しては、不採択とします。

○上田委員長 それでは、請願受理第70号の審査結果について申し上げます。

請願事項1、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項2、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定いたします。

請願事項3、採択3、不採択4、よって不採択とすべきものと決定をいたします。

○上田委員長 それでは、理事者報告に入ります。

課ごとに報告を受け、質疑を行うことといたします。

なお、報告事項1、報告事項2及び報告事項6については、付託議案審査の際に報告と質疑が終了しておりますので、ここでは5件の報告を受けることとなります。

また、本日は、一般質問のある方も、2件の一般質問をいただいております。委員の皆様には、事実確認については、1つずつではなくまとめて行うなど、引き続き円滑な運営に御協力をお願いいたします。

それでは、教育推進部教育総務課から1件。

報告事項3「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」の説明をお願いいたします。

熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 それでは、資料第6号、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について、御説明いたします。

資料データの3ページ、点検及び評価の実施要領を御覧ください。

1の目的ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理・執行状況について点検・評価を行うものでございます。

2の実施方法ですが、点検・評価の対象は、教育指針に位置づけられた4つの視点に基づく施策及び文化財行政、図書館行政でございます。

対象期間は、前年度、令和6年度の主要施策が対象となります。

また、学識経験者の活用ということで、今回の点検・評価に当たりまして、学識経験者2名から御意見をいただいております。

次の4ページ、こちらは参考といたしまして、根拠法令の条文と点検・評価の全体像、教育指針の体系を記載しております。

次の5ページから19ページまでが点検・評価のシートになります。全部で15の主要施策について点検・評価を行っております。

各シートとも主要施策の取組状況、成果・実績等、課題、今後の対応・方向性、そして一番下のところに、学識経験者の意見を踏まえた総合評価ということで記載をしております。

各シートの個別の記載内容につきましては、この場では説明を割愛させていただきます。

次に、20ページから25ページまでが、学識経験者からいただいた御意見を掲載しております。今回、東京女子体育大学の出張吉訓教授と東京大学大学院の北村友人教授、お2人方か

ら御意見をいただいております。

26ページ以降は、参考資料といたしまして、教育目標と令和6年度の主要施策を掲載してございます。

資料6号につきまして、説明は以上です。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項3「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」の御質疑をお願いいたします。

関川委員。

○関川委員 15ページのところですけれども、「チーム学校」として、教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがより有効的に相談体制を構築していくことが課題であるとしていますが、具体的にはどのようなことでしょうか。

それとまた、校内居場所対応指導員については、児童・生徒のペースに応じて対応することに難しさがあるとしていますが、小中合わせて20校に配置されていますが、具体的にはどのようなことなのかということと、配置されたことに対する効果ですね、その辺を教えてください。

○上田委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 現在、各小・中学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置しております。とりわけスクールソーシャルワーカーにつきましては、令和6年度から11名に増員しております。各学校に週1回は必ずスクールソーシャルワーカーを配置するという状況になっております。

これによりまして、授業の巡回ですとか、あとはスクールソーシャルワーカーにつきましては、家庭への訪問なども行っておりますので、学校において心理的なサポート、それから福祉的な視点からのサポート、それを学校の教員、それから教育センターと連携しながら、多角的に支援をしていくことができている状況です。

もう一点、居場所についてですけれども、居場所は、令和7年、8年とこれから少しずつ充実させていくところでございますけれども、居場所の効果としましては、今まで学級になじめないお子さんが不登校になる場合もあったかと思うんですけれども、学校の中のほかの居場所で安心して生活することで、また再び学級に戻ることができたり、あとは、長期に不登校に至ったお子さんでも、いきなり学級ではなく、学校の居場所でまず慣らして、安心して学級に戻っていくという事例も、効果としては出てきております。

こちらに挙げました課題のところですが、令和5年度から始まった居場所ですので、各学校それぞれ工夫を入れながら環境整備しておりますが、お子さんの状況によっては、少し体を動かしたいお子さんであったり、静かに自分のペースで勉強に取り組みたいお子さんだったり、様々な方がいらっしゃいますので、環境ですとか職員との連携体制については、それぞれの状況を見ながら、今後も引き続き工夫が必要というところで挙げさせていただきました。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、全校に配置になりましたけれども、常時いるのではなくて、巡回ですよ。増やしていただいて、一生懸命やっていらっしゃることはよく分かりますけど、いつでも相談に乗れる体制というのが大事ななというふうに思います。

それから、居場所についても、資格を持った方がいらっしゃるわけじゃないし、お話を聞いて、落ち着いてということも大事ななというふうに思いますけれども、それでもいじめとか不登校がなくなかないという、こういう文京区の現状がある中で、もう少し工夫した、いじめ、不登校がもうちょっとなくなっていくような形で、前に進めるような形で、この施策について行うようにしたらいかがかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○上田委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 スクールカウンセラーについては週3以上、それからスクールソーシャルワーカーについては週1、定期的に学校のほうには配置というところで、今、それで役割、どんなことをやってもらえるのかというのを、各学校で工夫していただいているところですよ。

今後、人数を増やしていくかどうかにつきましては、学校との状況を確認しながら、検討はしていきたいと思っております。

居場所の指導員の配置で、有資格者ではないというところですが、現状としては、教員資格を持っている方であったり、保育士の方であったり、それなりにお子さんとの関わりのある、深い方が配置されておりますので、しかも、居場所の指導員1人で対応するものではなく、担任の先生だったり主任の先生だったり、学校内の教職員と連携しながら行っていますので、現状の体制でよいかなと思っております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、各学校に配置されていま

したけど、週何回かということでは回っているという、こういう状況の中で、スクールソーシャルワーカーについては、会計年度の職員の方なので、常勤職員にする。それから、スクールカウンセラーの方も、常勤の方もいらっしゃるでしょうけれども、常勤にして、さっきも言いましたように、いつでも相談できるようにして、午前中議論になりましたこどもの権利条例が生きるような形で、学校生活が楽しくなるような形で、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

それから、20ページのところで、学識経験者から、いのちと人権を考える月間を設定するとともに、実践ノートに基づき、年間を通して、いのちと心の授業に取り組んでいることを評価するというふうになっていますけど、ここのところで、こどもの権利条例、条約ですか、について、周知徹底させていただきたいということが、学識経験者のほうからも出されていますけれども、このこどもの権利、これは条約となっていますね、子どもの権利条約、あるいは権利条例について、徹底をさせるために、どのように、この評価の中で考えていらっしゃいますか。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 それについては、各学校のほうで、例えばふれあい月間ですとか、いのちと人権を考える月間ということがございますので、そういった中で、学校長のほうが全校児童・生徒に講話をするなど、あるいは学年集会等で学年がそれについての議題を上げて、子どもたちが話し合うなど、様々な対応を取ってございます。

○上田委員長 よろしいですか。

（「もう一点だけ。すみません」と言う人あり）

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 人権教育については、本当に大事なことだと思いますけれども、自殺自体は日本全体で減っているんだけれども、10代あるいは20代、10代って、学校に通っていらっしゃるお子さんの自殺率は高いという、こういう結果が出ておりますので、ぜひ、人権教育については、子どもの権利条約あるいは条例とともに、きちんと対応していただきたいことをお願いしておきたいと思います。

それからもう一点ですが、ページ25にあります、小学校における児童数の増加に応じて、適切に普通教室の造設を行ってあり、評価できると学識経験者の先生が評価されておりますけれども、これについては、第1次統廃合での、第1次統廃合というのは、大分前ですけれども、6ブロックに分かれて、私が住んでいる本郷・湯島地域は、一番初めに統廃合されま

したけれども、そのときは1クラス27人ぐらいで、今の少人数学級のちょうどいいクラス単位でしたが、今は、本郷小学校でいえば、700人ものマンモス校になっちゃったりして、それから湯島小学校も、教室が足りない事態も生まれておりますので、ぜひこの年少人口の増加については、社人研などのデータを参考にさせていただいて、慎重に対応していただきたいというふうに思います。その辺、いかがでしょうか。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 人口の動態につきましては、都の資料であったり、国の資料であったりも含めまして、慎重に検討しているところでございます。

なお、令和8年度が、推計の上では、人数的には最も多くなる見込みであり、現状の推計ではありますけれども、来年度は教室減になる学校が複数出る推計となっております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 少人数学級は、令和7年で小学校が全部35人学級になりますのと、中学校は令和10年に中学3年生まで35人学級、完了するわけですがけれども、これは国の方針が影響しますけれども、次はやっぱり30人学級というところに進んでいくというふうに思いますので、ぜひ、この年少人口の動向にはきちっと対応して、慎重に対応していただきたいと思います。前年の9月に何か年少人口の人数を確認するということになっているようですけれども、ぜひその辺は慎重にお願いしたいと思います。

以上です。

○上田委員長 それでは、石沢委員。皆さん、ぜひ、まとめて質問をお願いいたします。

○石沢委員 はい。

私からは、まず通し番号の16ページ、学校運営に適した学校規模ということで、成果・実績等のところで、昭和小の増築に向けという下りがあるんですけども、今、自治制度のほうでも、本駒二丁目の用地に併設の在宅サービスセンターを移設する計画というのが示されておりますけれども、ここでいうと、与条件の整理や配置案についての検討を進めたというふうに書かれておまして、これは具体的な校舎の中の空くスペースなんかをこういった形でどういうふうに配置していくのかというのを、何か検討したのかというようなこととか、そういうことを示しているのか。

あとそれから、具体的に今後どういうような、学校ベースでは、どういうような形でスケジュールなんかを想定しているのかというのを確認しておきたいというふうに思うのと。

それから、17ページのほうで、学校施設等の整備ということで、学校の老朽化した改築工

事なんかを進めていますけど、校舎の改築だけじゃなくて、いろんな、老朽化した、例えば私たちが、エアコンのことは、これまで何度か質問させていただいておりました。それで、去年の2月の本会議質問では、20年以上たったエアコンについて、小学校が135台で、中学校が28台というような、そういう答弁があったかと思うんですけども、この台数が現時点どういう台数になっているのかということ伺いたいのと。

それから、都のほうがかようなエアコンの更新などについて補助を出すというような、そういう仕組みも新年度予算でやろうということで、今、進めていると思うんですね。これは何か断熱化のいろんな備品とか、何かフィルムなんかを貼ったりすると、そういうものもうまく組み合わせてやれるというようなことも言っているんですけども、このあたりの取組の状況なんか、ちょっと伺いたいですけれども、どうでしょうか。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、昭和小学校の件につきましては、学校の児童推計を検討しながら、昭和小学校の場合は少し人数が大きく増える想定があったところから、施設部門とも調整しまして、中の小学校の教室の配置も含めて検討していたところではございます。

またあわせて、近隣の民有地も含めて取得が可能かといった交渉も進めていた中で、今回、国有地の取得と併せて在宅サービスセンターの移転という方向で検討が進むことになりましたので、この時期に合わせて、小学校の中の新たな改修を進めていきたいとは思っているところでございます。

○上田委員長 内山教育推進部副参事。

○内山教育推進部副参事 学校の教室増対策についての計画のところでございますけれども、毎年度のそういった児童推計等も含めまして、今後も適切に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

また、エアコンの20年以上が経過している空調の台数のお尋ねでございますけれども、現時点におきましては、小学校で残り81台、中学校で残り24台という形になってございます。

最後に、東京都の補助金のところのお尋ねでございますけれども、空調機器の耐用年数につきましては、メンテナンスの状況でしたり、使用状況によって異なっていくため、一律に設置年数だけを基準に更新するという考えはございません。

ただ、他工事と兼ね合い等もございますので、そういったところも見ながら、また、補助金につきましては、我々としましても、これまでも適宜情報収集を図りまして協議を行いながら行ってございますので、今後とも、そういった活用はできるかどうか等も含めて、適切

に検討していきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

では、小林委員。

○小林委員 先日の本会議で、5歳児健診とその後の個別最適な学びの充実を求め、質問しました。御答弁では、健診後の受皿となる支援体制の充実は重要な課題であり、保健・医療・教育・福祉の連携を強化するとのことでした。その点について、4番、保幼小中の連携接続、5番、特別支援教育、6番、子どもたちの課題に対する専門的アプローチをさらに充実させていただきたく質問します。

まず、5歳児健診で発達障害及びグレーゾーンとしてスクリーニングされた場合に、本来なら、そのお子さんが在籍している保育園や幼稚園で毎日見ている先生方や、教育センターの療育で関わる担当の方がその子の特性について一番よく分かっているはずですが、そうした特性を踏まえた合理的配慮事項や、必要な支援の在り方が就学先の学校に引き継がれていないという保護者の声があります。事例として、保育園で個別支援計画をつくってもらったほうが良いと言われていたのに、就学前健診で必要なしと言われ、グレーゾーンのまま小学校で不登校になった例も身近にありました。

5歳児健診の結果をどのように就学先に共有し、その結果を就学後の合理的配慮や個別最適な学びにつなげるのか。ここに大きな課題があると思っております。保幼小学校の連携を強化することをまず求めたいということが質問の1点目。

また、江戸川区では、児童発達支援センターが支援期間を就学後、就学定着が確認されるまでに延ばして設定しており、フォローアップ体制をそのように整えて成果を出しているのですが、文京区でもこれはぜひ5歳児健診が始まることをきっかけにやったほうが良いと思うんですけれども、いかがでしょうか、伺います。

○上田委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 5歳児健診についてのお尋ねですけれども、ちょっと5歳児健診の担当のところと今、調整中というところで、細かい具体的などころまではまだ詰まっていないところを前提になんですけれども、今、考えている5歳児健診は、保護者の方だけではなく、幼稚園・保育園の所属している組織の先生方にも協力していただいて、アンケートを答えていただき、多角的に捉えて、その子の強みであったり、支援が必要などころをあぶり出していくということを想定しているというふうに聞いております。

現状どうなっているかというのは、教育センターについては、教育センターに通っていら

っしゃる、利用していらっしゃる方については、保護者の方の了解を得て、学校のほうには事前の情報提供と、それから先ほど江戸川区の取組も御紹介いただきましたが、就学後も学校への訪問ですとか、学校から放課後等デイサービスにお越しいただくなど、就学後もつながった支援というのは、現在も行っております。

ただ、今後、5歳児健診を行うことを契機に、さらに連携強化が図っていければよいかなというふうに考えております。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。ぜひ、そうした多角的なアプローチとフォローアップ体制のほうは強化して行っていただきたいと思います。

先ほど教育センターのことが出たんですけども、そのほかにもちょっと区民の方からの相談の中には、就学相談の判定委員会に医師などの専門職も入れてほしい、これは保健サービスセンターですかね。療育担当の作業療法士が不足している。療育が混んでいて、働いている保護者だと使いにくい設定になっている。また、正規職員の心理職も療育に参加してほしいなどの要望もあります。こちらについては、いかがでしょうか。

○上田委員長 木内教育センター所長。

○木内教育センター所長 児童発達支援センターである教育センターは、一般的な児童発達支援事業所とは異なりまして、個別療育を頻度高く行うというよりは、個別利用が必要なお子さんについては、一般の事業所などと連携しながら、密度濃く支援していくという立ち位置かなと考えております。

なので、頻度高く御利用されたいという御希望も伺ってはいるんですけども、月1回というのは少ないのではなくて、役割として、そういう期間を置いて発達を見立てて、他機関と連携して支えていくという、そういう立ち位置であるので、適切かなというふうに認識しております。

あとは、専門職なんですけれども、常勤の専門職は、確かに心理職と理学療法士がおります。作業療法士、言語聴覚士については、会計年度任用職員が対応してございますが、それぞれの職種とも会計年度任用職員ではありますが、文京区での職務歴は長いですし、あとはほか学校、病院との兼務とかを行いながら、スキルも高い方々に業務には当たっていただいておりますので、対面するのは会計年度の職員の方かもしれませんけれども、その背後には常勤の心理職もおりますし、状況によっては、児童精神科ですとか、精神科の整形外科の医師ですとか、小児科の医師ですとか、それぞれ毎月、教育センターのほうに来て診療、それ

からスーパーバイズに当たっておりますので、対面している一部の専門職だけではなく、複数の専門職で包括的に見ているというところをお伝えしたいと思います。

○上田委員長 小林委員、そろそろまとめていただいて。

○小林委員 やっぱりそうした民間の療育とかも活用したりとか、様々な専門家の目とか手とかも借りて、就学の後の定着までやっぱりつなげていただかないと、なかなか学校になじめないお子さんが出てきて、不登校になりかねないと思いますので、そのところは、教育センター1回しかやらないというのであればなおのこと、そのつなぎ役として、保護者と共にやっていっていただきたいなというふうに思います。

最後にもう一つ、10ページの課題のところ、支援員は教員経験のある職員が少なく、子どもの人権を踏まえた児童・生徒との関わりが十分でないことがある。教育委員会が小・中学校に示しているインクルーシブ教育の講師一覧が学校の実態と合っていないということについて、どういうことなのか、具体的に教えてください。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 現在、多くの支援員、それから交流及び共同学習の支援員等がありますが、そういった中での人材というところで、我々のほうとしては、定期的な研修の体系を組んだりですとか、我々指導課のほうで直接指導に当たるなど、その職に努められるインクルーシブ教育というところでの専門的な知識、あるいは児童・生徒に当たる指導体制について、今後も実際にその人たちの指導力等が高められるような、そういった形で支援してまいりたいというふうには考えてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 今のところだから、ちょっとそうした、もうちょっと向上を図っていかなければいけないという課題があるということによろしいんですね。教員、職員、関わるスタッフ……。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 文京区の職員については、かなり特別支援教育に対して知見等が高いというふうに我々は認識しています。その中でも、保護者の方、あるいは児童・生徒のニーズも非常に高いものがありますので、それにできるだけ見合うだけの支援ができるように、そして課題等もいろいろ、様々、新しい方向にも進化していったりとかしていますので、そういったことにも対応できるような研修体系等を整えて、対応できるようにしたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 分かりました。まとめますけれども、5歳児健診がスタートすることで、発達障害を抱えるお子さんが増えることが予想されます。また、不登校児に関しては、小学校から中学校へ上がっても継続されるケースも多いと思います。療育も含め、保幼小中の連携をさらに強化して、増えている発達障害や不登校など、学校になじめない児童・生徒へのフォローアップ体制を強化していただきたいと要望して、質問を終わります。

○上田委員長 岡崎委員、なるべくまとめてお願いいたします。

○岡崎委員 はい。では、まとめて。

まず、6ページの確かな学力の定着ということで、児童・生徒一人一人にタブレット端末を配備されて、結構数年がたっているのかなと思うんですけども、その中で、当初からやはりちょっと不安、懸念があって、いわゆる教職員、先生のタブレット活用の得て不得手というんですかね、それによって学校間や先生によつての活用の格差というか、その辺があるようなことも耳にいたします。せっかくハード的には1人1台配備をされて、やっぱり教育内容に差が出ないように取組が必要なのかなとまだ思いますけれども、その辺が1点。

あと、11ページのコミュニティスクールなんですけど、現在、実施校が13校、今年13校になったと思うんですけども、地域との連携という意味では、やはりコミュニティスクールも大きなウェートを占めているというふうに感じています。

そういった意味では、全校実施にならない主な理由と、また、全校実施に向けた取組をお伺いできればと思います。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 まず、ICTの取組、Society5.0の取組のところについてですが、こちらについては、実施してから、おっしゃるように、かなり年数がたっています。そのような中で、教員については、我々が行っている例えばSociety5.0のプロジェクト、そういった中で、よいICTの取組あるいは事業等の事例等を通知にして各学校に周知するなど、また、実際の授業研究を行って、教員に集まってもらって授業公開するなどの工夫をここ数年重ねております。そういった中で、好事例を基に、各学校の先生方が授業力を高められるような研修等の今、取組を行っています。

委員おっしゃるように、若干、やはり年齢の高い方が取り組みにくいとかそういった声もありましたが、校内のほうでは、ぜひそういった教員も含めて、皆さんがタブレットを活用して授業に取り組めるような形で推進してほしいというところで、我々も今、力を入れてい

るところではございます。

若干、人によってというところの部分については、まだこれからも研修等が必要かなというふうには考えていますので、より一層ICTを活用して授業ができるよう取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから次に、CS、コミュニティスクールの件については、今まで13校、今年新たに汐見小学校と茗台中学校の2校が加わって、15校というふうになります。約半分というふうになりました。教育委員会のほうでは、コミュニティスクールを推進してございますが、文京区の場合、以前から地域、保護者が非常に学校に協力的でありますので、実際、コミュニティスクール同様の働き、支援があるというところで、その意味で、学校のほうがちょっとコミュニティスクールのほうにまだ今、踏み切れないというところもございますので、そういった意味では、コミュニティスクールの数が増えるよう、こちらのほうも推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。なかなかSociety5.0については、ある意味仕方ない部分もあるんですけど、やっぱりさっきおっしゃっていた事例研究とか、特に校内の研究が、研修かな、大事になっていくのかなと思いますので、その辺、丁寧に教育委員会としても見ていただければと思います。

あと、コミュニティスクールについては、ごめんなさい、15校なんですね。コミュニティスクールと同様な活動もやっている学校というのも僕も聞いております。そういった意味で、やっぱり地域とどれほど連携して子どもたちのために何ができるかということが大事なところだと思いますので、その辺も引き続き取組をしていただければと思います。

以上です。

○上田委員長 山田委員、なるべくまとめてお願いいたします。

○山田委員 はい、大丈夫でございます。

○上田委員長 ありがとうございます。

○山田委員 確かな学力の定着というところなんですけど、ここで書かれているところ、評価の最後のところを見ると、ICT活用に当たって、学校間や教員間の是正という取組のことが主に書かれているかと思うんですけども、ちょっと私、気になりましたのは、リテラシー教育については、ちょっと触れられてないなというふうに思ったんですね。ここにも書かれているように、Society5.0の時代、つまり情報社会においては、安全、しかも、かつ主体的

にデジタル技術とその情報を活用できるというスキルを育てるということは、非常に大切なことだというふうに思います。

このことについて、学識経験者、お2人おられますけれども、その方々からの御指摘もこれについてはない。それについて、どうでしょうかね。私は、こういったところに網羅していく必要があると思うんですけれども、御答弁をいただければ。

○上田委員長 山岸教育指導課長。

○山岸教育指導課長 委員おっしゃるように、やはりICTを活用する、それから1人1台タブレットを活用するというところで、リテラシーの教育、これはもうなくてはならないものですので、しっかりとやっていかなければならないということで、おっしゃるとおりでございます。その中で、各学校のほうでは、例えば安全教育というところで、スマホの安全教育、あるいはネットモラル教育、こういったものも含めて、犯罪被害防止教育も含めて、かなり手厚く、小学校の低学年から現在取り組んでいるところでございます。

そういった意味でいいますと、ソフト等もかなり進化していったって、子どもたちが犯罪に巻き込まれる可能性もございますので、そういったところも併用しながら、活用の仕方と併せて、併用しながら、各学校のほうでは手厚い指導等を行っているのが現状ではございます。

○上田委員長 山田委員。

○山田委員 やられてないとは言っていないので、やられているとはもちろん思っていたんですけれども、ちょうど1週間前の新聞に、リテラシー教育について書かれている常磐大学の石川教授の記事がありまして、児童・生徒へのリテラシー教育の実施は、問題意識を持った先生が個別に指導しているケースが多いというふうに書かれているんですね。で、このリテラシー教育については、幼稚園、こども園のとき、幼少のときから、考えが柔軟な幼い年次のうちから取り組む意義が大きいというふうに書かれているんですね。

今回、千代田区のほうで、既にリテラシー教育を始めていたんですけれども、新年度からは批判的に読み解く力などが備わっているかを調べる独自の検定も導入するというふうに書かれています。

こういったリテラシー教育というのをしっかりと教育委員会のほうで明確に打ち出してやっていく必要というのは、私は、これからの情報社会を強く生き抜いていく子どもたちには、共通した共通項目ではあると思いますので、そういった時点では、学校が単位でやられているというよりも、これを全面に打ち出していく必要があるのかなというふうに思ったので、ちょうど千代田区では、それが新年度からは、リテラシー教育をいじめ・不登校への対応、

それから国際教育の水準などと並ぶ、区教育委員会の重点施策に置いたというふうにあるので、もしこういったことが参考にできるのであれば、ぜひこれも検討していただきたいなと思いますので、提案ということで、御答弁は結構です。ありがとうございます。

○上田委員長 ありがとうございます。

以上で、報告事項3の質疑を終了いたします。

続きまして、教育推進部学務課から2件。

報告事項4「学校選択制度の実施に伴う令和8年度進路意向確認票の回答状況について」、報告事項5「大塚四丁目仮校舎整備方針（案）について」の説明をお願いいたします。

宮原学務課長。

○宮原学務課長 それでは、資料第7号に基づきまして、学校選択制度の実施に伴う令和8年度進路意向確認票の回答状況について、報告いたします。

教育委員会では、昨年10月に、新中学校1年生を対象に希望校調査を実施しており、こちらの表の左から2番目の項目、希望校調査票集計結果に各校の希望人数とその合計を掲載しております。その後、今年1月に進路意向確認票の提出を依頼しており、区立中学への進学予定者の確認、さらに転入予定者など区域外就学申請者を加えた人数が入学予定者となります。こちらの表の左から3、4、5番目の項目がそれぞれ的人数となっております。

なお、希望人数の多い第六中学校、第九中学校、音羽中学校につきましては、令和7年12月3日に抽選を行い、補欠登録を行っております。

抽選の結果は、参考として、掲載している下の表になりますが、こちらの表の当選者数が繰上げとなった方的人数で、抽選校3校については、当選者のうち進路意向確認票の提出があった方的人数が上の表の進路意向確認票回答人数に含まれております。

この表は、令和8年2月24日時点の数字であり、現時点で進路意向確認票を提出いただいてない方もおりますので、今後はその方々の回答も集約し、区立中学校全校の入学者の最終決定をする予定でございます。

続きまして、資料第8号、大塚四丁目仮校舎整備方針（案）について、御報告いたします。

大塚四丁目の区有地に建設する仮校舎につきましては、今後、複数の学校で使用することから、仮校舎ではありますが、整備方針案としてまとめましたので、御報告いたします。

4ページ目を御覧ください。

本方針は、昨年6月に取得した東邦音大敷地に学校法人への賃貸借契約が終了する令和9年7月以降、遅滞なく仮校舎の建設に着手するため、仮校舎整備の方針を定めるものです。

以下、主立ったところを御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1の仮校舎の構造は、重量鉄骨造とし、2、配置計画では、現在の東邦音大と同じ春日通り側に校舎を、東側に校庭とすることを記載しております。

また、3の仮校舎の必要諸室等については、最初に小日向台町小学校の改築で活用することから、小学校に必要な構成とした上で、中学校で使用する場合の教室転用も想定した設計としております。

また、今後活用が想定される周辺の学校の将来的な最大学級数を考慮の上、(1)普通教室について以下、これまで改築を行った学校の整備方針を参考に、仮校舎運営のために必要な諸室を記載しております。

8ページを御覧ください。

4の体育施設につきましては、体育館を整備する一方、プールは仮校舎に整備せず、近隣の区有施設及び隣接区を含めた民間施設のプールの活用を視野に入れ、検討いたします。

なお、中学校で必要となる格技室は、小学校利用時には第二体育館として活用することから、あらかじめ整備いたします。

5の運動場についてですが、直線50メートルと100メートルトラックを確保できるよう整備した上で、9ページの4にありますとおり、プール等の外部施設を利用する場合や、通学手段の一つとしてバスを利用することを想定し、敷地内でバスの乗降ができるスペースを確保する案について検討するものとしております。

(6)育成室については、小日向の改築では、茗荷谷研修所に幼稚園の仮園舎とともに整備していることに加え、今後使用する学校においても、学校敷地の外に育成室がある場合を想定し、仮校舎内には整備いたしません。仮校舎内に必要に応じて転用できるよう、部屋は用意いたします。

なお、育成室への移動については、登下校の手段と併せて検討いたします。

また、(7)マル3に記載のとおり、その他行政機能として、現時点では災害対策に資する機能を持たせることが決定しているほか、大塚四丁目地域の行政需要を考慮した施設の併設について、企画課と調整しており、災害時用物資の備蓄拠点等を整備することとしております。

最後に、10ページを御覧ください。

東邦音大の既存校舎については、建物の多くが旧耐震であること。また、新耐震の8号館

も、特に小学校の仮校舎として使うためには、全面的大規模な改修が必要なこと等を総合的に判断しまして、解体する方針としております。

最後、3の想定スケジュールですが、こちらは6月議会で報告したものから変更しておりませんが、令和12年度の供用開始は、現時点における最短の想定であり、詳細は設計業務の中で検討してまいります。

報告は以上となります。

○上田委員長 それでは、まず報告事項4「学校選択制度の実施に伴う令和8年度進路意向確認票の回答状況について」の御質疑をお願いいたします。

石沢委員。

○石沢委員 九中の落選者数ですね、34人ということで、このように数字があるんですけども、結構多いんじゃないかなというふうには思います。それで、これはどういう理由なのかということをちょっと御説明いただきたいのと、あと、こうした落選した子どもたちは、もちろん、ほかの区立中学校に確実にちゃんと行けるのかということも伺いたいですけれども。

あとそれから、こうした学校選択制というのが、やっぱりこういう数字が例年、去年なんかは2桁いった学校というのはなかったと思う。落選で、なかったと思うんですけども、一昨年なんかは、落選者数が2桁いったりとか、30人とか結構多い傾向もやっぱりあって、1回希望してもなかなか入れないみたいなケースというのが出てくる中で、こうした学校選択制ということについても、やっぱり一定の何か検証というんですかね、そういうのが必要んじゃないかなというふうに思うんですけども、その点の認識についても伺いたいです。

○上田委員長 なるべくまとめてお願いいたします。よろしいですか。はい。

では、宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、九中の、今回、繰上げにならなかった児童の方が多かったという点ですけれども、今年は、九中の学区内にお住まいのお子さんが九中へそのまま進むと御希望された方が昨年に比べますと30名近く多くいらしたので、その分、繰上げ当選の枠が少なかったと。かといって、加えて九中を御希望されている児童さんも多かったということで、少し多くなっている状況でございます。

繰上げにならなかったお子さんたちは、基本的には、指定校は当然進められるのがもちろんのこと、もう一回、再希望調査って取っております、定員に満ちていない学校について

は、再度希望いただいて、今、ちょうど調整しているところでございます。

学校選択制につきましては、各校の特色や伝統を鑑みて、子どもたちが自分自身の個性や将来の目標に合った学校を選択できるという制度として実施しておりまして、オープンキャンパスをするなどしますと、子どもたちが見ながら、この学校行きたいななんていうふうにやっていただける一方で、やっぱり地元の学校に行きたいというお子さんもたくさん進められると。子どもたちが自分たちの学校を選ぶということを行った上で、学校に気持ちを向けていただけるということで、効果的なものであるかなと考えております。この主体的な意思を反映させることの本制度については、今後も引き続き進めてまいりたいと考えております。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 この教育概要ですかね、これを見ますと、この学校選択制の出発点のことが書かれていまして、これは昭和62年に臨時教育審議会というのが開かれて、そこで可能な限り子どもに適した教育を受けさせたいという保護者の希望を生かすために、通学区域制度弾力化の運用が提言されたというふうに書かれていまして、出発点は、保護者のある意味要求から出発しているということなんですよ。

ですから、今、確かに子どもたちが選べるという部分はあるかもしれませんが、ただ、やっぱり出発点で見ると、保護者の要求かという感じにもなりまして、やっぱりこういう出自なんかも踏まえて、あと、今、これまでこういった2桁、34人とかというような落選者が出ている状況なんかを踏まえて、やっぱり1回検証してみることも必要なのではないかなということは、重ねて申し述べさせていただきたいというふうに思いまして、終わりとさせていただきます。ありがとうございます。

○上田委員長 それでは、3時になりますので、3時半まで休憩に入りたいと思いますが、報告事項は残り4件、一般質問はお2人の方から2件いただいております。委員長としては、本日1日で一般質問まで終わられるように進めたいと考えておりますが、皆様、いかがでしょうか。

（「はい、大丈夫です」「お願いします」と言う人あり）

○上田委員長 大丈夫ですか。それでは、皆様、理事会しなくてもよろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 それでは、皆様、御協力をお願いいたします。ありがとうございます。

午後 3時00分 休憩

午後 3時28分 再開

○上田委員長 それでは、文教委員会を再開いたします。

本日、1日で終わるということで、皆様、御協力いただけるということで、どうぞよろしく
お願い申し上げます。

それでは、休憩前に引き続き、報告事項4についての御質疑なんですけれども、小林委員
からでよろしいですか。はい。

小林委員。

○小林委員 2つ確認させてください。

今年度から中学1年生の35人学級がスタートしますが、例えば音羽中などを見ていますと、
転入が多く、年度途中でどのクラスも今40人近い人数に増えていたりします。今年度からは、
4月の基準日に人数が増えていた場合に、従来どおりの教員の加配で乗り切れないと伺って
おりますけれども、基準日はいつなのか、また、4月になってから3クラスが4クラスにな
るなど、編制をまた変えるのか、どのように対応するのか、確認させてください。

もう一つは、次年度は、中2が35人学級の対象になると思いますが、音羽中の例ばかりで
あれなんですけど、1年生、年度途中で増える可能性もすごく高いんですけれども、区内の
中学校全体として、来年度の中2の35人学級もスムーズに行えるのかどうか、見通しを伺い
ます。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、35人学級ですが、委員おっしゃるとおり、今年度からスタートしてい
ますので、加配ではなくて、クラス編制をいたしますので、もし音羽中が105人を超える形
になりましたら、3クラスじゃなくて4クラス編制ということになります。

で、35人学級につきましては、令和6年12月に政府方針が発表された時点で、もう計画を
立てていまして、今後の、音羽中に限らず、どこの学校も中2、中3になっても対応できる
ように教室のほうの準備は整っております。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 1つ答弁漏れで、4月の基準日というのは、いつで、その3クラスが4クラスに
なるのが4月に入ってからなのかを確認させてください。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 すみません、4月1日で合っております。

○上田委員長 小林委員、よろしいですか。はい。

よろしいでしょうか。はい。

それでは、報告事項4の質疑を終了いたします。

それでは、報告事項5「大塚四丁目仮校舎整備方針（案）について」の御質疑をお願いいたします。

山田委員。

○山田委員 ありがとうございます。

これについては、まだ検討段階のものも多々あるとは思いますが、1点だけ、ちょっと気になる点がありまして、もし通学バスを使用するようになるならばということなんですが、学校の中に乗り降りの場所ができるというふうには、それを考えているというふうには聞いております。

今度、反対に、地域における乗り降りの場所となったときに、例えば小日向台町小学校の近くに、江戸川橋に福祉センターがあるかと思うんですね。あそこ、車の乗りつけがあって、一旦、道を止めるに当たっても、大型バスが止めるに当たっても、そんなに交通渋滞を起こすというようなほどの交通量はない。

で、そういったところ、区有施設、公共施設になるわけですがけれども、を活用するというような方向性というのはお考えがあるのか。もし、他区でそういった事例とかもあるのか。その辺、踏まえて教えていただけますでしょうか。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 バスでの通学につきましては、今、他区の事例等を含めまして、研究を進めているところではございます。実際に今、お話がありました公共施設を活用してという事例も、他区では見られるところで、例えば江戸川区などは、近隣の学区内にあるそういう区有施設等をバス停として活用するというようなやり方もやっております。

御提案がありました福祉センターのところは、ちょうど小日向台町小学校、遠足へ行くときなどは、あそこに観光バスをつけてという対応もしていることがありますので、議員御提案の件も含めて、今後検討してまいりたいと思います。

（「はい、ありがとうございました」と言う人あり）

○上田委員長 ほかに。

小林委員。

○小林委員 全部で6つあるので、まとめて聞いてしまいたいと思います。細かいことです。

1番が仮校舎の構造について、これは何階建てで、どのくらい使い続けられる建物を想定しているのか。

2番が、体育館の地域開放は予定されていると書いてあるんですけども、小日向台町小では、特別室の地域開放も行っていただけども、仮校舎では地域開放できるようにするのかなどか。

また、3番目、プールは整備しないということなんですが、近隣の文京スポーツセンターのプールの活用も難しいとこれまでの議論の中で伺っていますが、どうするのか。

また、松丸議員の本会議質問の答弁で、大塚四丁目仮校舎を使用する学校が千駄木小の屋内温水プールの活用について検討するとあったんですけども、これは当然、小日向台町小以降の改築の際の想定の見直しでオーケーかどうか。

また、仮校舎だと遠くなってしまいう児童のために、送迎バスを検討しているということで、育成室、茗荷谷研修所への移動も送迎バスの利用を考えているというふうに思われる、先ほどの報告書だったんですけども、それでいいのかなどか。

また、育成室や児童館は茗荷谷研修所を利用し、アクティだけ仮校舎につくるのか。また、こちらのほうに余剰教室を育成室に改修・転用するパターンがあるというふうに書かれていますけれども、その場合、どんなときにそれが改修・転用されるパターンが起きるのか。

それで、5番目が、仮校舎だと遠くなってしまいう児童について、1年生だけではなく、その他の学年も併せて、越境入学を認めてほしいという声があるが、それについての検討は進んでいるのか。

また、最後に、仮校舎に関する保護者や地域への説明会は、今後予定されているのか、確認させてください。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、構造ですが、現在、ボリュームチェックしている中では、4階建てを想定しておりまして、どのぐらいの期間かといいますと、事業者の説明によれば、50年程度はもつ建物、重量鉄骨でも50年程度は、メンテナンスによってもつと聞いております。

地域開放につきましては、今は小日向台町小学校を考えていますが、仮校舎を使う学校が行っていた地域開放ができるだけ活用できるようにということで、検討していきたいと思っています。

プールにつきましては、スポーツセンターは今現在、地域の方、いろいろな方がお使いになっている中で、小学校、中学校、仮設校舎での併用は難しいのかなというところもありますが、改めて時間帯も含めて、具体的などは今後検討したいと思います。

スポーツセンターが難しい場合ということで、こちら方針にも書きましたが、ちょうど仮

校舎が区境にあるということもありまして、他区のスポーツ施設等の活用も含めて、検討したいと考えております。

また、千駄木、文林の改築につきましては、懇談会の中で、事業者のほうに地域の方の声を集めてもらったところ、温水プール化についての御意見をいただいているところで、今後、区としても、その結果を基に、温水プールの実現というのを考えていくことになるわけなんです。千駄木、文林は、早ければ令和10年、11年には着工できるかなと。

一方で、こちら仮設校舎は、早くても令和12年の着工になりますので、タイミング的には、委員おっしゃるとおり、ちょっと小日向で活用できるかどうかは難しいのかなと。ただ、複数校で使いますので、そういったことを含めて、活用は考えたいと思います。

送迎バスの検討につきましては、育成室の送迎も含めまして、総合的に検討していかなければいけないことだと思っております。

一方で、アクティは、全校生徒を対象にしているので、ここもバスを活用することを含めて、そのバスの時間帯をどのように発着させるのか、他の自治体の事例であったり、私どもでいえば、本駒込幼稚園の改修でバスを走らせたりしていますので、そういった経験や研究結果を受けて、検討していきたいと思っております。

指定校変更ですね、いわゆる一般的に影響といわれるものですが、指定校変更を、これまでは工事による指定校変更というのは認めていなかったところですが、今回は仮校舎を別の場所に建てると、新しい条件が入ってきましたので、こちらも他区では実際に実施している事例もございますので、今後の近隣学校の児童数の動向もしっかりと確認しながら検討したいと思っております。

最後、保護者の皆様への御説明、近隣への御説明というところは、指針が固まったところで、まだまだ形になっておりませんが、御報告できるタイミングで皆さんに周知していきたいと考えております。

○上田委員長 教室を転用した育成室についても。

○宮原学務課長 教室の転用については、育成室だけでなく、小学校仕様で使って、中学校へというのも含めて、教室としては多目的室で用意しておきながら、配管だけ裏に通しておいて、改修が可能なようにするといったような方法もありますし、育成室の活用については、育成室に行くまでの間に、一旦、待機するための多目的室、あるいは育成室に準じたような部屋にするなど、そういったところは他区の工夫をうまく活用しながら検討したいと思っております。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 育成室に行くまでの待合みたいな多目的室になるということで、育成室、近隣の、例えば窪町の近くが地域偏在でというか、すごく混んじやったからそこにもつくろうとかそういうことではなくということで、今のところはそういうことになっているということですね。全て分かりました。

で、多分、これから、こういう報告書が上がったということで、地域の皆さんからもまたたくさんの要望、これまでみたいに上がってくると思うので、またそうした要望をその都度相談させてもらったり、説明会とかこれからも、まだたたき台ができたところということなので、ぜひ、地域の皆さんの声も聞いていただきますよう、よろしく願いいたします。

○上田委員長 それでは、石沢委員。

○石沢委員 まず、仮校舎のこの設計の、大体今、概算でどのくらいの費用がかかるというふうに見通しているのかということちょっと伺いたいというふうに思います。仮校舎でも学校を1校造るわけですから、普通の学校よりは安いかもしれないけれども、でもそれなりの金額がかかると思うんですよね。だから、そこをちょっとどのくらい想定しているのかということ伺いたいのと。

それから、こういった工事を発注するに当たって、やっぱり地元の事業者の、地域経済という視点もやっぱり忘れずにぜひ入れていただきたいというふうに思います。だから、地元業者への発注ということですよ。これについて、努力していただきたいと思うんですけれども、それについてはどうかということ。

あとそれから、プールについてなんですけれども、今、近隣区という話も出てきて、資料上は、民間施設にも検討しているというような書きぶりなんですけれども、民間施設も検討するとなると、指導も民間に任せるということになるのかどうか。いろいろ、学習指導要領とかの観点からすると、そういったことはなかなか難しいんじゃないかなというふうには思いますけれども、この民間施設を使う場合のプール、事業の在り方とかというのには、どのように考えているのかということ伺いたいというふうに思います。その3つお願いします。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 まず、建物の見積りの金額の件でございますけれども、今回お示ししたのが整備方針案という形でございます、まだ実際金額が幾らかかるかというのは、この設計の中で検討していくことになるのかなと思っております。

一方、地元事業者も含めて、どういった活用になるかということは、サウンディング調査

を今、始めておまして、例えばリース会社であったりとか、地元の建築業の組合であったりとか、いろいろとお声をかけているところです。この仮設校舎だけでなく、特別教室の改修もそうですし、ほかの学校の外壁や屋上防水や、そういった工事を止めることなく進めたいと思っていますので、なかなか人材不足の中、厳しいというお声も聞いたりもする中で、しっかりと事業者のサウンディングはして、しっかり対応できる建物を造っていきたくたい。

そういう点でも、仮設校舎としていち早く使えるように、また、複数校が使える学校として機能的な、もちろん学校としての魅力も大切なんですけれども、そういった筋肉質の仮校舎になるように、設計のほうは検討していきたくたいと思っています。

プールにつきましては、やはりこちら、まず仮校舎の整備方針という形で、プールを用意するか否かという検討をしたところでございまして、指導まで民間に任せるのかというところは、今後、検討の内容になるのかなと思っています。

箱としては、たまたま近隣区に非常に大きなプールをお持ちの民間事業者があったので、そういったところに打診したところ、今のタイミング、令和8年というタイミングできれば、対応も可能だよというようなお話をいただいている、そこもあくまでも施設として借りれるかどうかという話で進めているところで、実際の指導は、学校教員がいての体育の授業ということになりますので、所管である教育指導課や学校と協議、今後していきたくたいと思っています。

○上田委員長 竹田総務部長。

○竹田総務部長 先ほど契約の話がありましたので、私から一言だけ。

実際に発注される工事の案件、中身などによって違ってくると思いますけれども、その案件に応じた形で、法令や、あと関係規則等に基づいて、できる限り区内業者の選定などについては意を用いていきたくたいと思っています。

○上田委員長 石沢委員、よろしいですか。はい。

ほかに御質疑のある方。

それでは、報告事項5の質疑を終了いたします。

教育推進部教育指導課から1件。

報告事項7「文京区立中学校部活動地域展開実施計画2026（案）について」の説明をお願いいたします。

藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 資料第10号、文京区立中学校部活動地域展開実施計画2026

（案）について、御説明いたします。

本計画案につきましては、昨年6月の文教委員会で素案を報告した後、8月に実施したパブリックコメントと2つの会議体での議論を踏まえ、案として取りまとめたものです。

初めに、1、概要です。

国のガイドラインでは、地区の推進計画を策定し、休日の部活動の地域展開を進めるよう示されております。

また、部活動改革について、検討する国の会議体の最終取りまとめでは、令和8年度から令和10年度までの間に、確実に部活動の地域展開に着手し、休日については、令和13年度までに、原則として全ての学校部活動において地域展開を実現することを目指すとされています。

これらに基づき、本区の休日の部活動の地域展開を推進するため、実施計画を策定することとしております。

なお、本区では、休日における文化部の活動は、吹奏楽部を除き、ほとんどないことから、本計画は、運動部活動を対象とした計画となっております。文化部の地域展開の実施につきましては、今後の検討課題となります。

次に、2、文京区立中学校部活動地域展開実施計画2026（案）につきましては、3ページ以降となっております。後ほど御覧ください。

続きまして、3、計画の主な内容です。

主な取組の1つが、段階的な地域クラブ活動への移行となります。本計画では、令和9年9月、休日の地域クラブ活動を部分的に開始し、令和10年9月、休日の地域クラブ活動を全面的に実施することとしております。

6月の文教委員会で報告いたしました素案では、段階的な取組として、合同部活動から始めることとしておりましたが、教育委員会定例会や文教委員会で皆様からいただいた御意見を基に、検討会議でも議論した結果、合同部活動ではなく、休日の地域クラブ活動を部分的に開始することから始めることといたしました。

また、検討会議では、小学生やその保護者が部活動の地域展開についてよく理解した上で、区立中学校を選択できるようなスケジュールにすべきであるとの意見があり、議論を重ねた結果、このようなスケジュールとなりました。

次に、4、休日の部活動の地域展開が実施された場合のこれまでとの違いです。

1点目として、生徒が休日に活動したい競技を選べるようになることが挙げられます。

2点目としましては、生徒は会場校に移動する必要があります。

3点目としましては、指導者が教員でなくなります。地域クラブ活動の運営と生徒への指導は、委託先の企業や団体が行うこととなります。

指導者が教員でなくなる場合の懸念は、昨年6月の文教委員会でお示しいただいております。そのため、委託先には、十分な資質を備えた指導者の育成を要請していく必要があると考えております。

なお、休日の地域クラブ活動への参加費用は、無料とする予定です。

最後に、5、今後の予定は、記載のとおりでございますが、本計画案については、3月の教育委員会に議案として提出し、策定する予定となっております。

説明は以上です。

○上田委員長 それでは、報告事項7「文京区立中学校部活動地域展開実施計画2026（案）」について」の御質疑をお願いいたします。

高山委員。

○高山（か）委員 国のガイドラインが出ますので、非常にハードルがやっぱり高いと思います。地域展開、それから地域連携を含めてですね。こういう質疑になると、どうしても課題というか、そういったところが指摘されることが多くなってくると思うんです。例えば、指導者不足とか、それから先ほど課長もおっしゃったような、指導者の質の問題。

それから、このガイドラインを見ますと、平日は学校の先生が指導する。休日は地域のボランティアとかプロの方が指導するとなると、月曜日になると、昨日の先生はこういう投げ方しろと言ったんだけどって、いわゆる教え方が変わって来たりもしたんですね。だから、生徒の混乱が出たりとか、いわゆる指導法に一貫性がなくなっちゃう懸念があるとか。

それから、先ほどおっしゃったように、移動のリスクとか、休日でも中学生だと制服で移動しなきゃいけないのかとか、いろいろ決めていかなければいけないものがあります。

それから、大会のルールづくりですね。合同のチームで大会は出場できるのか、いやいや、各学校からので出ていかなきゃ、オールスターではやっぱりまずいよというようなことがあったりとか。

それから、先ほどもおっしゃったように、熱血指導の先生が、教員免許を持ってない人になんか教えられないみたいな方ももしかしたらいらっしゃるかもしれません。

そういういろいろ課題がありますが、これはもうガイドラインで決まっている以上は、ここでそういったところを指摘しても、これから1つずつ、やっぱり立ち止まって1つずつみ

んなで考えていかなきゃいけないということですから、むしろメリットを考えていかなきゃいけないと私は思うんです。

この部活動が地域移行になるというのは、1つは、少子化の問題が僕はあると思うんですね。どうしても子どもたちが減っているから、部活動も維持できなくなってくる。特にチームプレーなんかの野球とかも。で、少人数で成立できなかったクラブがそうやることによって、ある程度活動ができるようになったりとか、それから他校の交流も当然できますし、それから今まで指導経験がなかった先生がどうしても顧問にならなきゃいけないとって、それがこれからはある程度プロとか経験がある方に教えていただく、先ほどの質の問題もありますが。特にそういうことによって、地域コミュニティの活性化というのになってきます。

ただ、今、部活動というと、スポーツだけじゃなくて、おっしゃったように、吹奏楽って、学校内で完結していることがすごく多いんですよ。卒業式までにみんなで練習して吹こうとかって、外でなかなか楽器を、では学校の楽器を持っていつちゃっていいのかとか、ではそれ一人一人が買うといたら、物すごいお金になっちゃいますし、吹奏楽に対しては、特に地域にもクラブチームってあまり聞いたこともありませんから、なかなか難しい。そういう場合は、どこかの音楽教室とかでやっている子たちが多いと思うので、その課題もあると思うんですが、何せ、今ある、だから部活動をいかに存続していくかというよりは、地域の特性を生かして、こういうことが、文京区では指導員も多いです。NPOとか、それから大学資源も多いですから、例えば東洋大学の学生さんにこういうのを教えてもらうとか、地域特性を生かしていかないといけないと思うんですよ。そのあたりの課長のちょっとお考えをお聞かせください。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 ありがとうございます。まず、前段にありました、課題は多いけれども、いいところを全面に出したほうがいいという委員の御意見、私としてもそうだなというふうに思います。生徒は、会場が変わったりとか、一緒に活動する仲間が変わったりとかすることに対して、不安は抱くことはもちろんあるのかなというふうに思います。そういった不安も払拭できるような、例えばやりたいことができるであったりとか、むしろ新しい仲間と新しいことができることであったりとか、不安払拭のために体験会を行ってみたりとか、そういったことを全面に出しながら推進できるといいなというふうに思いました。

後段の文京区らしさを生かしたほうがいいということについても、検討会議のほうでも、やはり文京区のこの地の利、大学が多いことであったりとか、協力してくれる企業がたくさ

んあったりとか、そういった部分をふんだんに生かしながら、外部委託するときにはそういった力を借りながら進めるべきというふうな意見は出ておりますので、今、委員から御指摘いただいたことも踏まえながら、その部分、しっかり検討してまいります。

○上田委員長 高山委員。

○高山（か）委員 最後にもう一つ、地域移行する理由の一つが、やっぱり教員の働き方改革だと思うんですね。結局、大会とか出るとか、例えばその大会でけがしちゃうとか、熱中症で倒れちゃうというときは、やっぱり学校に連絡が行くという形になってくる。それも当然必要なんですけど、先生の働き方改革が進まないで、地域移行の効果というか、目的も半減していくような、やっぱり私は気がします。ですから、いかに教員の働き方を是正していくという意識はやっぱり持って、それには周りの大人がやっぱり意識を変えていく必要があると思う。それは保護者も含めてですね。だと私は思っています。

もちろん、いずれは費用がかかってくる。お金を出すんだったら、もっと強くしてよという保護者もいらっしゃるかもしれませんが、そこだけじゃないんだよということを、そういった教育委員会さんとか、それから地域の方々にもしっかりと議論をやっぱりしていただいて、両輪、子どもたちの少子化での地域移行しなきゃいけないという課題と、それから働き方改革をしっかりと推し進めるという課題を、しっかりと文京区としても取り組んでいただきたいと思っておりますので、最後、何か御答弁ありましたら、それで終わりたいと思っております。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 働き方改革を進めるためにも、周りの大人の意識を変えていかなくちゃいけないというところについては、教育委員会としてもしっかり行うべきものと思っております。この実施計画2026についての周知ですね、チラシを作成したりとか、説明動画を作ってみたりとか、あるいは会議体に赴いて直接説明をしたりとか、そういった部分、これまでもやってきておりますが、より一層しっかりやって、理解を促進していく必要があるというふうに思っております。

また、これまでも十分理解促進は行っていますが、これまで以上に何ができるかということについては、今、委員御指摘のとおり、検討会議のほうでもしっかりと議論しながら、どのように理解促進を果たしていくか、議論を深めてまいります。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 中学校の部活動の地域展開ということ、先ほど、昨年6月に素案が示されて、今回、案という形で、また報告がございましたが、あのときもいろいろ発言をさせていただき

ましたが、やはり働き方改革を含めて、部活動を担う教員の負担感が大きくなって、それはもう教員のアンケートでも、現在の部活動の在り方を変えるべき、また、実情に応じて変えるべきという方が95.6%ということで、やはりこれも、今の時代の流れかなというふうにも思います。

一方で、生徒たちは、休日の部活動の地域展開をしたときに、どのような活動をしたいかというと、半数がふだんの延長を望んでいるというようなこともあって、ここら辺のギャップとまでは言わないけれども、その辺の乖離をどう埋めていくのかが大事なんだろうなと思います。

また、部活動している目的として、友達と楽しく活動するため、体力・技術を向上させるためという理由が多くて、やはり部活動というのは、教育的意義も多いんだろうなと思います。僕も中学、高校と運動部の部活動をやってきましたけれども、勉強以外にも部活動から学ぶことも多々ありましたし、そういった意味で、いわゆる学校教育とある意味切り離すほどじゃないといっても、やっぱりちょっと距離を置くことも懸念されるんですけども、その辺はどのように教育委員会として捉えているのか、お伺いいたします。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 委員御指摘のように、6月の文教委員会でも、この部活動がこれまで有してきた教育的意義が薄れてしまうのではないかという懸念、そういう御意見をいただいたかなというふうに私も記憶しております。

一方で、今まで話でありましたとおり、働き方改革を進めるという意味では、どうしても学校からこの活動を切り離さざるを得ない部分は出てきます。そういった中で、では教育的意義をどう継承するかにつきましては、委託業者に丸投げをするのではなく、業者、学校、教育委員会、三者が蜜に連絡を取り合いながら情報共有を図っていくということは、非常に重要なことというふうに思っております。

また、委託業者で指導する指導者を、技術、体力だけが向上すればいいというものではなく、社会性であったりとか、モラルであったりとか、そういったところ、学校での部活動が大事にしてきたことをどう子どもたちに伝えていくかという部分についても、指導できるよう、研修制度をしっかりとしたものにしていく必要があるというふうに思っております。

あと、もう一つ、これはスポーツ庁、文科省も期待しているところですが、この地域展開に協力してくれる教員がいる場合は、兼職兼業の届けを出して協力していただくというふうに言っております。そういった意味では、部活動としてではなく、地域クラブ活動の指導

者として教員が活躍できる体制というのを整えることができれば、やはりこの教育的意義というのは継承しやすくなるのではないかというふうに考えております。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。確かに、指導者の育成と言っちゃっていいのか分かりませんが、特に学校と事業者とよく連携を取り合って、やっぱりスムーズに移行ができるようにしていただければと思いますけど。

で、今、指導者という観点で、やはりこの地域展開をした場合でも、先ほど、ここにもありますけれども、1割弱の今の先生方が引き続きやっていきたいというようなお話も出ていますし、また、部活動指導員が87人、補助員が67人いらっしゃるって、その方がそのまま地域クラブのほうでやっていただけるのかどうかということもあると思うんですけど、その辺は、何か情報交換というか、今、されているのかということと、もう一つ、今度、指導者の身分保証というか、それは運営主体のほうで考えていくんでしょうけど、区としては、どのようなふうに想定をされているんでしょう。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、1点目の部活動指導員と部活動指導補助員の活用については、これまでの文京区での指導経験を生かしていただきたいという意味では、賛同していただける方々には、御協力いただけるような仕組み、体制づくりは必要だというふうには考えておりますし、検討会議のほうでもそのような議論はこれまでできております。

2点目の身分の保証につきましては、やはり委員御指摘のとおり、教育委員会がというよりも、委託した先の業者のほうで雇用する形になりますので、委託業者側の責任になってくるのかなというふうに思います。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 ごめんなさい、あと、ちょっとイメージというか、あれなんですけれども、いわゆる委託業者というのは、この運営主体というのは、具体的にはどういったところが担っていくんですか。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 多分、一番分かりやすいのは、地域にありますスポーツの団体に委託できる場合は、当然ございます。次に、企業がスポーツのチームなどを持っている場合は、その企業に委託できる場合も想定しております。3点目に、今、この地域展開は全国的な動きとなっておりますので、大きな会社がその地域展開を、地区の地域展開はもう一切

合切受け持って、全ての種目について、指導員を派遣するという大きな会社も今は展開されつつありますので、そういったところに委託するというチョイスもあるというふうに考えてございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。そういった形に、そうですね、今あるスポーツ団体が一番いいのかなと思いますけど、また新規参入でも、新たなことが行われるというか、発想があるのかなとも思いますし、その辺は民間のノウハウもあるでしょうし、その辺はしっかり、ただ、区としては、やっぱりその辺もしっかり見ていただければというふうに思います。

それと、最後、前回もあったんですけど、いわゆる地域クラブへの参加したときの費用は、さっき無料、全部、区が負担するという、ちょっとそれ確認で。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 本計画は、休日の地域クラブ活動についての計画となっております。まして、休日の地域クラブ活動への参加費は無料の計画となっております。そのように進めていきたいというふうに考えてございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。前回も、参加するのに費用も結構かかるだろうしという話も結構あったんですけども、無料ということであれば、本当にそれにこしたことはないというふうに思いますので。

あともう一点、ごめんなさい、いわゆる大会もあると思うんですけど、今度、地域クラブとしても、参加することも可能になっていくというような話もここに出ていますけど、そうすると、例えば学校の部活動、休日が地域クラブ、同じクラブで両方とも大会に参加することになると、もうその辺は個人の判断というところになっていくんですかね。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 大会の出場は、残念ながら二重で出ることはできません。基本的には、学校単位で今、出場している大会は、継続されて、学校単位で出ることが基本となります。ただ、例えば平日も既に地域展開しているところは、部活動自体がもう消滅しちゃっておりますので、そういった地域に関しては、地域のクラブ活動として参加を果たしています。

一方で、今、私が申し上げた大会は、中体連が主催する大会のことです。ですので、中体連でない大会、例えば区民大会とか、そういったところであれば、中体連の大会に出ながら、

区民大会のほうにも参加できるというふうになってございます。

○上田委員長 岡崎委員。

○岡崎委員 分かりました。もう終わりにします。やっぱり大会に出るって、非常にやりがい、練習のしがいがあるというか、やっぱりそういった意味では、より多くの大会に出る可能性もあるということにもなりますので、しっかりその辺も見ていただければというふうに思います。とにかく、初めてというか、僕もイメージがなかなか湧かないところもあって、スタートが令和9年9月からということですので、それまでしっかり事業者との連携もしていただきながら、やっぱりスムーズに、とにかく、ここにもありましたけど、混乱が生じないことが大事だと思うので、やっぱりスムーズに移行ができるように取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○上田委員長 ほかに。

石沢委員。

○石沢委員 地域展開の件についてなんですけれども、まず13ページで、今後の課題というところで、今、議論にあるような兼業兼職という届けを、教員がやりたい場合は出すということを書いてあるわけなんですけれども、そういうように、人材確保の仕組みを構築する必要があるということも書いてあるんですけれども、国のガイドラインを見ますと、地域クラブ活動、部活動の地域展開をするということになったときに、学校施設の活用や従事を希望する教師等の兼業兼職を円滑に行うため、中学校と必要な連絡調整等を行うことというふうに国のガイドラインでこういうふうに言われていると。

ここで、一つ懸念があるのは、部活動が地域移行になっただけで、実態としては、教師が、指導者がいないということで、兼業兼職ということをやらざるを得ないような、やっぱりそういう状況というの、一定少し懸念されるのかなというふうに思うんです。その点についてどう思うかということと、あと、どうなのかということ。

あと、兼業兼職ということでやるんですけれども、この地域展開というのは、教員の長時間労働の減少ということが一つ大きな目的としては掲げられていると思うんですけれども、この兼業兼職した場合に、労働時間の管理ですよね、兼業兼職先での労働時間の管理というのは、どのように行うのかということ、その辺はどうなのかと。本業は教員なわけですよね。兼業兼職して、そこの労働時間が管理されないということになってしまいますと、長時間労働がある意味見えなくなるだけということにもやっぱりなりかねないんじゃないかなというふうには思うんです。ですから、この兼業兼職した場合の労働時間の管理、やっぱりこれは

ちゃんと教育委員会として責任を持ってやる必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その点、どうなのかということ。

あとそれから、上限ですね、やっぱり兼業兼職して、幾らでもそういう地域展開の部活に参加できるみたいな話になってくると、ますますまた長時間労働が深刻になるということもあり得ると思うんですよ。ですから、そういった上限規制ということも、やっぱりそこは設けていく必要があるのではないかなというふうには思うんですけれども、そのあたりの議論というのは、どうなっているのかというのを伺いたいと思います。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず1点目、兼職兼業をやらざるを得ない状況にあるべきではないということだったと思いますが、検討会議のほうでもそのような議論はしております。あくまでも、やれる余力があって、やりたいというふうに希望している教員に御協力いただくということなので、人数が足りなさそうだから、やらないといけないという状況にはしてはならないというふうに考えてございます。

2点目の労働時間の管理と、3点目の上限に関しては、まとめの答弁となりますが、これに関しては、まずは御指摘の労働基準法に照らし合わせて、上限は決まっていますので、そこは教育委員会としてしっかり管理をしていく必要があると思います。ただ、その方法に関しては、まだ詳しく検討会議などで議論しておりませんので、先行事例は全国たくさんございますので、そちらを参照しながら、文京区としてどうこの上限を設定して、労働時間を管理していくか、しっかり議論してまいります。

○上田委員長 吉田教育推進部長。

○吉田教育推進部長 今、担当課長のほうが申し上げたとおりなんですけど、石沢区議のほうから御指摘があって、あ、そういう考え方もあるのかなと思ったんですけれども、私も検討会議に出席をしていて、学校現場のほうから言われているのが、確かに働き方改革ということで、長時間労働の解消ということは、全国的に問題になっているし、やらなくちゃいけないということなんですけれども、学校の教師の現場のほうからは、私は部活動をしたくて教員になったのに、その道を閉ざされるのは嫌だというのが一定数いるんですよ。だから、そういう人たちのモチベーションというか、やりがい、こういったものをしっかりと保障するためにも、兼職兼業という制度は残さなくちゃいけないというふうに我々としては捉えておりました。

そのほかについては、今、担当課長のほうが申し上げたとおりです。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 そういう方も私の知り合いにもおまして、やっぱりサッカーを教えたくて、学校の先生になったとかという人も中には、私の知り合いにもおります。でも、大事なのは、やっぱりそうやってやりがいがあって、それが奪われたくないから、その道に入っていくということになって、逆に、体調を崩すとか、そういうふうになってしまうと、それはそれで非常に大きな、それがしかも見えなくなるのではないかという、やっぱり兼業兼職ということで、外部に委託するわけですから、そこで兼業するわけですね。ですから、そこになると、やっぱり労働基準法の問題とか、労働時間を、部活動の場合は学校で管理していたけれども、それが見えなくなるみたいな話になってくると、やっぱりそれはそれで非常に大きな課題が、また新たな課題が生じるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひそこは、やっぱり教師の健康管理ということをきちんと、部活動を地域移行した場合でも、やっぱりちゃんと責任を負ってやっていくということは、ぜひ求めていきたいなというふうに思いますし、そのようにお願いしたいというふうに思います。

それから、地域移行ということが行われていく中で、先ほど御説明あったとおり、やっぱり民間の企業さんだとか、民間のスポーツクラブさんだとか、そういうところにお任せする場面もやっぱり出てくると思うんですけども、そういう中で、先ほど議論の中にもあったけど、やっぱり部活動の教育的意義という部分も見失ってはいけないというふうに思います。そういう意味では、勝利至上主義みたいな、勝つことだけが目的みたいな、やっぱりそういうことにもならないような仕組みづくりというのは大事なんじゃないかなと。部活だけやっていたらいいみたいな、そういうことになってしまっただけではいけないし、ある意味、運動部を勝利至上主義みたいな形でやっていく中で、多感な中学時代にそういう状況にさらされた結果、やっぱり倫理観とか、そういうものに悪影響が及ぶような、そういうことになってはいけないというふうには思いますので、そのあたりの社会教育の一環として、子どもたちの主体的な活動を通じて、成長・発展が勝ち取られるような仕組みづくりというのが本当に必要だというふうに思うんですけども、そのあたりについての御検討の状況なんかもお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、クラブ活動というのは、本来の意味でいうと、何か自治とか、そういう意味もどうもあるようなんですよね。関西大学の神谷教授という方が言っているんですけども、そういう人の集まりだとか、人々の自由な意思による自治、こういうのがクラブということの意味なんだそうです。

ですから、こういった地域展開を進めていく中で、やっぱり子どもたち自身がそういうルールとか、それからどの大会に出るかとか、どういう大会でメンバー構成を決めていくかみたいなことについても、やっぱり指導者任せじゃなくて、参加している学生、生徒自身が参加できるような、そういう仕組みづくりというのもやっぱり求められているんじゃないかなというふうに思います。この辺はこどもの権利条例とかも関わってくることだと思うんですけども、そのあたりの仕組みづくりなんかについては、いかがでしょうか。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、社会教育の一環として、そういった仕組みづくりというところと、あとは、自治という、まあ風土ですかね、そういったことを行われるような仕組みづくりはいかがかというお問合せだったと思いますが、いずれにしても、指導する指導者の資質・能力に非常に関連するところになるのかなというふうに思います。そのような意味では、委託するスポーツ団体や業者と連携を図って、そういった資質・能力を身につけさせるための研修がどういうものであるべきかということを議論したりとか、あるいはそういった研修ができる場所に委託をしていくとか、ということが必要になってくるのかなというふうに思います。

○上田委員長 よろしいですか。はい。

小林委員。

○小林委員 すごくよく、部活動の地域展開について、これまでの議論で分かりました。

で、補足でちょっと聞きたいんですけども、令和9年9月に、既に実績のあるサッカーとバドミントンで休日の地域クラブ活動を開始することはとても現実的だと思うんですけども、それで翌年の令和10年9月に全面実施というのは、本当に可能なのかどうかということを確認したいというのが1点。

また、先ほど石沢委員のほうから、成績至上主義というような言葉も出てきたんですけども、部活動の学校教育的要素とか、大会で成績を上げるなどの目的というのは、この地域移行で、逆に、私はむしろ薄まるんじゃないかなというふうに思っております、どちらかといったら、スポーツを楽しむ生涯スポーツ振興の様相が強まっていくのではないかなというふうに思われるんですけども、例えば週末はちょっと遠いからやめておこうみたいなことになったりとか、そういうこともあると思われるんですが、先行自治体のほうではどういふような結果になっているのかということも確認したいです。

また、最後に、教員の関わりなんですけれども、取りあえず部活の地域移行というのは、

週末に関しての地域移行が今後段階的に、まず第1段階として始まるということは、平日については、まだ教員とか、今やってもらっている外部指導員の方、指導補助員の方とかの協力の下で、運営というのは続けられていくと思うんですけども、これまで教員の方々は、平日に関しては、学校の業務内ということで、報酬は出てなかったと思いますし、週末の試合に連れていったりすることに関しても、限定で3時間以内の報酬とかいう感じでしか出ていなかったと思われます。これが部活の地域移行になった際に、報酬の面でちゃんと保障されるのかどうかということも確認させてください。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、1点目の令和10年9月の実施については、これまでかなり多くのスポーツ団体であったりとか、委託できそうな業者であったりとかというのは意見交換してきておりますので、それはできるというふうには踏んでおります。

また、たくさん先行事例もございますので、そういったところの状況を見ても、実施できるものというふうに考えております。

次に、勝利至上主義というか、どちらかという楽しもうという意識が強くて、勝ちたいとかという意識が薄れるんじゃないかというところにつきましては、ここは非常に難しい問題だなというふうに思います。ここはバランスなんだろうなというふうに思っています。どちらかに偏るのではなく、勝ちたいという気持ちも大事にしながら、一方で、楽しみたい、運動することが楽しいという思いを大事にしていけるような、そのバランスの取り方をどういうふうにしたらいいかということは、今後の大きな検討課題になるのかなというふうに思います。

次に、教員の平日に関しては、これまでの部活動と同様になりますので、平日に関しては、教員の生徒との関わり方は、これまでと変わりはありません。

そして最後に、週末の報酬についてですが、仮に兼業兼職で、地域クラブに参加した場合は、そのスポーツ団体とか業者に雇用される形になるので、その業者が幾ら支払えるかということになってくると思います。かといって、全国的な平均値というのは、アベレージはあると思うんですね。そういったところを見ながら、業者とも話をしながら、できる限り教員の処遇改善にもつながるようにはしていきたいなというふうに思っています。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 教員の処遇改善ということであれば、平日、今まで出てなかったこともちょっとおかしいというか、で、部活の地域移行して、それでさらに、もしかしたら平日もやってく

ださるということであれば、そこも報酬が必要なのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 そうしますと、教員に残業が出るか出ないかという話になるのかなというふうに思いますので、それは国の議論を注視しながら判断してまいります。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 地域移行、令和13年度までに原則として全ての学校部活動において地域展開を目指すということが今度の計画の目標となっていると思いますが、10ページのところに、部活動の地域連携・移行において、解決すべき最も大きな課題は何だと考えるのかの問いに、小中学生とも「会費や保険」が圧倒的に多いという結果が出されていますけれども、今、幾らぐらいかかっていますでしょうか。

それから、とても心配なのは、ページ18にあるように、地域展開後の地域クラブ活動の場合、指導者の人件費等のクラブ運営に必要な経費が発生し、現行の部活動の部費よりも高額な会費を負担しなければいけなくなることが考えられるとしていますが、大体、最高でどのくらいになるのでしょうか。

○上田委員長 藤咲教育施策推進担当課長。

○藤咲教育施策推進担当課長 まず、現在、部活動をしている生徒が幾らぐらいかかっているかということについては、調査等は行ってないので、金額についてはちょっと分からないです。

一方で、2点目の地域クラブ活動に係る費用等につきましては、スポーツ庁のほうで基準を出しておりまして、およそ月額が1,000円から3,000円の範囲で月額を取っているという自治体はかなり多く占めて、8割以上の自治体が占めているというふうな基準を示しております。

上限、高いところでいうと、かなり高い金額になるところもありますが、全国的な平均値としては、月額当たり1,000円から3,000円ぐらいの間がふさわしいであろうというふうな、スポーツ庁のほうから基準が示されていますので、今後、例えば文京区が平日も地域展開したときに、受益者負担が必要なかどうかというふうな議論になったときには、こういったスポーツ庁が示した基準を参考にしていくものになるんだろうなというふうには考えております。

○上田委員長 関川委員。

○**関川委員** 最高で1,000円から3,000円ということですがけれども、今、受益者負担とおっしゃいましたが、文京区の場合、受益者負担ということでは、神戸方式を使っていて、4区分に分かれていまして、スポーツ施設等については、公費負担がゼロで、受益者負担が100%という、こういう区分になっているんですけれども、受益者負担ということでは、この区分をそっくり使って費用を徴収するということになるんですか。

○**上田委員長** 藤咲教育施策推進担当課長。

○**藤咲教育施策推進担当課長** 受益者負担に関しては、まずこの計画は、休日の地域展開に関してで、無料というふうにしています。この後の受益者負担については、4月以降からまた検討会議が始まっていきますので、その区分に関しても含めて議論していく必要があるというふうに考えています。

○**上田委員長** 関川委員。

○**関川委員** クラブ活動は、やっぱり教育的観点も含まれていると思うんですね。2008年、中学校学習指導要領では、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の滋養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すると、こういうふうに学習指導要領でも述べていますので、お金がかかることによって、自分の好きなクラブ活動ができなくなっちゃうと、本末転倒だと思うんですね。

学校の先生の長時間労働をなくすことはもちろん大事ですがけれども、子どもたちにとってクラブ活動は大切なことだというふうに思うので、その費用の面では、ぜひ、低廉な費用でクラブ活動ができるようお願いをしたいと思います。

○**上田委員長** 藤咲教育施策推進担当課長。

○**藤咲教育施策推進担当課長** 費用についても、しっかり検討会議のほうで議論してまいります。

○**上田委員長** 関川委員。

○**関川委員** よろしくをお願いします。

それと、学校選択制、先ほど来、提案事項になりましたけれども、これ選択制を、学校を選ぶときに、クラブ活動で選ぶというのが出発のときの大きな一つの題材だったと思うんですね。ですので、その辺のことも考えていただいて、ぜひ、さっきも言いました低廉な費用でお願いします。

○**上田委員長** それでは、以上で、報告事項7「文京区立中学校部活動地域展開実施計画2026

（案）について」の質疑を終了いたします。

それでは、教育推進部から真砂中央図書館1件。

報告事項8「文京区子ども読書活動推進計画（案）について」の説明をお願いいたします。

猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 それでは、資料第11号を御覧ください。

1、概要です。

本計画につきましては、検討委員会での検討及びパブリックコメントの意見を踏まえ、計画案を作成したため、報告するものです。

2、検討経過につきましては、記載のとおりです。

3、素案に対する意見につきまして、10月から11月にかけて行ったパブリックコメントにつきましては、4人から53件の意見がありました。

また、区立小・中学校に配布されているタブレットを活用した意見募集では、332人から282件の意見がありました。今回、読書という身近なテーマだったことから、多くの意見をいただけたものと認識しております。

これらの意見を踏まえまして、別紙3、計画案、別紙4、子ども向け計画案を作成いたしました。

2ページ以降が意見募集の結果です。特徴的な意見と区の考え方について御説明いたします。

P2、項番2を御覧ください。

事業番号10、外国語図書の整備・充実に反対する御意見となります。区の考え方としまして、区として、多文化共生に向けた取組を進めていること、外国籍の子どもたちが母語に触れる機会を確保することや日本語に親しむための本も用意すること、そして、日本の子どもたちにも異なる文化を知る機会になることを回答しております。

P5、項番9を御覧ください。

子どもたちが司書の仕事を知る取組を求める御意見となります。区の考え方としまして、事業番号13「図書館と学校や施設との連携・支援体制の充実」において、中学生の職場体験を示しているほか、小学校の図書館見学を行っており、積極的な受入れを引き続き行うことを回答しております。

P9、項番22を御覧ください。

図書館で予約した資料の受取りロッカーを設置する施策を盛り込んでほしいという御意見

です。区の考え方としまして、令和8年度、重点施策として計画しておりますシビックセンターへの図書受取りボックスの設置について、回答しております。

P14、項番37を御覧ください。

電子図書、非来館型サービスの推進に対する御意見です。区の考え方としまして、令和8年度重点施策として計画しております、小学生及び中高生世代向け電子書籍の充実及びID・パスワードの交付について回答しております。

続きまして、P20以降が子どもたちからの御意見です。特徴的な意見と区の考え方について御説明いたします。

P23、項番13を御覧ください。

小学生のときより本に関わることが自分も周りの人も少なくなった。自分の好きなものについては、たくさん読めるけど、その本を探せていないだけで、それを探し読むと、本を好きと感じるのではないかという御意見です。

区の考え方としまして、皆さんが大切な1冊と出会えるような環境整備に取り組むことを回答しております。

また、こちらには記載しておりませんが、来年度事業といたしまして、ウェブ上で書棚のブラウジングができる3D書架ブラウジングサービスの導入も計画しておりますので、本と出会える機会、選択肢を増やす取組も進めてまいりたいと考えております。

P27、項番の24を御覧ください。

小学校に上がってから宿題や勉強時間が増え、読書の時間が減っているという御意見です。区の考え方としまして、読みたいときにすぐ読めるように、御家庭や図書館、児童館などで読書できる環境を整えることを回答しております。

そのほかにも多くの御意見や御感想をいただきまして、P30以降に掲載しておりますが、キーワードの一つが本との出会いと捉えております。いかにして本と出会うか、本が身近にある環境づくりが求められているものと捉えております。

続きまして、P42以降が計画案となります。変更箇所について御説明いたします。

P51を御覧ください。

下線部が変更箇所となります。今回の意見募集におきましても、読書の楽しさを知ってもらうことの重要性や、読書しやすい環境整備の重要性についての御意見がありましたので、それらを踏まえた表現としております。

続いて、P61を御覧ください。

P61以降に、具体的取組について記載をしております。各項目の現況欄につきましては、令和6年度の実績を踏まえて最新化しております。

また、それぞれの項目の目標欄、内容欄につきましては、意見等を踏まえて、一部変更をしております。

続きまして、P70を御覧ください。

子ども向けの計画案となります。通常版を15ページにまとめ、表現の変更及び振り仮名を振っております。

以上が計画についての御説明となります。本委員会に報告した後、3月の改定を予定しております。

説明は以上です。

○上田委員長 ありがとうございます。

それでは、報告事項8「文京区子ども読書活動推進計画(案)について」の御質疑をお願いいたします。

小林委員。

○小林委員 今回、子ども向けの計画案を用意してくださったおかげで、とても分かりやすく、子どもたちにとっても読書に関心を持つきっかけになった上、子どもの意見もたくさん集まって、とてもよかったと思います。

文京区では、本好きで図書館にこだわりを持つアナログ世代の大人の方がたくさんいらっしゃって、さすが「文の京」だなと実感することが多いんですけども、一方、デジタルネイティブの子どもたちにとっては、勉強などで忙しく、本を読まなくなっていることがアンケートからは伺えました。しかし、本が嫌いなわけではなさそうなので、ぜひ、これからも本にアクセスできる多様な機会を増やしていただきたいと思います。

それで、具体的な質問なんですけれども、まず21番について、図書館司書については、早く週5日に拡充していただきたいというふうに思います。というのも、先だって私どもの豆腐屋に、お茶大の附属小の子どもたちが店の見学にフィールドワークで来たんですけども、うちの豆腐を給食にも御活用いただいているということもあるんですけども、子どもたちも含め、食材にもやたら詳しいので、先生に伺ってみましたところ、何とその先生が給食担当の栄養士の方でありながら、クラス担任も持っているということが分かりました。

文京区も探求学習に力を入れているところなんですけれども、図書館司書の方をクラス担任とまでは言わないですけども、もっと主体的に、支援だけではなく、授業などにも協力

していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

また、学校の教室不足のせいで、図書館が図書スペースになってしまったりする例もありますので、きちんと学校の図書館は場所の確保はしていただきたいと思いますし、また、今後の学校図書室については、地域開放を行うことをマストにしてほしいというふうに思います。

また、次、28番なんですけれども、図書館での学習スペースの確保は、今後も必須だと思っております。中高生が家以外で勉強したりするのに、図書館だけではなく、地域活動センターの勉強スペースにもたくさんの生徒たちが集まっております。図書館の居場所としての機能は、まず第一に高めていただきたいというふうに思います。

また、図書館以外の子どもの居場所や、中高生の居場所、これから今後、若者の居場所なども増えていきます。居場所にミニ図書コーナーを置くなど、本と身近に触れ合える機会を増やしていただきたいというふうに思っております。

以上、要望を申し上げましたが、もし前進しているもの、今後前進する予定があるものがあれば、お答えください。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 まず、項番21番、学校図書館支援員についてのお尋ねになりますが、こちらにつきましては、今回の計画の中におきましても、学校図書館への支援の充実に向けた取組を進めるということで、文言を追加しております。今後、計画の中で、学校図書館支援の充実について検討してまいりたいと思っております。

昨年度、学校に行ったアンケート調査におきましても、学校図書館支援員に対する期待の声というところは上がっているところがございます。その中でも、調べ学習、レファレンス等の事業支援だとか、蔵書や図書データの整理についての期待する声というのが高まっているところもございます。現時点におきましても、事業支援、一定のところしているところがございますが、今後、そういったところもしっかり力を入れていくところを、また学校図書館支援員とも共有しながら進めてまいりたいと思っております。

また、学習スペースの確保につきましては、様々なところで区民の方から御意見を伺う中では、やはり期待する声というのは高いと我々も認識しているところがございます。今年度におきましても、大塚みどりの図書室だとか、目白台図書館におきまして、空いた会議室等を活用して、学習スペースの開放というところも取組を始めているところがございますので、今後、そういった空きスペースの活用だとか、施設の改修・改築の機会を捉えながら、まず

ます充実してまいりたいと考えております。

○上田委員長 よろしいですか。

（発言する人あり）

○上田委員長 そうですね。

宮原学務課長。

○宮原学務課長 学校の図書館につきましては、例えば本郷小学校で図書室が一時小さくなってしまったというケースがありますけれども、一昨年になりますでしょうか、1教室、図書室として確保した上、もともと各フロアにつくった図書コーナーを残すなど、充実を図っているところでございます。

また、地域への開放については、現状ですと、動線が分けられずセキュリティの問題もありますし、図書自体は、書籍の貸出しは、児童・生徒用の専用端末を使つての貸出しをしているといったところの課題もあるため、現時点では考えていないところでございます。

○上田委員長 小林委員。

○小林委員 現時点では考えられておりませんが、改築とかの際には、ぜひ地域開放できるような動線だとか、そうしたものを検討していただきたいと思います。

あと、子どもの居場所等の本の配架とか、今後、考えていただけるのかどうかもお願いします。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 今回、アンケート調査を行った中でも、いろいろ親子連れの方々が図書館になかなか来づらいというような御意見もありました。やっぱり子どもが騒いでしまって、図書館に来づらいという御意見もいただいたりだとか、子どもたちについても、中高生がなかなか図書館に来ないというような、そういったところもあるところでございます。我々としても、そういった方々が図書館に来やすい環境づくりというのは非常に重要だと思っております。

真砂中央図書館におきましては、例えば1階に親子、お父さん、お母さんも読めるような本を児童フロアの近くに置いたりするような書棚づくりをしたり、工夫もしているところでございますので、我々図書館としても、あらゆる方が図書館に来やすいような環境づくりというのは、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

○上田委員長 図書館に来てもらうだけじゃなくて、ほかの居場所に図書を箱貸ししてもらいたいとかという質問だと思うんですが、猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 すみません、ほかのところへの本の配架というところで行きますと、我々のほうで、団体貸出しというような取組を行っております、子育て支援施設等への本の貸出しというところも100冊単位で行っているところでございます。そういったところの連携を深めて、またさらに増やしていきながら、本の各施設の配架というところも進めてまいりたいと思っております。

また、アウトリーチというところも、我々、今年度、取り組んでいるところでございます。子育てフェスティバルだとか、文京スポーツフェスタ、そういったイベント会場に出て読み聞かせ等も行っているところでございますので、今後、そういった取組も進めてまいりたいと思っております。

○上田委員長 ほかに。

関川委員。

○関川委員 今回、子どもの読書活動推進計画案ということで、4回の検討会や332人の区民の方から意見が寄せられたこと、また、子どもからも254件の意見が寄せられるなど、細かい調査がされていることが分かりました。

P50ページのところなんです、あなたは本を読むことが好きですかという質問に、「好き」、「どちらかはいえは好き」と答えたお子さんは、小学校3年生で89.1%、小学校5年生で80.5%、中学生で73.6%、高校2年生で80.9%と高い確率になっていますが、だからこそ読書環境を整えることが大切だと思います。区民の意見にもありましたが、学校図書館司書の配置を進めていくことがやっぱり大事だと思います。今は、指定管理者の方が週4日、1日4時間の制限された時間の中で子どもたちと向き合っているのですが、それだけではやっぱり足りないと思います。学校図書館を配置して、いつでも図書館が開いていて、いつでも本が読める環境がやっぱり大事だと思います。その辺、いかがでしょうか。

それともう一点、69ページのところ、学校図書館図書標準について、これは平成5年に、公立学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として文科省が定めたものですが、区の場合、学校図書館図書標準率100%を満たしてない学校は、小・中学校で、情報公開で頂いた資料だと6校ですが、なぜ100%にならないのか。それから、何冊ぐらい100%にならないと足りないのか、子どもたちにどういう影響があるのか、教えてください。前も何か6校だったと思いますけど、標準を満たしてないところが。以前お聞きしたとき。

以上です。

○上田委員長 猪岡真砂中央図書館長。

○猪岡真砂中央図書館長 今、委員からお話がありましたとおり、文京区におきまして、読書が好きという回答をかなり高くいただいているところでございます。一方で、今回、パブリックコメントの意見の中でも、読書が好きだけど、時間の確保が難しいというような御意見もいただいたところでございます。

今回の計画の中にも折り込ませていただきましたとおり、読書へのアクセスしやすい環境というのが一つのポイントだと思っておりますので、来年度予定しております電子書籍の充実だとか、3D書架の整備、そういったところで選択肢を増やしていけるような環境づくりというところは進めてまいりたいと思っております。

また、学校図書館支援員の充実につきましては、先ほど小林委員に御回答申し上げましたとおり、今回の計画の中に新たに盛り込んでおりますので、今後しっかり検討してまいりたいと思っております。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 学校図書館標準につきましては、委員御指摘のとおり、小学校で6校、中学校で3校が90%台後半となっており、それ以外は100%を超えている状況です。

こちら、学級増とか、あと汚損で除斥した数と、その後、購入するのと、タイミングによってずれが生じていまして、一番低いところで96%とか出ているところだと、冊数にしますと、本来は9,040冊必要なところ8,680冊ということで、少し差が出ているところはございます。

学務課としましては、図書標準をしっかりと確保できるよう、予算は確保しているところで、学校も冊数にこだわらず、必要な子どもたちに調査した上で、このぐらい必要だよねと決めてから買ったりということで、ちょっと時間差は出ておりますが、今後もしっかりと予算は確保してまいりたいと考えております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。図書館司書については、ぜひ検討していただきたいんです。3Dなどの、あと電子図書にするなどのこともやっぱり大事ですけど、いつでも図書館が開いていて読めるという環境がやっぱり大事だと思いますので、検討会の中でぜひこの点を強調してやっていただきたいんです。

あと、図書標準については、学校によって格差がやっぱり出ちゃうとまずいんだと思うんですが、前回聞いたときも、6校ぐらいが100%を満たしてないということでしたので、ぜひ、子どもたちがいつでも本を読めるような環境をつくっていくことが大事ですので、学校

によって差が出てくるようではいけないというふうに思いますので、ぜひその辺はよろしく
お願いします。

以上です。

○上田委員長 よろしいですか。

それでは、以上で報告事項8の質疑を終了いたします。

○上田委員長 続いて、一般質問ですが、お2人の方から2件いただいております。あと残り
12分ほどですので、お1人5分程度でお願いいたします。

それでは、関川委員、お願いします。

○関川委員 文化財についてお伺いしたいんですけども、元町公園が先日オープンしまして、
原型を残してきれいにしていただいたんですけども、文化財にしていくということがいよ
いよこれから本格的に、東京都を通じて文化庁と交渉が始まるというふうに思うんですけれ
ども、今時点でどのような状況なのかということ。

それから、復興小学校、復興公園は、小学校と、今、ウェルネスパークになっちゃいまし
たけど、小学校と公園が一体的に造られているというのが、復興小学校、復興公園の一つの
特徴だと思いますけど、一体で文化財にしていくということは検討がされるのでしょうか。

それともう一点、残した東館ですけども、以前の答弁だと、登録文化財になる可能性が
あるということでありましたけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○上田委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 まず、元町公園の名称指定、現時点での状況でございます。公園の竣工
後、文化庁のほうにはいろいろ写真等をお送りして報告してやり取りをしているところです。
また、近日中には、文化庁の方が視察に来ていただくという運びになっております。

その名称は、今、元町公園の部分というところで、小学校の部分も含めて一体的にという
ことには予定はしておりません。建物部分につきましては、東館を除いて、新しくなってし
まっているようなこともあり、あくまで公園の部分というところで、名称指定をするという
方向でございます。

東館につきましては、登録有形文化財に登録される可能性はあるというふうに考えており
ます。まずは、公園の名称指定というところですけども、その名称指定のほうですね、し
っかりと行って、また、その後、東館について、登録有形文化財にしていくかどうかという
ところを検討してまいりたいと考えております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 ありがとうございます。最終的に元町公園が文化財になるのは、いつをめどにしているのでしょうか。

○上田委員長 熱田教育総務課長。

○熱田教育総務課長 今年の夏頃を目途に、文化庁のほうに意見具申をしたいと考えております。その後、国のほうで文化審議会等を開催して、決定していくわけですが、そちら、国側のスケジュールについては、ちょっと現時点ではこの場でなかなか申し上げられないところではございますが、こちら側の意見具申というところについては、今年の夏ということで進めていきたいと考えております。

○上田委員長 関川委員。

○関川委員 分かりました。よろしく申し上げます。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 教材費の無償化のことでちょっと伺いたいんですけれども、来年度予算で、教育に関する保護者負担の軽減ということで、小学校5万円、中学校10万円の補助が来年度予算には盛り込まれておりますけれども、私たちも入学準備金の負担軽減というものは、私たちもあり得るといふふうに考えております。

その上でなんですけれども、この事業を検討していく、その課程において、やっぱり教材費とか副教材費なんかの無償化ですとか、あと、私たちは、先ほどの議員提出議案のときも備品化ということも提案させていただきましたけれども、そういった無償化、備品化、教材費についてですね、こういったことも検討するのではないかなというふうに思うんですね。

で、そういった、今の来年度から始まる事業を検討していく課程の中で、そうした教材費などの無償化について、検討した課程というものがあるのかどうか。あれば、ぜひちょっとそのあたりの中身なんかについても教えていただきたいなと思うんですけれども、伺います。

○上田委員長 宮原学務課長。

○宮原学務課長 今回の準備金につきましては、昨年、令和7年6月25日に国のほうからありました学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減についてという通知を基に、検討を開始したところでございます。こちらの通知につきましては、学校における補助教材及び通学用服等の学用品等の購入について、現下の物価高による影響を受ける家計の負担軽減が一層重要となっていることを踏まえ、地域の実情に応じて積極的に取組の検討を

するようというような通知でございました。

具体的には、委員御指摘もありました、学校の備品化であったりとか、あと、指定用品、制服や体操服等のガイドラインをつくって廉価に購入できるようにできないかとか、あと、ICT機器を対応できないか。また、ここでは制服とあります。標準服ですね、のレンタル等の検討というようなことが具体的には書かれているところで、これをベースに我々のほうで、何が本区でできるのか、あと、本区での特性を、実情に応じた取組は何かということで、検討したところではございます。

で、全体に向けては、国のほうが物価高対応子育て応援手当を支給しているところがあり、本区も当然子育て世帯全員に2万円の支給があって、その中で、では教育費の中で負担軽減をしていくところで何かというところで、委員御指摘のとおり、学用品費についても、ここありますので、一定検討もしていますし、他区の事情というのも研究したところではあります。

ただ一方で、この通知にあるところは、やはりICT機器であったりとか、制服、標準服であったりとか、準備にかかる大きな負担が、ここが物価高を受けて一番影響が大きいところであるというような通知でもありますし、そういったところを勘案したところ、既に制度化されている部分で、保護世帯であったり、準要保護世帯に対しての就学援助であったり、教育費の、どの部分を負担すべきかという、既存の制度の中で、一定物価高対応しているものもあれば、全く手がついてない部分があるよねといったところから、本区の、もう一つが本区の実情というところでいいますと、先ほども御議論の中にありましたけれども、中学校では、国・都・私立へお進みになる方が非常に多いと。これは、今年度というカットで見れば、今年の中学生だけですけれども、今いらっしゃる小学生の皆さんも、ではいきなり進学率が落ちるのかということ、本区の特徴としては、今後も小学校の皆さんは中学校へ進んでいかれるといったところを考えたときに、公平性の担保も含めまして、準備金という形を事業化したというような経緯になります。

○上田委員長 石沢委員。

○石沢委員 分かりました。様々、御検討いただいて、教材費の無償化についても、いろいろ考えていく中で、検討の俎上には上ったと。ただ、最終的には、今回、御提案いただいた5万、10万の補助という形で、今回は落ち着いたということなのかなというふうに今の話を聞いて思いました。それについては、私たちはそれも有り得るというふうに考えておりますし、保護者の負担軽減という形では、効果はあるんだろうというふうに思います。

一方で、やはり教材費の無償化ということは、全学年で、小学校では6年間、中学校では公立の場合も3年間、教材費ということについては、負担をしていくということになりますので、やっぱりその点については、引き続き私たちも無償化ということを求めていきたいなというふうに思いますので、以上で終わります。ありがとうございます。

○上田委員長 それでは、一般質問を終了いたします。

○上田委員長 その他。

本会議での委員会報告について。文案の作成については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 委員会記録について。本日の委員会記録については、委員長に御一任願いたいのですが、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○上田委員長 令和8年5月の閉会期間中の継続調査について。こちらについては、議長に申し入れることといたします。

○上田委員長 それでは、以上で、文教委員会を閉会いたします。

引き続き、この場で理事会を開催いたしますので、理事の方はお残り願います。

午後 4時58分 閉会